

球磨川地域森林計画書

(球磨川森林計画区)

計画期間 (自 令和 5 年 (2 0 2 3 年) 4 月 1 日)
(至 令和 1 5 年 (2 0 3 3 年) 3 月 3 1 日)

熊 本 県

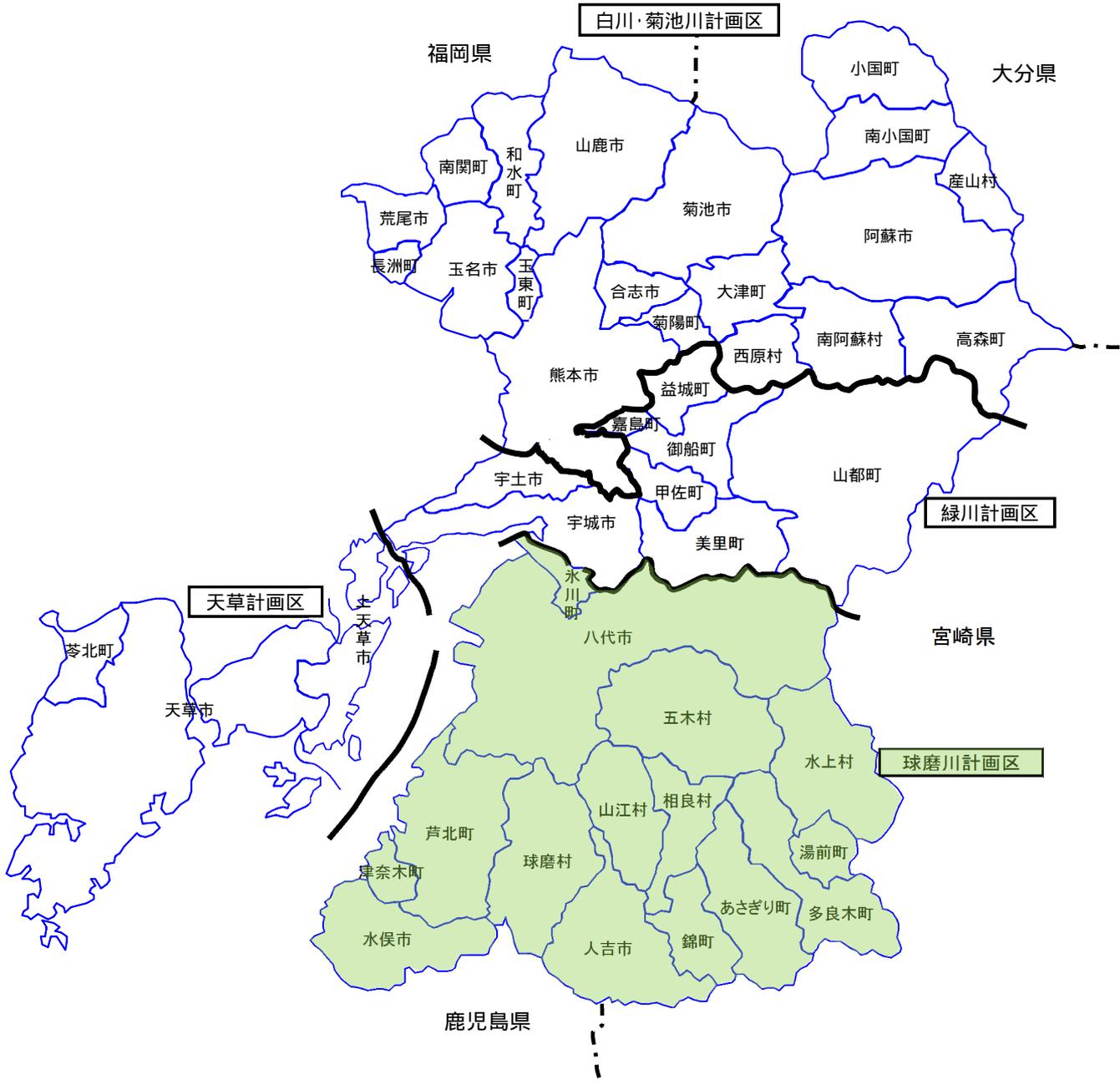
目 次

計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	3
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	13
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	15
計画事項	21
第1 計画の対象とする森林の区域	23
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	24
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	28
第3 森林の整備に関する事項	29
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	29
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	31
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	36
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	39
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法 に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	42
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	林産物の搬出方法等	
(6)	その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	45
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2)	森林の経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	50
1	森林の土地の保全に関する事項	50
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4)	その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	53
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区に関する方針	
(3)	治山事業に関する方針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
(5)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	53
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	

4	森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項	54
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3)	林野火災の予防の方針	
(4)	その他必要な事項	
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	55
(1)	保健機能森林の区域の基準	
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	56
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	56
2	間伐面積	56
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	56
4	林道の開設及び拡張に関する計画	56
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	61
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業 方法及び時期	67
第7	その他必要な事項	68
1	保安林その他制限林の施業方法	68

森林計画区位置図



計 画 の 大 綱

計画の大綱

この計画は、森林法第5条の規定に基づき、球磨川森林計画区に係る民有林について、全国森林計画（計画期間：平成31年（2019年）4月1日～令和16年（2034年）3月31日）で示された基準及び目標等に即し、地域の森林資源の状況や自然的、社会的、経済的条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、森林施業の指針、森林の土地の保全等に関する事項を明らかにするとともに、計画期間内における森林の伐採、造林、林道の開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。その計画期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和15年（2033年）3月31日までの10年間とする。

1 森林計画区の概況

（1）自然的背景

ア 計画区の位置

本計画区は、八代地域（八代市及び八代郡）、芦北地域（水俣市及び葦北郡）及び球磨地域（人吉市及び球磨郡）の3地域（3市7町5村）を包括する約2,683km²の区域で、県の南部に位置し、南は鹿児島県及び宮崎県、東は九州山地を境に宮崎県と接し、西は八代海（不知火海）に面している。

イ 地 勢

地形は、東部の九州脊梁山地から西部の八代平野に向けて、東が高く西に低くなっており、起伏が大きい。

八代・芦北地域は、日奈久断層によって西部の八代平野と東部の山間地域に区分される。また、八代平野は、球磨川や氷川の下流域に形成された沖積平野であり、その3分の2が干拓によって造成されたものである。

球磨地域は、中央部に人吉盆地を有し、球磨川、川辺川などの上流部ではV字溪谷を形成している。

ウ 地 質

球磨郡水上村と宮崎県椎葉村の境に位置する銚子笠から南西方向に大坂間構造線の石灰岩層が縦走し、それをはさんで古生代の砂岩、泥岩、チャートの固結堆積物が分布している。東部には市房山を中心とした花崗岩地帯があり、南部には宮崎県境から鹿児島県境にかけて安山岩、泥岩地帯が分布している。

また、水俣川の上流部には中生代の砂岩が見られ、人吉盆地中央部には砂、礫、シルトの未固結堆積物が分布している。

エ 土 壤

山間地域の大部分は、堆積岩を基岩とする土壤であり、尾根筋には乾性褐色森林土、中腹以下には褐色森林土、沢筋には湿性褐色森林土が分布している。また、球磨川兩岸の台地には黒ボク土が分布している。

オ 気 候

西部地域は、全般的に気候が温暖であり、年平均気温は、平野部で17.2 となっているが、東部山間地域では15.7 とやや低い。また、人吉盆地では、夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性の気候となっている。

年間降水量は、平野部で2,200mm程度、人吉盆地で2,700mm程度となっている。

表 - 1 球磨川計画区の気温及び降水量(2012～2021年の10年間の平均値)

観測地点	気温()			降水量 (mm)	備考 (標高m)
	最高	最低	平均		
八代	36.4	-3.6	17.2	2,116	8
水俣	36.3	-3.1	17.1	2,355	6
人吉	36.5	-6.0	16.0	2,683	146
上	36.2	-8.5	15.7	2,563	166

資料:熊本地方気象台

1 データは、各観測地点の地域気象観測システム(アメダス)による。

2 最高気温及び最低気温は、年間における極値の平均値である。

カ 自然景勝地

本計画区は、九州中央山地国定公園、芦北海岸県立自然公園、五木五家荘県立自然公園、奥球磨県立自然公園及び白髪岳自然環境保全地域等の優れた自然景勝地を有する。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、268,267haで県土面積の36%を占め、そのうち森林面積が208,243ha、林野率が78%と県全体の62%と比べ森林の占める割合が高くなっている。

また、農用地面積の占める割合は、8%であり県全体の15%に比べ低くなっている。

表 - 2 球磨川計画区における土地利用

単位: ha、%

区 分	総 数	森 林			農用地	その他
		総数	国有林	民有林		
球磨川計画区	268,267	208,243	37,505	170,738	22,236	37,788
構成比	100.0	77.6	14.0	63.6	8.3	14.1
八代地域	71,472	50,435	9,950	40,485	8,834	12,203
構成比	100.0	70.6	13.9	56.6	12.4	17.1
芦北地域	43,138	32,595	4,353	28,242	2,752	7,791
構成比	100.0	75.6	10.1	65.5	6.4	18.1
球磨地域	153,657	125,213	23,202	102,011	10,650	17,794
構成比	100.0	81.5	15.1	66.4	6.9	11.6
県 計	740,946	460,111	63,338	396,773	110,686	170,149
構成比	100.0	62.1	8.5	53.5	14.9	23.0

資料: 総数及び国有林面積並びに農用地は熊本県林業統計要覧(令和2年度版)、その他は総数から森林及び農用地面積を減じた数値。

イ 人 口

本計画区の令和4年(2020年)4月1日現在の推計人口は、約25万2千人で、県全体の14.7%を占め、人口密度は、94人/km²と県平均の232人/km²を大きく下回っている。

また、本計画区は過疎化が進行している地域であり、15市町村のうち、14市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用を受ける状況となっている。

ウ 交通

(ア) 道路

九州自動車道は八代市を経て人吉市を通り、鹿児島県及び宮崎県（宮崎自動車道）へと延びているほか、八代市から水俣市を経由して鹿児島方面へ通じる南九州西回り自動車道は八代から水俣までの区間が開通している。

また、国道3号が平野部を南北に縦断しているほか、八代市から人吉市を経由して宮崎県西都市方面へ国道219号、水俣市から鹿児島県伊佐市方面へ国道268号、人吉市から五木五家荘方面へ国道445号が延びており、これらの主要道路を中心に県道、市町村道が整備されている。

なお、道路は、物流の効率化や観光振興など地域産業にとって重要な役割を担っており、令和2年7月豪雨による国道219号線や県道等において路肩決壊など甚大な被害が発生し通行止めとなったが、国・県・市町村の連携により復旧が早急に進められている。

(イ) 鉄道

本計画区を九州新幹線が南北に縦断している。九州新幹線と並行するJR鹿児島本線は、在来線区間のうち八代駅-川内駅間を第三セクター会社の肥薩おれんじ鉄道が運営している。人吉市と湯前町の間を連絡している第三セクターのくまがわ鉄道においては、令和2年7月豪雨により線路や橋梁が流出するなど甚大な被害が発生し、一部区間が不通となっている。

また、都市部と人吉・球磨地区を結ぶJR肥薩線については、これまでも物流や観光に重要な役割を担っており、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けたが、JRと国・県・関係市町村において復旧の検討がなされている。

エ 産業の概要

(ア) 産業別総生産額

本計画区の産業活動は、都市部を中心に活発であり、令和元年度（2019年度）の総生産額は県全体の14%に当たる8,855億円となっており、そのうち74%が八代市、水俣市及び人吉市の3市により占められている。

産業別構成比を見ると、第1次産業4.6%、第2次産業27.2%、第3次産業68.2%となっており、第1次産業と第2次産業が県全体の構成比より高くなっている。

林業については、計画区内の生産額が県全体の41%を占めており、中でも球磨地域の生産額が県全体の25%を占めているなど、熊本県を代表する林業地域であることを示している。

表 - 3 球磨川計画区における産業別総生産額

単位 生産額:百万円、構成比:%

区 分	総生産	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
球磨川計画区	(890,899)						
	885,509	40,321	35,946	4,059	317	240,870	604,317
構成比	100	4.6	4.1	0.5	0.0	27.2	68.2
八代地域	(482,791)						
	479,870	20,610	19,556	930	123	145,004	314,257
構成比	100	4.3	4.1	0.2	0.0	30.2	65.5
芦北地域	(138,561)						
	137,722	3,505	2,702	638	165	40,161	94,056
構成比	100	2.5	2.0	0.5	0.1	29.2	68.3
球磨地域	(269,547)						
	267,916	16,207	13,688	2,491	28	55,705	196,004
構成比	100	6.0	5.1	0.9	0.0	20.8	73.2
県 計	(0)						
	6,324,921	187,737	157,990	9,902	19,845	1,621,593	4,515,591
構成比	100	3.0	2.5	0.2	0.3	25.6	71.4

資料: 令和元年度(2019年度)市町村民所得推計報告書(熊本県統計協会)

注) 1 総生産欄の下段の数値は、～を合計した金額である。上段()書きの数値は、下段の数値に輸入品に課される税・関税を加え、また総資本形成に係る消費税を控除した金額である。

2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(イ) 産業別就業者数

本計画区の産業別就業者数は、平成27年(2015年)と令和2年(2020年)の国勢調査の結果を比較すると第1次産業、第2次産業、第3次産業全てにおいて減少しており、県全体と同様の傾向となっている。

林業就業者数については、平成27年(2015年)の1,186人から令和2年(2020年)は1,139人へと47人減少しているが、芦北地域では増加している。なお、本計画区の林業就業者数は県全体の47%を占めている。

表 - 4 球磨川計画区における産業別就業者数

単位:人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
球磨川計画区	121,887	17,729	16,259	1,139	331	26,214	76,909
	130,008	19,526	17,897	1,186	443	28,344	80,805
八代地域	62,388	9,279	8,988	156	135	13,279	39,331
	65,420	9,898	9,562	158	178	13,974	40,372
芦北地域	19,374	2,008	1,683	136	189	4,347	12,930
	21,238	2,344	1,970	122	252	4,936	13,921
球磨地域	40,125	6,442	5,588	847	7	8,588	24,648
	43,350	7,284	6,365	906	13	9,434	26,512
県 計	819,259	71,768	65,575	2,398	3,795	169,965	560,851
	834,284	80,001	72,728	2,603	4,670	171,618	563,243

資料: 上段は令和2年国勢調査、下段は平成27年国勢調査

注) 総数には、分類不能の産業就業者数を含む。

(3) 民有林の概要

ア 森林資源等の状況

本計画区の民有林面積は、170,738haで本県民有林面積(396,773ha)の43%を占めている。

林種別の面積は、表 - 5 に示すとおり人工林118,477ha、天然林47,728ha、その他4,533haで、人工林率は69.4%であり、県平均の60.9%より高い。

樹種別の主な面積構成を見ると、スギ35.3%、ヒノキ30.2%、マツ1.9%（人工林と天然林の計）、クヌギ1.6%（人工林と天然林の計）、広葉樹等（注1）27.6%となっており、人工林ではスギの占める割合がやや高くなっている。地域別に見ると、八代地域、球磨地域ではスギ、芦北地域ではヒノキの割合が高くなっている。

人工林のうちスギとヒノキの齢級（注2）別面積構成について見ると、図 - 1 に示すとおり、スギは13齢級（61～65年生）を、ヒノキは11齢級（51～55年生）をピークとする構成となっている。また、スギ・ヒノキ人工林のうち保育を必要とする7齢級以下の森林が14%となっており、県平均の10%に比べ高くなっている。

（注1）「広葉樹等」は、天然生広葉樹林のうち高木層が複数の樹種によって構成されている森林で、森林簿、電算帳票及び統計資料等においては「広葉樹等」と表現している。

本計画区においては、八代地域のうち八代市泉町及び球磨地域に分布するブナクラス域の植生と各地域に分布するヤブツバキクラス域の植生に含まれる。植生区分上の樹種等については、表 - 6 のとおりである。

（注2）「齢級」は、林齢を5年単位でまとめたものをいい、1齢級は1～5年、2齢級は6～10年としている。

表 - 5 球磨川計画区における民有林の林種別樹種別面積
単位 面積:ha、構成比:%

区 分	計画区計	
	面積	構成比
総 数	170,738	100.0
人 工 林	118,477	69.4
スギ	60,316	35.3
ヒノキ	51,521	30.2
マツ	2,973	1.7
クヌギ	2,486	1.5
その他	1,181	0.7
天 然 林	47,728	28.0
マツ	415	0.2
クヌギ	160	0.1
広葉樹等	47,117	27.6
その他	36	0.0
そ の 他	4,533	2.7
竹林	2,479	1.5
無立木地等	2,054	1.2

資料：森林整備課

- 注) 1 数値は、地域森林計画対象森林に係るものである。
 2 無立木地等は、伐採跡地、未立木地、更新困難地及び特殊林を合わせたものとしている。
 3 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

図 I - 1 球磨川計画区の人工林(スギ、ヒノキ)齢級別面積構成

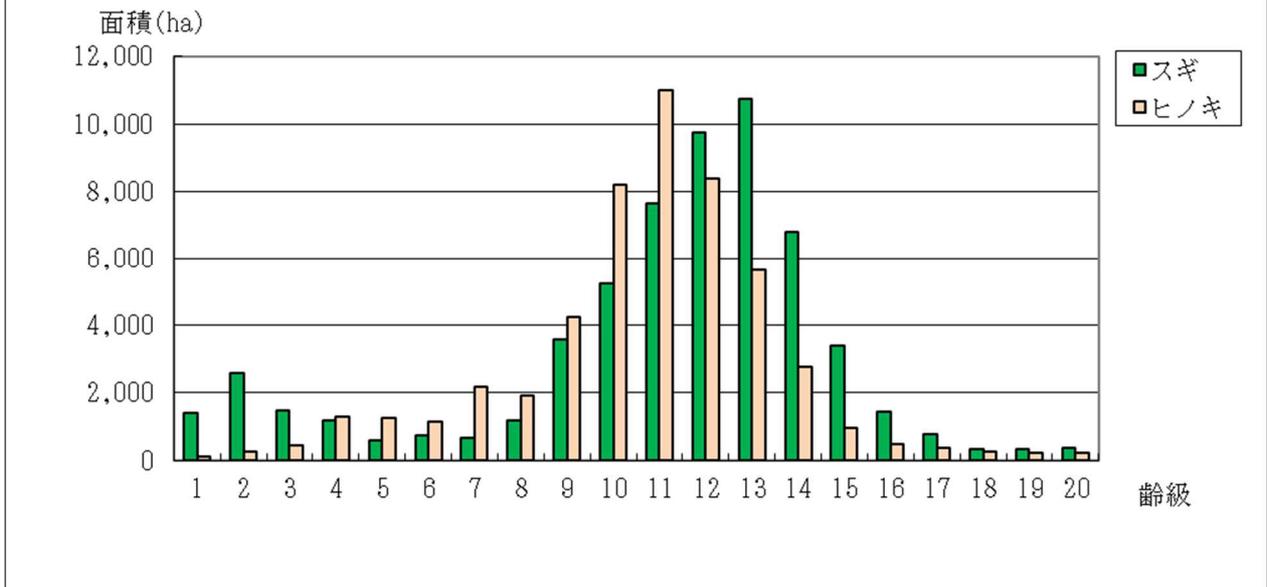


表 - 6 球磨川計画区における天然生広葉樹の植生区分

区分	群集・群落等の名称	分布する標高域	主要な構成樹種(高木層)	備考
ブナクラス域	スズタケ-ブナ群団	700~1,600m	ブナ、カエデ類、ハリギリ、アカシデ、ミズキ、アオハダ、ミズナラ、ヒメシャラ、ホオノキ、サワグルミ	自然
	シラキ-ブナ群集	500~1,700m	ブナ、カエデ類、ヒメシャラ、ミズナラ、クリ、ハリギリ、[モミ]、[ツガ]、アカシデ、アカガシ、イヌシデ	自然
	カシワ-ミズナラ群落	1,000~1,300m	ミズナラ、ハリギリ、カナクギノキ、ヤマグワ、ウリハダカエデ、ヤマザクラ、キハダ、ミズキ、アカガシ	代償
ヤブツバキクラス域	ツガ-ハイノキ群集	700~1,200m	ブナ、アカシデ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、[ツガ]、ミズナラ、ホオノキ、アカガシ、ミズキ、ウラジロガシ、ハリギリ、コハウチワカエデ	自然
	ケヤキ-イロハモミジ群集	300(500)~500(600)m	ケヤキ、イロハモミジ、ヤマザクラ、ヤマグワ、ネムノキ、ミズキ、エノキ、イタヤカエデ	自然
	シイ-カシ萌芽林	0(300)~900(1,200)m	コジイ、スダジイ、アラカシ、ウラジロガシ、ヤマハゼ、ヤブツバキ、タブノキ、ネムノキ、クロキ、クヌギ	代償
	クヌギ-コナラ群落	0~300m	クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、ヤマハゼ	代償

資料：熊本県における広葉樹造林の手引き（熊本県農林水産部）

- 注) 1 分布する標高域欄の()の数字は、八代市泉町及び球磨地域における標高域を示す。
 2 主要な構成樹種欄の[]の樹種は、針葉樹であるが植生の区分上含めており、当該樹種が主林木である場合は、樹種別の区分を「その他針葉樹」としている。
 3 備考欄の「自然」は自然植生(本来の自然の状態で成立しているもの)、「代償」は代償植生(伐採、火入れ等の人間の手が入ったもの)を示す。

イ 保安林

本計画区の保安林面積は72,690haで私有林面積の42.6%を占め、その種類別面積は、水源かん養保安林が60,492ha、土砂流出防備保安林が11,622ha、土砂崩壊防備保安林が305ha、その他が271haとなっており、指定割合が県内平均(28.2%)よりも高くなっている。(令和3年度(2021年度)末で重複指定面積を除く。)

ウ 自然公園等

本計画区内には、九州中央山地国定公園、芦北海岸県立自然公園、五木五家荘県立自然公園、奥球磨県立自然公園及び熊本県自然環境保全地域特別地区が存在する。

エ 所有形態別森林面積

本計画区の私有林について所有形態別に見ると、私有林が128,775haで75.4%を占め、公有林は、市町村有林(財産区有林を含む)が16,000ha(9.4%)、県有林が6,415ha(3.8%)であり、その他(公益社団法人 熊本県林業公社、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター等)が19,548ha(11.4%)となっている。

数値は、四捨五入の関係上総計とは必ずしも一致しない。

オ 森林の機能別面積

森林の多面的機能のうち特に発揮することを期待されている機能について、市町村森林整備計画で定められている公益的機能別施業森林等の区域別面積及び本計画区におけるその割合は、令和4年(2022年)4月現在で以下のとおりである。

水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
64,720ha(38.1%)

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
10,266ha(3.0%)

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
125,156ha(73.7%)

カ 森林資源の推移

本計画区における過去5カ年の私有林面積の推移を見ると、平成29年度(2017年度)調査時には170,764haであり、令和4年度(2022年度)調査では、170,738haに減少している。

一方、1ha当たりの森林蓄積の推移を見ると、平成29年度(2017年度)調査時には341m³であり、令和4年度(2022年度)調査では357m³に増加している。特に、人工林の針葉樹については、410m³から431m³に増加している。

表 - 7 球磨川計画区の民有林における森林資源の推移

単位 面積:ha、蓄積:千m³、千束(竹林)

区 分		平成29年度調査			令和4年度調査			
		面積	蓄積	ha当蓄積	面積	蓄積	ha当蓄積	
総 数		ha 170,764	千m ³ 56,691	m ³ -	ha 170,738	千m ³ 59,387	m ³ -	
立 木 地	総 数	166,151	56,691	341	166,206	59,387	357	
	人工林	総 数	118,216	47,618	403	118,477	50,168	423
		針葉樹	114,682	47,040	410	114,854	49,545	431
		広葉樹	3,534	578	164	3,623	624	172
	天然林	総 数	47,935	9,073	189	47,728	9,219	193
		針葉樹	416	118	284	452	132	293
		広葉樹	47,519	8,955	188	47,277	9,086	192
竹 林		2,464	(2,206)	(895)	2,479	(2,223)	(897)	
無立木地等		2,149	-	-	2,054	-	-	

資 料: 熊本県森林整備課

注) 1 蓄積の総数には、竹林の蓄積(単位:千束)は含まない。

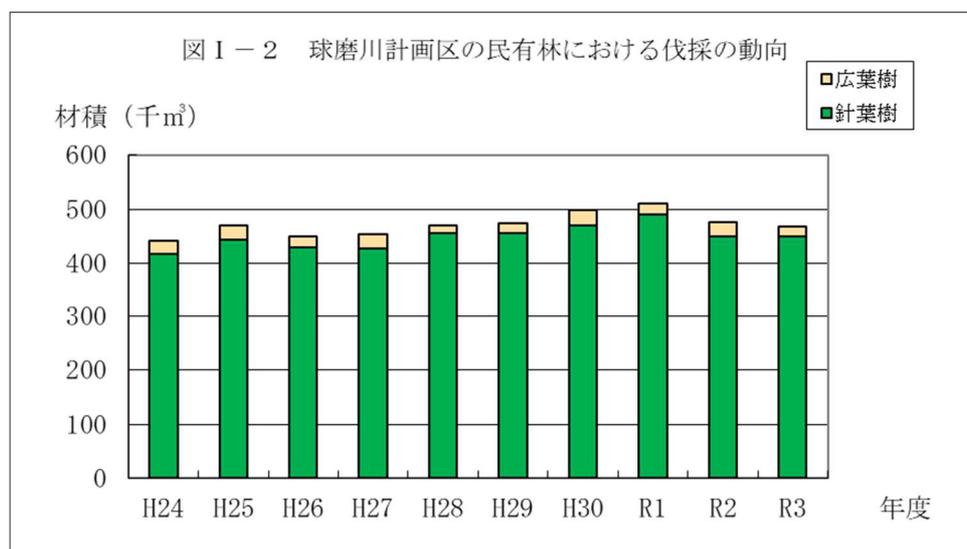
2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

キ 伐採及び造林の動向

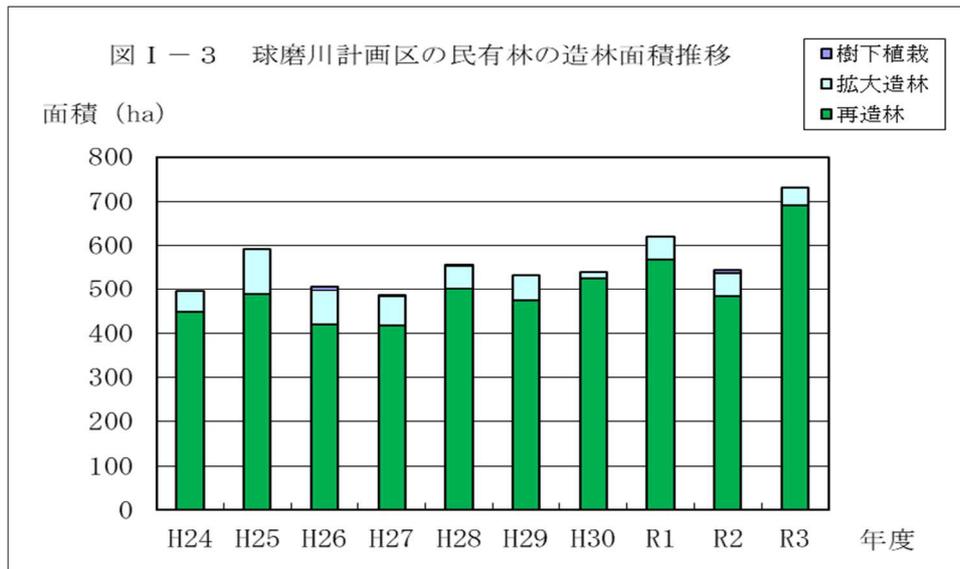
本計画区の民有林における伐採(素材生産量)の動向は図 - 2 に示すとおり、平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)までの10年平均では471千m³(針葉樹449千m³、広葉樹23千m³)が生産されている。

人工造林の動向は、図 - 3 に示すとおりであり、平成24年度(2012年度)から令和2年度(2020年度)まではほぼ横ばい(平均541ha)であったが、令和3年度(2021年度)に731haに増加している。なお、平成24年度(2012年度)から令和3年度(2021年度)までの10年平均では560haが造林されている。

なお、ウッドショックによる国産材の生産・供給への期待が高まったが、令和2年7月豪雨による林道等の被災が林業生産活動に支障を及ぼし、持続的な林業経営や森林の持つ公益的機能の維持・増進のために不可欠な再造林による森林再生にも影響を与えた。



資料: 熊本県林業統計要覧



資料：熊本県林業統計要覧

- (1) 「樹下植栽」とは、複層林の造成を目的として樹下に苗木の植栽を行うこと。
- (2) 「拡大造林」とは、天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行うこと。
- (3) 「再造林」とは、人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

ク 基盤整備の状況

本計画区内の民有林における令和3年度(2021年度)末の既設林道は326路線(注)あり、既設延長は1,102kmとなっている。

林道密度は、令和3年度(2021年度)末現在で八代地域6.7m/ha、芦北地域4.7m/ha、球磨地域6.9m/ha、計画区全体で6.5m/haとなっており、県平均の5.4m/haを上回っている。

作業道については、令和3年度(2021年度)末現在で4,157路線、総延長3,407kmが整備されている。

また、令和2年7月豪雨により、本計画区内における14市町村の487箇所其林道災害が発生しており、これらについては令和6年度までの復旧整備が見込まれている。

(注)本書において、林道とは、森林基幹道、森林管理道及び林業専用道をいう。

路線数は、複数の市町村にまたがる路線にあっては当該林道の所在する市町村ごとに1路線として算出している。ただし、林道の利用区域のみが所在する市町村については、当該林道の路線数を計上していない。

ケ 林産物の生産等の状況

(ア) 木材の流通加工

本計画区の令和3年度(2021年度)における素材市売市場は8箇所、その取扱量は、575千 m^3 となっている。本計画区内で生産された素材は、これらの市場のほか一部が県外や他流域の市場等へ出荷されており、また、協定取引により集成材用ラミナや間柱生産を主体とした大型製材工場等に直接納入している事例も見られる。

本計画区の令和3年度（2021年度）末における製材工場は46工場で、135千 m^3 の製材品を生産しており、これは県全体の36%に当たる。また、木材チップを生産している工場は16工場で、年間342千 m^3 の木材チップを生産しており、これは県全体の53%に当たる。

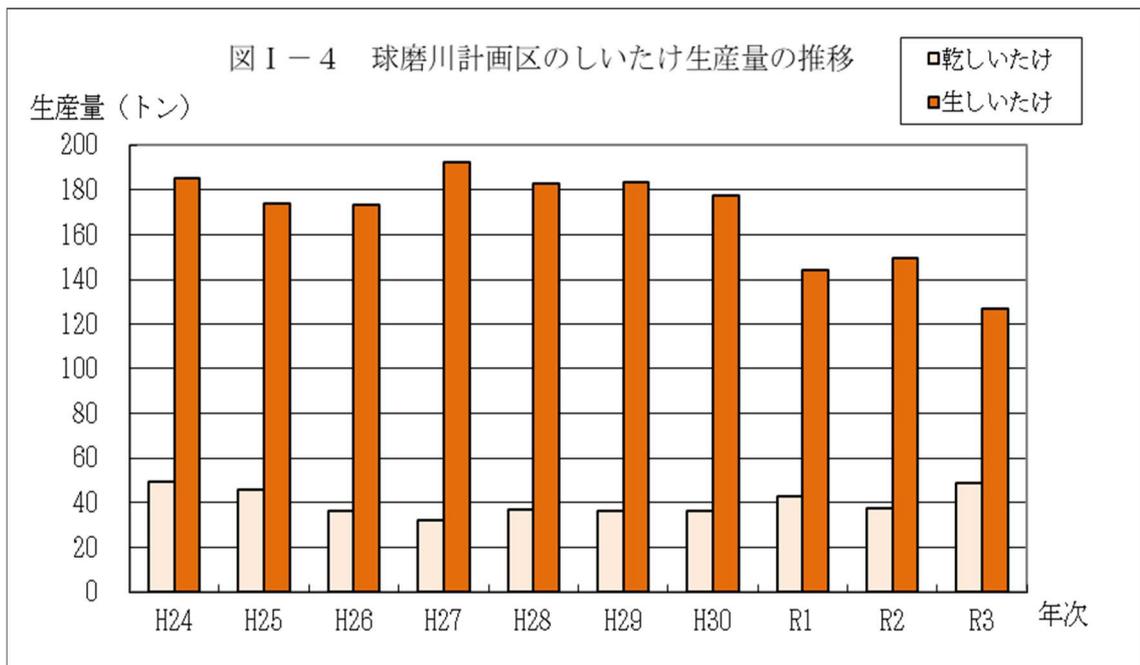
さらに、本計画区には合単板工場が1施設、LVL工場が1施設、プレカット工場が4施設となっている。

（イ）特用林産物

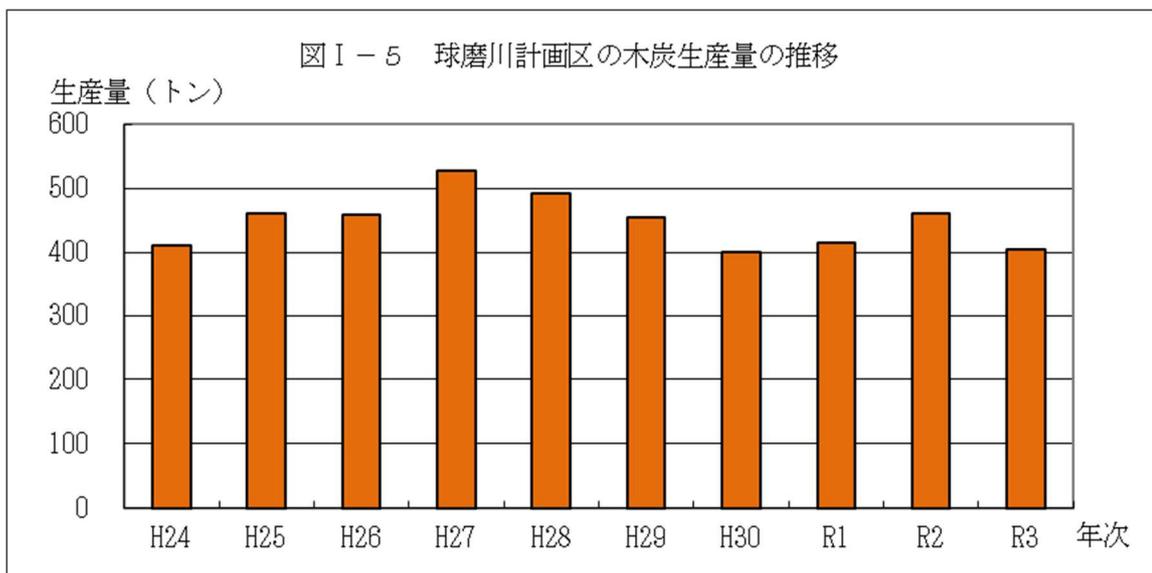
本計画区におけるしいたけの生産量を見ると、図 - 4 に示すとおり乾しいたけは堅調に推移しているのに対し、生しいたけは令和元年次（2019年次）から若干減少した。令和3年次（2021年次）の生産量は、乾しいたけが48.8トンで県全体の22%、生しいたけは127.1トンで県全体の20%を占め。乾しいたけは、多良木町、五木村及び球磨村などで多く生産されており、生しいたけは、八代市、人吉市及び芦北町などで多く生産されている。

木炭は、あさぎり町及び山江村などで多く生産され、本計画区における令和3年次（2021年次）の生産量は、県全体の98%に当たる403.8トンとなっている。

また、近年では人吉市、相良村などできくらの生産も盛んに行われている。



資料：熊本県林業振興課



資料：熊本県林業振興課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（計画期間H30.4.1～R10.3.31）における前半5カ年分の実行結果及びその評価は次のとおりである。

表 - 8 前計画における前半5カ年分の実行結果

項目	計画	実行	実行率
伐採立木材積	5,086 千 m^3	3,761 千 m^3	74%
主伐	2,544 千 m^3	2,944 千 m^3	116%
間伐	2,542 千 m^3	817 千 m^3	32%
間伐面積	28,250 ha	11,139 ha	39%
造林面積	6,737 ha	5,085 ha	75%
人工造林	4,995 ha	3,126 ha	63%
天然更新	1,742 ha	1,959 ha	112%
林道等の開設()	69,065 m	23,954 m	35%
保安林面積(期末)	76,855 ha	72,719 ha	95%
治山事業施行地区	213 地区	188 地区	88%

() 林道及び林業専用道の合計延長（改築延長を含まない）

主伐立木材積について

主伐については、表 - 8 のとおり主伐立木材積は2,944千 m^3 (実行率116%)となった。

人工林の8割が利用期を迎えている中で、令和2年7月豪雨により林業生産活動の基盤となる林道等が被災したが、ウッドショックによる国産材への需要の高まりもあって、計画に対して主伐は堅調であった。

間伐立木材積及び間伐面積について

間伐については、表 - 8 のとおり間伐面積は11,139ha（実行率39%）であり、間伐立木材積は817千 m^3 （実行率32%）となった。

主伐可能な人工林面積が増え、間伐対象林分が減少したことやウッドショックにより国産材の需要が高まり、主伐が優先されたことで、間伐の実行率が計画を下回ったものと考えられる。

しかしながら、令和2年7月豪雨災害を受けて、学識経験者や県民の方々から、「適正な管理がされず山が荒れている」などの意見もあることから、土砂の流出防止や水源の涵養等の公益的機能の維持に向け「緑の流域治水」に資する間伐を推進していく必要がある。

また、間伐の実施に当たっては、土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るため、間伐材を活用した柵工、筋工の施工、併せて、流木の抑制を図るための溪流部の倒木や危険木の除去も行うことが求められる。

さらに、林地に残置された未利用材を有効に活用するため、伐採木の多くを利用できる集材方法の普及や木質バイオマス発電等への活用による伐採木の利用を推進する必要がある。

「緑の流域治水」

河川の整備だけでなく、遊水地の活用や避難体制の強化、森林の持つ水源のかん養、洪水の緩和、土砂の流出防止といった機能の向上を進め、さらに自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で水災害対策を行う考え方

造林面積について

人工造林及び天然更新による造林面積は、表 - 8 のとおり5,085ha（実行率75%）となった。

なお、人工造林による森林再生については、実行率63%と低位にとどまっていることから、森林所有者や伐採事業者に対して再造林の更なる働きかけと併せて、「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の趣旨について周知徹底を図る必要がある。

また、コスト低減や効率化による森林所有者の負担を軽減するため、コンテナ苗を活用した主伐と植栽の一貫作業やエリートツリーの導入などの普及啓発を一層推進する必要がある。

林道等の開設延長について

林道及び林業専用道は、5カ年間で森林基幹道1路線、森林管理道1路線が新規着工したが、令和2年7月豪雨により開設中の箇所やそれにアクセスする道路が被災したため、開設延長は23,954m（実行率35%）となった。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要がある。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせ、地域の資源状況や作業システムに応じて整備する必要がある。

近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、

電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

保安林指定面積について

保安林指定面積（累計）は、計画の76,855haに対し72,719haとなり、若干計画を下回ったものの、私有林面積に対する指定率は43%であり、県平均の28%を大きく上回っている。

今後は、土砂流出抑止や水源涵養等の森林の公益的機能の更なる発揮に期待が高まっていることを踏まえ、地域ごとに森林に求められる役割を勘案し指定を進めていく必要がある。

治山事業実施地区について

治山事業の実施地区数は、計画の213地区に対し188地区（実行率88%）となった。

本計画区の森林は急峻な地形が多いという現状を踏まえ、集中豪雨などにより発生した山地災害の復旧、予防対策や水源地域における森林再生対策などに今後とも計画的に取り組む必要がある。

さらに、令和2年7月豪雨においては、山地崩壊が557箇所、治山施設被害が55箇所の災害が発生し、災害関連緊急治山事業、林地荒廃防止施設災害復旧事業や治山激甚災害特別緊急事業等により整備を早急に図る必要がある。

また、治山対策の実施において、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、森林の保水力向上や土砂流出抑止のための本数調整伐及び筋工の計画的な実施など、「緑の流域治水」の取組みと連携した施策を推進する必要がある。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林に対する要請

2015年に、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択（2016年発効）され、2020年以降の気候変動対策の新たな法的枠組みが定められたことにより、二酸化炭素の吸収源として機能する森林の役割、再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されている。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が社会全体で高まっている。森林は、SDGsの目標15の中に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、様々な目標に関連しており、森林分野においても様々な取組が広がっている。

さらに、SDGsの目標13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」となっている。国では、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが宣言された。本県においても、令和元年（2019

年)12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂ 排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しており、大気中の温室効果ガスを吸収する吸収源として森林は大きな役割を担っている。

一方、令和2年7月豪雨を受け、「緑の流域治水」の取組みとして森林の持つ水源の涵養、洪水調節、土砂流出や土砂崩壊を防止する機能を最大限に発揮させるため、経済活動としての林業と国土保全の両立ができるよう、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」(令和4年4月 熊本県森林整備課策定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、市町村や林業事業者等への周知を図っている。

また、森林の持つ水源の涵養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図ることが求められる中、平成17年(2005年)4月から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入し、第4期となる令和2年度(2020年度)からは「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」、「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」を2本柱に取組を実施している。

(2) 計画区の民有林の現状

本計画区の民有林においては、これまでの積極的な林種転換によって造成された人工林が118,477ha(人工林率:69.4%)に達し、県平均(同60.9%)と比較すると人工林の割合は高い状況にある。また、森林資源の成熟度は、人工林を中心に着実に高まってきており、森林の造成から森林資源の質的な充実段階を経て本格的な利用期を迎えている。

しかし、林業担い手の減少、高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の減退等により、保育・間伐等の適正な施業及び管理が行われない森林や、伐採後に植栽が行われない森林の増加が懸念される状況にある。

さらに、毎年ニホンジカによる新たな植栽木の食害や成木の剥皮被害が発生している状況である。

(3) 森林の整備及び保全の推進方向

(1)のような県民の期待にこたえ、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を確保しながら木材の循環利用を確保していくためには、生態系の一部を構成する森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

また、「ガイドライン」に基づく施業も併せて促進していく必要がある。

このため、本計画においては(2)の現状を踏まえ、次の事項を推進することとする。

ア 多様な公益的機能の発揮に対する県民の要請や木材需要に対応するための長伐期施業や複層林施業の実施、天然生林的確な保全・管理

イ 木材資源の効率的な循環利用を重視した適切な保育・間伐の実施や伐期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地への確実な造林

- ウ 森林の効率的な整備及び保全や山村地域の振興に資する基盤としての路網の計画的な整備
- エ 森林所有者や林業関係者に対し、「ガイドライン」に沿った森林施業や皆伐跡地への再造林、壊れにくい道づくり等の周知徹底
- オ 土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るため、間伐と合わせた柵工、筋工の施工
- カ 奥山への広葉樹の導入など多様で健全な災害に強い森づくりの推進
- キ 森林・林業・木材産業関係者等が連携することによる、森林計画区の特性に
応じた木材の安定供給、加工及び流通体制の整備
- ク 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策や森林病虫害及び獣害の防
止対策等の推進による森林の的確な保全
- ケ 森林浴や環境教育等の場、ボランティアなどが森林づくりに参加できるフ
ィールド及び都市と山村の交流の場としての森林等、様々に利用できる多様
な森林の整備
- コ 豊かな森林資源や森林空間を活用し、健康需要などの新たなビジネスを創
出する「森林サービス産業」の推進

(4) 基本的な考え方

- ア この計画においては、(3)に掲げる推進方向に沿って、全国森林計画に即
し、令和3年(2021年)2月に策定した「熊本県森林・林業・木材産業基本計
画」における理念や基本施策との整合を図ることとし、地域の特性を踏まえて
森林の整備と保全に関する事項について定める。
- イ (3)に掲げる森林の整備及び保全の推進に当たっては、森林が多様な生物
の生育・生息地であり、生物多様性の保全に寄与していることに十分配慮す
ることとする。
- ウ の計画事項に掲げる項目ごとの基本的な考え方は、次のとおりとする。

計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的、社会的、経済的条件及び
その周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用すること
が相当な森林を対象とする。

森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する機能を、「水源涵養^{かん}」、「山地災害防止/土壌保全」、「快

適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「生物多様性保全」、「木材等生産」の7つの機能に包括区分するとともに、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、目標とする森林の姿を定める。

また、その目標とする森林の姿に誘導するための森林整備及び保全の基本方針を定めるとともに、その方針を考慮のうえ、計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を定める。

森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画において定める「立木の伐採(主伐)の標準的な方法」及び「立木の標準伐期齢」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採立木材積については、伐採の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して計画する。

特に、公益的機能の確保に配慮しつつ木材資源の持続的利用の推進を図ることが必要なことから、成熟しつつある人工林の計画的な伐採を見込むとともに、育成複層林の導入、拡大造林の縮小等を考慮のうえ伐採立木材積を計画する。

造林に関する事項

市町村森林整備計画において定める「人工造林及び天然更新の対象樹種」、「植栽本数その他造林の標準的な方法」、「伐採跡地の更新すべき期間」及び「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採跡地においては、自然条件等に適合した人工造林又は天然更新により速やかに森林の造成を図ることとし、主として で計画した主伐材積に見合う造林面積を計画する。このうち人工造林については、再造林、未立木地等への造林及び育成複層林の樹下植栽の面積を見込み、天然更新については、ぼう芽更新や天然下種更新、人工林内において天然木の育成を図る面積等を見込んで計画する。

育成複層林（樹下植栽又は天然下種更新によるもののほか、保育・間伐により複層林へ誘導するものを含む。）の導入計画については、「水とみどりの森づくり税事業（熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業）」などにより推進しているが、本計画では、森林資源の状況等を勘案し、計画期間内における目標面積を定める。

間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画において定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」、「保育の作業種別の標準的な方法」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

人工林においては、その多くが伐採時期を迎えるなど成熟化しつつある中、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適

切に行うこととし、施業の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して間伐立木材積を計画する。

公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「公益的機能別施業森林等の区域」及び「公益的機能別施業森林等の区域における施業の方法」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

公益的機能別施業森林とは、で区分される機能別の森林のうち、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」について定めるもので、地域における森林の整備及び保全の基本方向を示す基礎となるものであることから、その区域の設定に当たっては、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、上記のほか「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」についても設定することとするが、その施業方法等の基準については、関連する計画事項において定める。

なお、林道等路網の開設に当たっては、生態系への配慮及び自然環境の保全に関する事項を定める。

林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網は、効率的な森林施業及び森林の適正な管理経営を行ううえで必要不可欠な施設であるとともに、山村の生活基盤の整備や地域の活性化を図るうえでも重要な役割を担っていることから、本計画においても林道等路網の整備を推進することとし、別に定める民有林林道等整備計画の令和7年度（2025年度）末の目標延長（本計画区：47km、県全体：57km）、地域における森林の整備及び保全の面積及び林内路網の整備状況等を基準として計画する。

また、開設する林道等路網の路線配置及び規格・構造等や効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を定め、森林の整備及び保全の目標を実現するために必要な林道等の整備を行う。

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に当たっては、関係者の合意形成及び民有林と国有林の密接な連携を図りつつ総合的に取り組む必要があることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即して、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施・森林施業の共同化の促進、林業担い手の養成及び確保、林業機械の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を推進することとし、その取組の方向性を定める。

森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林を、地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に考慮して定めるとともに、森林施業の実施や土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を示す。

保安施設に関する事項

保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、全国森林計画の計画量等を勘案しつつ当計画の始期における保安林面積に計画期間内において新たに保安林の指定を計画している森林面積及び保安林の解除を相当とする森林面積を加減し、当計画の期末における保安林の種類別の目標面積等を定める。

また、実施すべき治山事業の数量は、自然災害発生箇所や山地災害危険地区での事業を優先的に実施するなど、事業の重要性及び緊急度等を勘案し、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位として定める。

特定保安林（指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、全国森林計画に定める要件のすべてを満たすもの）として指定された保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林を要整備森林とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を定める。

鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画において定める「鳥獣害の防止に関する事項」について、ニホンジカによる被害の防止措置を講じるべき区域設定の基準及びニホンジカによる森林被害を防止する方法に関する方針を定める。

森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項

市町村森林整備計画において定める「森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項」について、その計画に当たっての基準となる森林病虫害等被害対策及び鳥獣害対策（ に掲げる事項を除く）の方針並びに林野火災に係る森林の保護及び管理の方針等を定める。

保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「保健機能森林の区域」、「保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法」及び「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

保健機能森林は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について指定するものとする。

その他必要な事項

法令により施業について制限を受けている森林について、その所在、面積及び施業方法を定める。

計 画 事 項

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表 - 1 のとおりである。

表 - 1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市 町 村	面 積 (ha)	市 町 村	面 積 (ha)
総 数	170,738.20	人 吉 市	10,082.75
八 代 市	40,235.97	錦 町	3,092.38
氷 川 町	249.11	多 良 木 町	11,006.03
八代地域計	40,485.08	湯 前 町	1,400.54
水 俣 市	10,329.33	水 上 村	15,507.93
芦 北 町	15,753.73	相 良 村	5,635.75
津 奈 木 町	2,158.89	五 木 村	21,303.09
芦北地域計	28,241.95	山 江 村	9,325.28
		球 磨 村	16,504.33
		あ さ ぎ り 町	8,153.09
		球磨地域計	102,011.17

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）

1 保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

2 森林計画図は、熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課において縦覧に供する。（地域振興局は、所管区域のみ）

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表 - 2 のとおり定める。

表 - 2 機能発揮の上から望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能 / 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

特に、令和2年7月豪雨を受け、土砂の流出や水源かん養機能等の公益的機能の適切な発揮による「緑の流域治水」に資するため、適切な管理がされず荒廃している森林等において引き続き、森林整備を進めることが必要である。

この点において、間伐の実施に当たっては、土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るため、間伐材を活用した柵工、筋工の施工とともに、流木の抑制を図るため、溪流部の倒木や危険木の除去が求められる。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう「ガイドライン」を踏まえ、適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、「緑の流域治水」と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

さらに、森林の状況を適確に把握するため森林クラウドシステムの効果的な活用を図る。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

(ア) 水源^{かん}涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源^{かん}涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進

することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 山地災害防止機能 / 土壌保全機能

土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これら史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

る。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として整備を推進するものとする。

具体的には、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表 - 3 のとおり定める。

表 - 3

単位 面積：ha

区 分		計画期首	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	120,734	117,904
	育 成 複 層 林	704	3,096
	天 然 生 林	48,714	49,152
立木地の森林蓄積 (m ³ /ha)		357	390

注) 1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(1)により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、植栽又は播種により造成された単一の樹冠層を構成する森林(天然木の割合が25%以下のものを含む。)で、本県のスギ・ヒノキ

等の人工林の大部分が該当する。天然林の場合、ぼう芽更新等と人為の組み合わせにより造成された単一の樹冠層を構成する森林で、本県のクヌギぼう芽林の大部分が該当する。

- 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層(2)を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、上層木の択伐等及び樹下植栽により造成された複数の樹冠層を構成する森林(樹下植栽によらないもので、天然木の割合が25%を超えるものを含む。)、天然林の場合、上層木の択伐等及び天然下種更新等により造成された複数の樹冠層を構成する森林をいう。

- 3 「天然生林」は、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいう。

具体的には、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外の森林で、区分上、伐採跡地、未立木地及び竹林を含めている。

- 4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地(5)及び特殊林(6)を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

(1) 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。

(2) 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)することである。

(3) 「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものである。

(4) 「主として天然力を活用」とは、自然に落下した種子が発芽して生育することやぼう芽により更新を行うこと等である。

(5) 「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。

(6) 「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

2 その他必要な事項

森林に対する県民の期待は、水源の^{かん}涵養、県土の保全及び木材等の生産はもとより、保健休養及び文化的・教育的利用等の身近なものから、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止への貢献といった地球規模の生活環境、自然環境の保全に関するものまで多様化し高度化してきている。

特に、令和2年7月豪雨を受け、「緑の流域治水」の取組みとして森林の持つ水源の涵養、洪水調節、土砂流出や土砂崩壊を防止する機能を最大限に発揮させるため、経済活動としての林業と国土保全の両立ができるよう、「ガイドライン」を策定し、市町村や林業事業者等への周知を図ることとしている。

一方、林業担い手の減少・高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の減退等により、適正な管理が行われない森林が存在しており、森林の持つ多面

的な機能の低下が危惧される状況にある。

このような中、本県では、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」や「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」に基づき、森林環境譲与税や水とみどりの森づくり税(県独自財源)、森林を活用したJクレジット等を活用しながら、適切な森林整備を推進するほか、森林・林業・木材産業における課題の解決に向けた施策の推進に取り組むこととする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の伐採立木材積(表 - 12)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を考慮して、立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)を定めるものとする。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

立木の伐採(主伐)の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採(主伐)を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

ア 立木竹の伐採(主伐)

立木竹の伐採のうち主伐については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)(以下、「伐採・搬出指針」という)や「ガイドライン」を踏まえ実施することとする。その際、崩壊の危険性のある場所を回避した道づくりや架線系での木材搬出、保残帯として立木を伐ら残すなどの減災に向けた取組みや生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとする。

さらに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、

天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

なお、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表 - 4 を目安として定めるものとする。

(ア) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

表 - 4 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
球 磨 川	ス ギ	一 般 材	中仕立	2 7 cm	4 0 年
		大 径 材	中仕立	3 6 cm	7 0 年
計 画 区	ヒノキ	一 般 材	中仕立	2 2 cm	4 5 年
		大 径 材	中仕立	3 2 cm	8 0 年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域における立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるもので、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、表 - 5 に示

す林齢を基礎として、市町村の区域内的の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この場合、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、立木の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務付けるものではないので留意するものとする。

表 - 5 主要樹種ごとの標準的な伐期齢

地 域	主 要 樹 種 別 の 伐 期 齢					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
球磨川計画区	40年	45年	35年	35年	10年	15年

(3) その他必要な事項

ア 伐造届出旗の掲示

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、市町村が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

イ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分の指針制限林、特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林以外の森林で、風害及び病虫害等の被害を受けているもの、又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましく、かつ、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものとする。

ウ その他

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて計画的な伐採を行うほか、路網の整備及び機械化による効率的な伐採を推進することとする。

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表-14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

カーボンニュートラルの推進や「緑の流域治水」に資する観点から、確実な森林再生を図り、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用を確立していくことが必要である。

それを踏まえ、人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

また、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア)人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等経済的条件や気象、地質、地形、土壌等自然的条件等を考慮し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主体に定めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における広葉樹造林の手引き」（熊本県発行）等を参考として、地域の自然条件等に適した樹種を選定するものとする。

(イ)森林所有者等が定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な樹種の選択がなされるよう留意するものとする。

(ウ)マツ林については、松くい虫の被害防除対策を適切に行うとともに、マツ林の造成に当たっては、抵抗性マツの植栽を推進することとする。

(エ)苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林所有者等が造林を行う際の方法選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア)人工造林の植栽本数

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、下表の本数を標準として定めるものとし、育成複層林における樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するよう定めるものとする。

なお、今日の社会的要請を踏まえて、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意するものとする。

ただし、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な植栽がなされるよう留意するものとする。

植栽本数の基準

樹 種	植栽本数（ha当り）
スギ、ヒノキ、クヌギ、 高木性広葉樹、マツ類、 その他	1,500本 ~ 3,000本

注) 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

(イ) 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。

なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努めるものとする。

b 植付けの方法

通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。

また、施業の効率化や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努める。

c 植栽の時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な

時期を選定することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

それ以外の森林

基本的に上記と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、マツ、クヌギ、シイ、カシ類を主体に定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとする。この場合、多様な森林の整備を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種を定めるよう留意するものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 期待成立本数として想定される本数、天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は10,000本/ha以上を基準として、気象、自然条件、既存の更新方法等を勘案して定める。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a 地拵えの方法

人工林又は天然林の伐採後、天然下種更新(当該林分内又は隣接地の母樹からの種子落下による天然更新)を行う場合においては、種子の定着に適した環境を整備することを目的として、(1)イの(イ)のaに

準じて地拵えを行うこととする。

b 地表かき起こし

天然下種更新を行う場合においては、必要に応じて林床植物を除去するとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意することとする。

c 刈出し

天然更新を行った林地のうち、ササ等の被圧により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行うこととする。

d 不用ぼう芽の除去（芽かき）

ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

e 植込み及び播種

天然更新を行った林地のうち、稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行うこととする。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、市町村の区域内的の気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定め、原則、小班ごとに設定するものとする。

なお、天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものを

いう。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、早期に森林の公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とするものについても、当区域に設定することを検討するものとする。

(4) その他必要な事項

ア 育成複層林の導入計画面積

育成複層林の導入計画面積については、表 - 6 のとおり計画する。

表 - 6 育成複層林の導入計画面積

区 分	面 積(ha)	備 考
総 数	654	

注) 育成複層林の導入とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業(下層木の植栽、更新補助作業)を初めて行うことである。

イ 植栽未済地対策

人工林の伐採(皆伐)後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

3 間伐及び保育に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積(表 - 12)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、林木の生育の促進及び利用価値の向上並びに林分の健全化を図るため、森林所有者等が間伐を行う際の規範として定めるもので、表 - 7 に示す内容を基礎とし、主要樹種及び施業体系等の別に定めるものとする。

なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で定めるものとする。

表 - 7 樹種別施業体系別の標準的な間伐実施林齢

樹種	植栽本数 (本)	施業体系	間伐時期(林齢)						備考
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	1,500~ 2,000	一般材		28~34					
		大径材		28~35	39~52	58			
	3,000	一般材	14	23	31				
		大径材	14	23	31	45	57		
ヒノキ	1,500~ 2,000	一般材		34~39					
		大径材		34~40	42~55	61	72		
	3,000	一般材	14	25	31				
		大径材	14	25	31	40	55	65	

注) 1 1回目の欄は、除伐(植栽木以外の樹種の伐採。この場合、スギ、ヒノキ以外の樹種の伐採)を兼ねた初回間伐の林齢である。(については、必要に応じ除・間伐を行うこと。)

2 保安林にあっては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、森林所有者等が森林の保育作業を行う際の規範として定めるもので、表 - 8 に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を考慮して、保育の時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

表 - 8 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施時期（林齢）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈り	スギ ヒノキ	←-----▶														
つる切り		←-----▶														
除伐		←-----▶														

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合においては、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

(3) その他必要な事項

ア 間伐率

過密な森林の間伐に当たっては、風害等による立木被害の防止及び林地の保全等を考慮のうえ、急激な疎開を避け、徐々に適正な林分密度に誘導することとする。

イ 育成複層林における受光伐

育成複層林においては、下層木の健全な生育に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象木の種類・形状・枝張りの状態等を考慮のうえ、下層木の生育状況に応じて上層木の抜き伐り又は枝払いを行うこととする。

ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林における間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施に当たっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進することとする。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進することとする。

エ その他

竹類の侵入により植栽木等の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこととする。

また、「緑の流域治水」に資する適切な森林の育成を図る観点から、更なる間伐の推進が必要である。加えて、森林は、地球温暖化の原因である

CO₂ の吸収源としての役割が注目されてきており、特に、標準伐期齢以下の森林では、そのCO₂ 吸収機能を最大限に高めるため、保育を目的とした間伐を推進する必要がある。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

公益的機能別施業森林とは、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道等路網の整備状況、住民の意向等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林のことである。

公益的機能別施業森林には、下記の(1)のアの(ア)水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、同(イ)土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当し、公益的機能別施業森林等の「等」については(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当することとなる。

公益的機能別施業森林等の区域における施業については、それぞれの区分ごとにその整備目標に応じた施業の方法を定め、たうえで推進していくこととする。

なお、公益的機能別施業森林等の区域及びその整備に関する事項等は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分、森林の自然条件、林道等の整備の状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を考慮のうえ、次の事項を指針として、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

(ア) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源^{かん}養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺の森林、並びに水源^{かん}涵養機能の評価区分の高い森林など水源の

涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等

(イ)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の ~ の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、県民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア)水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該森林のうち、伐期の間隔の拡大とともに、下記のいずれかに該当する森林については、皆伐の伐採面積の規模を縮小することとする。

a 地形について、標高の高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域の森林

b 気候について、年平均又は季節的降水量の多い地域、短期間に強い雨の降る頻度が高い地域の森林

c 大面積の伐採が行われがちな地域の森林

(イ)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記 ~ に該当する森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図

る森林については択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については小面積皆伐による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐採区域の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であるが、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

- a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている森林
- b 地質について、基岩の風化が進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所等の森林
- c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林

快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

保健文化機能の維持増進を図る森林

- a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
- c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の

評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域とする。

具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能が「高」の森林が過半かつ、林班の傾斜区分の平均が緩・中かつ、傾斜区分に応じた路網密度が確保されている森林を区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表 - 4 を目安として定めるものとする。

(3) その他必要な事項

〔該当無し〕

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減への配慮や頻発する自然災害時の避難路や物資輸送、電線や水道等のインフラの復旧時にも林道の役割が見直されている点を踏まえて推進

するものとする。

また、林道等の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進するものとする。特に、林道の開設に当たっては、走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進するものとする。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

なお、林道等路網の現状は表 - 9 のとおりである。

表 - 9 林道等路網の現状

区 分	路線数	既設延長 (m)	
林道等路網	326	1,102,339	注) 本表の路線延長には、改築延長を含まない。
うち林業専用道	3	5,803	

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

林道、林業専用道や森林作業道など車両や林業機械が走行する路網における効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表 - 10 を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表 - 11 を参考に定めるものとする。

表 - 10 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位 : m/ha)

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0 ~ 15°)	車両系	110 ~ 250	30 ~ 40
中傾斜地(15 ~ 30°)	車両系	85 ~ 200	23 ~ 34
	架線系	25 ~ 75	
急傾斜地(30 ~ 35°)	車両系	60 ~ 150	16 ~ 26
	架線系	20 ~ 50	
急峻地(35° ~)	架線系	5 ~ 15	5 ~ 15

注 1) 「急傾斜地」の書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

表 - 11 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的考え方

基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域として定める「路網整備等推進区域」の設定に当たっては、林班ごとの地形・地質、森林の機能別調査の木材等生産機能、傾斜に応じた路網密度水準から判断し、幹線となる林道の利用区域を考慮して定める。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、熊本県林業専用道作設指針、熊本県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、伐採・搬出指針を踏まえた搬出方法とする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法〔該当なし〕

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となる

よう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、計画区内の県、市町村、森林管理署、森林組合等の林業経営体及び木材加工・流通事業者等で構成する関係者の合意形成及び民有林と国有林の連携を図りつつ、委託を受けて行う森林の施業・経営の実施、森林施業の共同化、林業担い手の育成、林業機械化の推進、県産材の加工・流通体制の整備及び木材等の生産、加工・流通における条件整備等を計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同に関する方針

ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

本計画区の民有林においては、小規模・分散型の所有形態が特に多く、林業の採算性悪化の一要因となっている。これらの森林について、伐採や造林等の森林施業の実行を確保するためには、森林の集団化や森林施業の共同化を促進し、林業生産性の向上を図ることが重要である。

このため、小流域単位で森林の集団化が可能な地域を中心に、市町村、森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林施業の共同実施や森林作業道等の開設及び維持管理に係る森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画の作成を推進し、森林施業の計画的かつ効率的な実行を確保する。

イ 森林の経営に係る受委託の促進による森林の経営規模の拡大

本計画区の民有林においては、不在村森林所有者の経営放棄や所有森林を管理・経営する意欲が減退している森林所有者が増加しており、これらの所有森林については、適時適切な森林施業の実行確保が困難な状況となっている。

このため、不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をは

じめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業経営体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

ウ 森林施業共同化の推進体制の強化

上記の森林施業の共同化や集約化を促進するため、県、市町村及び森林組合等関係機関の連携による森林所有者等への指導・支援体制を強化する。

また、森林組合等林業経営体に所属し、小規模な森林所有者に対し森林施業の内容、経費、木材の販売収支等を明示したうえで森林施業を提案する「森林施業プランナー」の育成対策を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

令和元年度(2019年度)から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者に対して適切な森林の経営管理への責務を明確化したうえで、森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施することとなっている。

このため、市町村において森林所有者等に対して経営管理に関する意向調査を進めるとともに、経営管理権集積計画の策定を進める等、当該制度を活用することを通じて森林の適切な管理を図るとともに、森林施業を効率的に実施する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。その経営基盤を強化するため、本県では、広域合併推進基本計画に基づき、森林組合の広域合併を推進してきたところであり、本計画区内においては、平成26年10月に旧人吉市、旧中球磨、旧山江村の3森林組合が合併して、くま中央森林組合が発足した。

引き続き管内8森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、令和4年(2022年)4月現在で8森林組合及び42の林業経営体が、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る改善計画の知事認定(以下「認定事業体」という。)を受けている。県と公益財団法人熊本県林業従

事者育成基金（熊本県林業労働力支援センター）（以下「育成基金」という。）との連携により経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業経営体については知事認定に向けた指導・支援を推進する。

さらに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体へ育成を図る者を熊本県版育成経営体として新たに県が選定し支援する。

イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の養成・確保が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和2年（2020年）国勢調査によると1,139人で前回調査（平成27年：1,186人）と比較して47人減少している一方、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき平成30年度（2018年度）に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年（2019年）4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの研修等各種研修を実施し、優秀な林業従事者の育成に努める。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の社会保険の加入促進等の就業環境や雇用条件の整備に対する支援や事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

なお、本計画区内においては、平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）の5カ年間で222人の新規就業者が林業に従事している。

また、森林組合などの林業経営体と建設業が連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域の林業と建設業等の異業種が連携した取組を支援する。

さらに、森林資源の循環利用の確立を図るうえで、再造林や下刈りの従事者が特に不足することから、地域住民やU・J・Iターン者等の林業未経験者を雇用する組織への支援を進めていく。

ウ 林業後継者の育成

本計画区における林業経営体数は、平成27年（2015年）に719であったものが、令和2年（2020年）には390へと減少しており、このうち経営規模が5ha未満の経営体が23%を占めている。（2015年農林業センサス、2020農林業センサス）

森林・林業を支える山間地域においては、少子高齢化や農林業以外への就業が急速に進んでおり、林業後継者の育成はもとより、林業の振興をはじめとした山村の定住環境の整備促進が緊急の課題となっている。

このような中、林業後継者等で構成される林業研究グループについては、令和4年度(2022年度)現在で6グループ(会員100人、うち女性18人)であり、林業経営体と同様に地域における森林整備の重要な担い手であるが、その育成・確保が重要な課題となっている。

そのため、平成31年(2019年)4月に開校した「くまもと林業大学校」において、自伐林家の育成・確保を図るとともに、林業普及指導員及び関係者の連携により、グループ活動や林業後継者・自伐林家確保のためのソフト面の支援やリーダーの育成を行う。

また、経営意欲の減退している森林所有者に対し、施業実施の働きかけや、森林組合等への経営委託の働きかけ等の活動を支援する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、令和2年度(2020年度)末現在で県全体の68%に当たる239台(プロセッサ84台、タワーヤーダ3台、ハーベスタ1台、フォワーダ78台、スイングヤーダ50台、その他23台)となっており、特に、球磨地域においては県全体の37%に当たる131台が導入されており、本県における林業機械化の先進地域となっている。

車両系高性能林業機械を主とした作業システムは、現地の地形に適合した作業システムの選択とその作業システムを効率的に運用できる路網整備が重要であり、両面から適切なものとなるよう指導・支援を継続する。

また、路網整備が比較的困難な奥地林の急傾斜地における間伐や皆伐、再造林等の森林施業においては、架線系作業システムにより効率的な施業が図られるよう指導・支援を行う。

なお、令和2年7月豪雨において、大規模な皆伐に伴う集材路の開設が土砂流出や山腹崩壊を増幅させたとの意見もあることから、「ガイドライン」に基づく施業を促進していく。

イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働負荷の軽減を図るため、地域の実情に応じ、高性能林業機械の導入を促進し、環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

さらに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成、機械作業に必要な路網や作業ポイントの整備を推進するとともに、(1)の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

ウッドショックの影響により木材の輸入にはリスクが伴うことが顕在化してきたことから、国産材需要の高まりに応えるため、木材の安定供給及び品質確かな製品の加工流通体制が重要となっている。

このことから、木材生産に必要な高性能林業機械やJAS製品の生産拡大を図るための施設整備や県産木材の新たな供給体制(サプライチェーン)の構築に向けた支援を行う。

さらに、カーボンニュートラル推進の観点から再生可能エネルギーの推進を図るうえで木質バイオマス発電施設の整備や製材プレカット工場の生産・出荷管理の効率化のためのDX(デジタルトランスフォーメーション)化を推進する。

また、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

イ 特用林産物に係る施設等の整備

本計画区における主要な特用林産物としては、乾しいたけ、生しいたけ、木炭、きくらげがあり、その他たけのこ、えのきたけ等の生産も行われている。

これら特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上、施設の近代化のほか、共同化による生産施設等の効率的な利用を推進し、品質の安定・向上と生産コストの低減、収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。また、消費者ニーズに合った特用林産物の生産及び加工の取組や物産館等を活用した共同販売体制の整備を促進するとともに、特にしいたけについては、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地として表示する食品表示基準Q&Aに基づく原産地表示など食の安全性の確保及びそのPRに努め、地産地消の取組や販路拡大等によるブランド化を図る。

また、原木しいたけ生産の効率化を図るため、生産環境データの把握・解析やAIによる散水等のDX化を推進する。

(6) その他必要な事項

成熟した森林資源の活用を推進する一方、人口減少や少子高齢化、高い労働災害率といった課題に対処するため、造林から伐採の各段階において、森林資源のデジタル管理や、ICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上を図る「スマート林業」を推進する。

その際、スマート林業の先端技術の普及を図ることを目的に「くまもと林業大学校」にデジタルやICT機器を導入し技術者の育成を図る。

また、林業事業体に対しても、スマート林業の普及・導入支援を推進する。

また、森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活を豊かにするため、都市部及びその近郊地域と比較して整備が遅れている山村地域の道路の舗装及び改良、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区保安林、保安施設地区内の森林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する災害の防止、水源涵養及び環境保全機能の維持増進を図るため、特に森林の適正な施業及び管理を実施する必要があり、林地開発許可制度の運用上からみて極力開発行為を避けるべき森林について定めるもので、その森林の所在及び面積は、表 - 12のとおりとする。

なお、森林の施業等に当たって林地の保全を図るため特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 制限林にあつては、指定施業要件によること。

イ 急斜面の森林については、現存する広葉樹の残置を図ること。

ウ 人工林の皆伐は、可能な限り小面積に止め、残存樹帯の設置等により土地の保全に努めること。

エ 森林の過度のうっ閉は、林地の保全上危険であるため、下層植生が良好に生育できるよう適正な間伐を実施すること。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

〔該当なし〕

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

また、盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の順守指導や林地開発申請箇所のパトロールを行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林

の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

また、風力発電施設の設置では、事業区域が県や市町村をまたぐなど広範囲に及ぶことから、関連する他県や市町村との連携を図るものとする。

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

(4) その他必要な事項

〔該当なし〕

表 - 12 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	備 考
総 数		108,920	
八 代 市	1～6,9～11,16,18～27,29,34,40,42,43,47,48,101～105,109～115,123,125,127～129,131～133,137～144,148～159,161～163,165,166,171～173,176,179,184,186,189～195,201～203,205,207,209,301,302,305,308,309,311,315～318,320～324,326,328,329,333～338,340,343,345～348,350,401～406,408～410,412,414,416～425,427～434,346～440,442～457,459～522,524～537	31,407	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、航行目標保安林、保健保安林、その他
氷 川 町	⁶	192	土砂流出防備保安林、その他
八代地域計		31,599	
水 俣 市	1,5,6,9,10,14～17,19,22～26,31～33,35～39,41,44～46,48,53,55,56,58～60,62,65～67,69,70,75～79,82,83,85,86,89,97	869	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林、魚つき保安林、保健保安林、その他
芦 北 町	1,4～8,10,12,14,16～18,20～22,25,27,28,30,41,42,44,45,47,51,55,56,58,59,63,66～70,72～75,77,78,80～83,86,87,91,92,94～108,111～117,119～127,130,131,133,135～137,141～143,146～151,204～210,213,214,216～227	5,391	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林、魚つき保安林、保健保安林、その他
津 奈 木 町	1～17	213	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
芦北地域計		6,473	
人 吉 市	1～5,7,11,15,21～28,32～34,37～39,42,43,45,49～54,56～61,65,67,69,71～79,81～83,86,88,90,93～97,99,104,105	2,920	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
錦 町	9～12,14,15,18～29,31～33,38,40	2,030	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他
あ さ ぎ り 町	7,8,10～12,15～43,52～55,57～67,71～80,82,91～96,98,99,103～107	6,515	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他
多 良 木 町	1,7～13,15～17,24,29～52,56～93	923	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、その他
湯 前 町	1,2,4～7,9,12～16	13,226	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他
水 上 村	1～69	4,491	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
相 良 村	1～29,31,33,34,36～38,42,44～50	19,588	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林、落石防止保安林、風致保安林、その他
五 木 村	1～66	7,142	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
山 江 村	1～11,13～16,18～20,23,27～34,38,40,46～55,57～62	8,836	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、その他
球 磨 村	1,3～6,8～11,13～21,23～27,29,30,34,37～39,55～58,62～70,78,79,81～83,88,94～97,102,104,105,109～113,115～120,123,124,126,127,129,130,132	5,176	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
球磨地域計		70,848	

注1) 備考欄の「その他」は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林(保安林以外)である。

注2) 保安林の所在の詳細については、熊本県農林水産部森林局森林保全課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課に備え付けの保安林台帳により確認すること。(地域振興局は、所管区域のみ)

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、地域における自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて計画的な配備を推進する。また、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養^{かん}又は災害の防備の目的を達成するために必要な治山事業を行う場合に、必要に応じて指定を行うこととする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採、森林の保水力向上や土砂流出抑止のための本数調整伐及び筋工の計画的な実施など、「緑の流域治水」に資する取組みも併せて推進する。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

〔該当なし〕

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力及び参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製及び標識の設置等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果のほか、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

(平成14年法律第88号)に基づき定められた第二種特定鳥獣管理計画等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画において定めることとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

ニホンジカによる森林被害を防止し、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材を設置する等による植栽木の保護措置又はわな、銃器による捕獲等を実施するなど、シカ被害防止対策を推進することとする。

この際、市町村は関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

(1)のイによる鳥獣害の防止の方法の実施状況については、必要に応じて現地調査又は森林所有者や地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行う等により、市町村は実施状況及びその効果の把握を行うこととする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等による被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

ニホンジカ以外の鳥獣による顕著な森林被害は現時点では見られないが、被害が生じた場合は必要な防除対策を実施し、必要に応じて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討することとする。

また、鳥獣害防止森林区域外においてニホンジカによる森林被害が生じた場合は、立木又は希少植物を含む下層植生の被害状況を踏まえ、必要な防除対策の実施並びに鳥獣保護管理施策に即した捕獲等の検討を行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

- (4) その他必要な事項
〔該当なし〕

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合において、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高))を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、

利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

また、保健機能森林の設定及び整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

なお、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する「森林サービス産業」の推進を図ることで県民への保健休養の提供の機会を増加させる。

第6 計画量等

第2の1(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中における計画量等を以下のとおり定めるものとする。

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 (表 - 13)

単位：千 m^3

区 分	総 数			主 伐			間 伐	
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹
総 数	10,658	10,424	234	6,443	6,209	234	4,215	4,215
前半5カ年の計画量	5,268	5,158	110	3,135	3,025	110	2,133	2,133

2 間伐面積 (表 - 14)

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	46,832
前半5カ年の計画量	23,698

3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (表 - 15)

単位：ha

区 分	総 数	人工造林	天然更新
総 数	16,147	12,634	3,513
前半5カ年の計画量	7,870	6,140	1,730

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等については、表 - 16のとおり

表 - 16 開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等

単位 延長:m

種類	林業専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前半5か 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
基幹		八代市	池之原走水線	3,875	17,830		13,955				245A	無	
基幹		八代市	南川内線	22,192	22,192			1,000			22	無	
基幹		八代市	福根線	19,081	19,081			1,000			23	無	
基幹		八代市	二本杉葉木線		27,240		7,760				26	無	
基幹		八代市	坂本山江線	20,249	20,249			1,000			27	有	
基幹		八代市	泉五木線	10,216	10,216			500			31	有	
管理		八代市	海老子線	792	792				484		101A	無	
管理		八代市	葉木線	2,381	2,381			2,381	2,381		104A	無	
管理		八代市	鎌瀬(本)線	2,000	2,000				259		107A	無	
管理		八代市	瀬戸石線	2,364	2,364				832		108A	無	
管理		八代市	柿ノ生線	1,319	1,319				1,319		109A	無	
管理		八代市	日当支線2号線	500	500			100	215		112A	無	
管理		八代市	渋利線	1,440	2,160		720		720		113A	無	
管理		八代市	市ノ俣線	1,780	1,780				1,575		115A	有	国併用管理区間
管理		八代市	木々子走水線	4,384	4,384				2,084		117A	有	
管理		八代市	登俣線	1,031	1,031			200			118A	無	
管理		八代市	隠線	845	845			200	28		119A	無	
管理		八代市	櫻の木峠線	3,483	3,483			400	600		121A	無	
管理		八代市	真堂段線	360	1,073		713		713		123A	無	
管理		八代市	植木谷線	2,747	2,747			400			124A	無	
管理		八代市	水無線	4,121	4,121			400			125A	無	
管理		八代市	小川内線	2,383	2,383			400			127A	無	
管理		八代市	杉ノ元線	1,321	1,321				238		128A	無	
管理		八代市	泉葉木線	4,415	4,415			500	933		153A	無	
管理		八代市	樅木線	3,041	3,569			500	529		156A	無	
管理		八代市	大堀線	1,225	1,225			200			159B	無	
管理		八代市	日当線	4,520	4,520			300			161A	無	
管理		八代市	矢山線	1,632	1,632			200			162A	無	
管理		八代市	生線	3,843	3,843			400			163A	無	
管理		八代市	花の尾線	6,639	6,639			800			164A	無	
管理		八代市	一本榎線	1,927	1,927			250			166A	無	
管理		八代市	日添線	1,760	1,760			200	1,145		167A	無	
管理		八代市	深水線	7,891	7,891			1,000	2,404		201A	無	既設201B
管理		八代市	渋利瀬高線	3,733	3,733				2,071		202A	無	
管理		八代市	鶴喰大門瀬線	4,514	5,514		1,000	1,000	3,484		203A	無	
管理		八代市	白岩戸線	3,698	4,190		492		2,891		205A	無	既設205B
管理		八代市	小浦線		4,500		4,500		4,500		206A	無	
管理		八代市	平岩線	4,374	5,257		883		2,151		207A	無	既設207B
管理		八代市	山口小川内線	5,268	5,268				2,043		209A	無	
管理		八代市	塩平線	715	2,215		1,500		1,500		212A	無	既設212B
管理		八代市	破木寺前瀬線	5,814	5,814			1,000	2,586		220A	無	
管理		八代市	山洪線	1,085	1,085				1,085		221B	無	
管理		八代市	岩奥南川内線	5,281	5,281			50			224A	無	既設224B
管理		八代市	新道峠線		3,000		3,000		3,000		225A	無	
管理		八代市	木々子日光線	5,780	5,780			1,000	3,682		226A	無	
管理		八代市	袈裟堂深水線	3,779	3,779			1,000	1,810		227C	無	既設227A
管理		八代市	せんだん轟線		1,700		1,700		1,700		228A	無	
管理		八代市	鶴平線	6,105	6,105				3,147		229B	無	
管理		八代市	板持陣之内線	5,158	5,158			1,000	2,047		230A	無	
管理		八代市	市ノ俣支線	2,035	2,035				1,250		232B	無	
管理		八代市	馬廻板ノ平線		2,000		2,000		2,000		233A	無	
管理		八代市	登俣川原谷線		4,030		4,030		4,030		234A	無	
管理		八代市	大門油谷線		1,900		1,900		1,900		235A	無	
管理		八代市	馬廻走水線		1,168		1,168		1,168		236A	無	
管理		八代市	仁田尾座連線	9,320	9,320			1,000			237A	無	
管理		八代市	観音線	3,038	3,038			400	2,246		238A	無	
管理		八代市	白谷線	5,606	5,606			10	4,185		240A	無	
管理		八代市	四方田線		3,134		3,134		3,134		241A	無	
管理		八代市	岩宇土線		7,700		7,700		7,700		242A	有	
管理		八代市	星ヶ谷線		2,210		2,210		2,210		243B	無	
管理		八代市	糸原山王線		1,800		1,800		1,800		244A	無	
管理		八代市	板持瀬戸石線		4,900		4,900		4,900		204A	無	
管理		八代市	攻朴の木線		13,600	2,700	10,900				246A	無	
管理		八代市	菖蒲谷1号線		500		500					無	
管理		八代市	仁田ノ尾線		500		500					無	
管理		八代市	仏石線		5,000		5,000					無	
		八代市 計		221,060	325,733	2,700	81,965	18,791	90,679				
八代地域 計				221,060	325,733	2,700	81,965	18,791	90,679				

単位 延長:m

種類	林業専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前半5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
管理		水俣市	榎迫線	1,610	1,610				200		102A	無	
管理		水俣市	鬼岳線	960	960				100		108A	無	
管理		水俣市	茂川線	1,580	1,580				300		111A	無	
管理		水俣市	谷山線	1,800	1,800				100		210A	無	
管理		水俣市	田代線	1,600	2,260		660		300		213A	無	
管理		水俣市	榎迫支線	1,520	2,740		1,220				205B	無	路線変更に伴う全体計画延長変更
		水俣市 計		9,070	10,950		1,880		1,000				
基幹		芦北町	倉谷上小場線	11,122	11,122			1,000			29	有	
基幹		芦北町	松生屋敷野線	1,050	8,153		7,463				101	無	新規開設に伴う開設延長変更
管理		芦北町	大川内東線	1,075	1,075			500			111A	無	
管理		芦北町	金ヶ本線	1,400	1,400				500		124A	無	
管理		芦北町	国見線	1,800	1,800			1,000			126A	無	
管理		芦北町	立川線	1,850	1,850			1,000			131A	無	
管理		芦北町	長迫線	1,500	1,500			500			142A	無	
管理		芦北町	井牟田線	2,990	2,990				787		206C	無	
管理		芦北町	国見(一)線	4,372	4,372				1,500		212A	無	
		芦北町 計		27,159	34,262		7,463	4,000	2,787				
基幹		津奈木町	倉谷上小場線	8,387	8,387			100			29	有	
管理		津奈木町	芋川線	2,430	2,430			50			101A	無	
管理		津奈木町	矢城線	1,158	1,158			50			102A	無	
管理		津奈木町	中良線	1,138	1,138			50			103A	無	
管理		津奈木町	三ッ峰線	4,456	4,456			50			104A	無	
管理		津奈木町	荒峰線	1,700	1,700			50			105A	無	
管理		津奈木町	石木田線	2,808	2,808			50			106A	無	
管理		津奈木町	花月線	1,874	1,874			50			125A	無	
管理		津奈木町	薬草線		4,826		2,199				204A	無	
管理		津奈木町	清水線	2,657	2,800		143	50			205A	無	既設分は管理道
管理		津奈木町	弥太越線	1,772	1,772			50			209C	無	
管理		津奈木町	龍岩線		3,447		1,067				212A	有	
		津奈木町 計		28,380	36,796		3,409	550					
		芦北地域 計		64,609	82,008		12,752	4,550	3,787				

種類	林業専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画延長	開設計画		拡張計画		前半5年の計画箇所	路線コード	国調整	備考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
管理		錦町	志戸内線	3,244	3,244				1,196		104A	無	
管理		錦町	汁谷線	706	2,973		1,133		706		106A	無	
管理		錦町	狩政曲り谷線	3,694	3,694				3,694		108A	無	
管理		錦町	嶽の川内線	3,013	4,713				2,913		110B	無	
管理		錦町	大鶴線	358	358				358		109A	無	
管理		錦町	陣の平線		5,824		2,912					無	
管理		錦町	大平線		3,475		1,737					無	
		錦町計		11,015	24,281		5,782		8,867				
管理		あさぎり町	天狗松線	2,480	2,480			100			133A	無	
管理		あさぎり町	林道 日栗線	1,827	1,827			75			140A	無	
		あさぎり町計		4,307	4,307			175					
基幹		多良木町	槻木南線	19,321	19,321			35	788		65	有	
基幹		多良木町	槻木北線	15,489	17,798		2,300		500		68	有	
管理		多良木町	荒水谷線	4,284	4,284				4,284		101A	無	
管理		多良木町	千本木谷線	1,524	1,524			22			111A	無	
管理		多良木町	犬喰線	896	896			56			112A	無	
管理		多良木町	田畑線	321	3,251		1,465	400			209B	無	
管理		多良木町	上柳線	3,700	3,700				2,700		210A	無	
管理		多良木町	山柿谷線	2,315	2,315			7			213B	無	
		多良木町計		47,850	53,089		3,765	520	8,272				
基幹		水上村	梅木鶴線	21,074	21,670		596	200			64	有	
基幹		水上村	上米良大平線	8,329	8,329			200			66	有	
基幹		水上村	岩野白蔵線	19,740	19,740			200	4,753		79	無	
基幹		水上村	湯山峠小崎線	8,426	15,827		7,401				99	無	
管理		水上村	尾迎線	4,267	5,505		619				206A	無	既設206B
管理		水上村	星白線	2,978	4,000		511				221A	無	
管理		水上村	川内線	800	8,300		3,750				222A	無	既設222B
管理		水上村	千ヶ平線	2,229	7,229		500		1,000		225A	無	既設225B
管理		水上村	長迫線	2,134	3,134		500				226A	無	既設226B
管理		水上村	白蔵峠線	2,281	8,281		3,000				227A	無	既設227B
管理		水上村	松尾線	1,310	4,810		1,750				228A	無	既設228B
管理		水上村	笹の本線		1,500		750				230A	無	
管理		水上村	横手線	2,736	2,736				1,088		231A	無	今回一部廃道
		水上村計		76,304	111,061		19,377	600	6,841				
基幹		相良村	四浦西線		24,100		10,000				103	無	
管理		相良村	新層谷線	7,205	7,205			8			104A	無	山江村111A
管理		相良村	永日線		6,200		2,500				202A	有	
管理		相良村	初神尾方原線		7,620		3,810				212B	無	
管理		相良村	曾焼線		3,035		1,517				213B	無	
管理		相良村	夜狩尾2号線		3,327		1,663				214A	無	
管理		相良村	萩胡麻立線		6,016		3,008					無	
		相良村計		7,205	57,503		22,498	8					
基幹		五木村	相良五木線	9,355	9,355			1,000			34	無	
基幹		五木村	浪人越線	22,296	22,296			22,296	22,296		63	有	
基幹		五木村	瀬目下谷線	3,709	21,150	10,041	7,400				64	有	
管理		五木村	八重線	6,810	6,810			500			116A	有	221B 116A
管理		五木村	西谷線	1,464	2,464		500				203A	無	
管理		五木村	河内谷峠線		1,000		500				219A	無	
管理		五木村	内谷2号線		3,300		1,650					無	
管理		五木村	大通1号線		3,000		1,500					無	
管理		五木村	北西谷3号線		1,000		500					無	
管理		五木村	人鴨3号線		900		450					無	
管理		五木村	元井谷折立線		2,500		1,250					無	
管理		五木村	栗鶴浪人越線		2,500		1,250					無	
管理		五木村	松本八原線		600		300					無	
管理		五木村	三方谷線		1,400		700					無	
管理		五木村	北平線		1,500		750					無	
		五木村計		43,634	79,775	10,041	16,750	23,796	22,296				

単位 延長:m

種類	林業専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前半5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
基幹		山江村	坂本山江線	7,712	7,712			330			27	有	
基幹		山江村	山江球磨線		6,050		6,050				102	無	
管理		山江村	屋形線	1,610	1,610			214			104A	無	
管理		山江村	今村線	3,087	3,087			400			110A	無	
		山江村 計		12,409	18,459		6,050	944					
基幹		球磨村	川島大岩線	11,404	17,585		6,181				67	有	
基幹		球磨村	大槻大岩線	12,276	12,276			98	12,276		71	有	
基幹		球磨村	岡大槻線	12,466	13,300		834				74	無	
基幹		球磨村	山江球磨線	1,450	3,950		2,500				102	有	
管理		球磨村	滝平線	2,140	2,140				2,140		111B	無	
管理		球磨村	一里山線	11,037	11,037				11,037		201A	無	
管理		球磨村	椎屋線	5,432	5,432				5,432		207A	無	
管理		球磨村	東俣線	2,527	7,112		4,585				208A	無	
管理		球磨村	広野線	2,561	2,561				487		103A	無	
基幹		球磨村	山口大槻線		16,000		8,000					無	
管理		球磨村	段の峠横井線		3,000		1,500					無	
管理		球磨村	高沢線		7,000		3,500					無	
管理		球磨村	青戸線	2,635	6,000	2,635	1,682					無	
管理		球磨村	柳谷線	2,500	5,000	2,500	1,250					無	
		球磨村 計		66,428	112,393	5,135	30,032	98	31,372				
球磨地域 計				269,152	460,868	15,176	104,254	26,141	77,648				
総 計				554,821	868,609	17,876	198,971	49,482	172,114				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積(表 - 17)

単位 面積: ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数(実面積)	82,271	77,783	
水源涵養のための保安林 ^{かん}	68,346	64,423	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	13,786	13,227	土砂流出防備、土砂崩壊防備、 防風、落石防止、防火保安林等
保健、風致の保存等のための保安林	1,746	1,702	保健保安林等

- 注) 1 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 2 2以上の目的を達成するために兼種指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数(実面積)は、必ずしも一致しない。

計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
(表 - 18)

指定 解除 の別	種 類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由
		市 町 村	区域	ha	前半5ヵ年 の計画面積	
指定	総数(実面積)			9,577	5,082	
	水源涵養の ための保安 林	八 代 市		932	466	森林の持つ洪水調整機能と湧水緩和 機能により、下流一帯の洪水の防止 及び水資源の確保に資するため
		水 俣 市		855	428	
		芦 北 町		846	423	
		津 奈 木 町		394	197	
		人 吉 市		278	139	
		錦 町		240	120	
		あ さ ぎ り 町		319	160	
		多 良 木 町		571	286	
		湯 前 町		324	162	
		水 上 村		463	232	
		相 良 村		414	207	
		五 木 村		895	448	
		山 江 村		534	267	
		球 磨 村		790	395	
	計		7,855	3,930		
	災害防備の ための保安 林	八 代 市		158	106	森林の持つ土砂流出防備機能によ り、林地の保全及び下流一帯の保安 維持に資するため
		氷 川 町		9	6	
		水 俣 市		140	94	
		芦 北 町		138	92	
		津 奈 木 町		32	22	
		人 吉 市		115	77	
		錦 町		9	6	
		あ さ ぎ り 町		19	13	
		多 良 木 町		227	152	
		湯 前 町		26	18	
		水 上 村		58	39	
		相 良 村		35	24	
		五 木 村		100	67	
		山 江 村		302	202	
	球 磨 村		342	228		
	計		1,710	1,146		
	保健、風致の 保存等のため の保安林	八 代 市		12	6	生活環境保全・形成及び森林レクリ エーションの場の提供等、県民生活 の向上に資するため
多 良 木 町			77	39		
計			89	45		
解除	総数(実面積)			25	18	
	水源涵養の ための保安 林	八 代 市		2	2	
		あ さ ぎ り 町		1	1	
		多 良 木 町		1	1	
		水 上 村		4	3	
		五 木 村		4	3	
		山 江 村		1	1	
		球 磨 村		1	1	
	計		14	12		
	災害防備の ための保安 林	八 代 市		10	5	
		計		10	5	
	保健、風致の 保存等のため の保安林	相 良 村		1	1	
		計		1	1	

注1 2以上の目的を達成するために兼種指定されるまたは指定されている保安林があるため、種類別面積の合計と総数(実面積)は、必ずしも一致しない。

2 「解除を必要とする理由」欄は、次の区分による。

指定の理由の消滅(受益の対象の消滅)

指定の理由の消滅(自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林への復旧が著しく困難)

指定の理由の消滅(保安林の機能に代替する施設等の設置)

指定の理由の消滅(森林施業を制限しなくても受益対象を害するおそれがない)

指定の理由の消滅(錯誤指定)

公益上の理由

計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積（表 - 19）

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源 ^{かん} 涵養のための 保安林			3,822	3,822	3,822
災害防備のための 保安林			1,300	1,300	1,300
保健、風致の保存 等のための保安林			67	67	67

（ 2 ）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
〔該当なし〕

(3) 実施すべき治山事業の数量 (表 - 20)

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地 区 数	前半5カ年計画 地 区 数	主な工種	備考
市 町 村	区 域				
総 数		396	233		
八 代 市	日奈久大坪町	1	0	山腹工	
	日奈久上西町	2	0	山腹工、森林整備	
	日奈久下西町	1	0	山腹工	
	日奈久中町	1	0	山腹工	
	日奈久東町	1	0	溪間工	
	日奈久塩南町	2	0	山腹工、森林整備	
	二見下大野町	1	1	山腹工	
	二見野田崎町	1	0	森林整備	
	二見洲口町	1	0	森林整備	
	敷川内町	1	0	山腹工	
	妙見町	1	0	森林整備	
	日奈久新田町	1	0	溪間工	
	東町	2	2	溪間工	
	坂本町深水	3	0	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂本町鮎尾	4	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂本町鎌瀬	3	1	溪間工、山腹工	
	坂本町西部	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂本町荒瀬	1	0	森林整備	
	坂本町川嶽	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂本町坂本	4	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂本町百済来上	2	2	溪間工、山腹工	
	坂本町百済来下	2	2	山腹工	
	坂本町中谷	4	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂本町田上	3	3	溪間工、山腹工	
	坂本町市ノ俣	2	2	溪間工、山腹工	
	坂本町中津道	3	3	山腹工、森林整備	
	坂本町小川内	1	0	溪間工	
	東陽町河俣	4	4	山腹工、森林整備	
	東陽町小浦	2	1	溪間工、山腹工	
	東陽町南	1	0	溪間工	
	泉町葉木	3	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	泉町栗木	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	泉町柿迫	10	10	溪間工、山腹工、森林整備	
泉町下岳	1	0	溪間工		
泉町仁田尾	3	2	溪間工、山腹工、森林整備		
泉町久連子	3	3	溪間工、山腹工、森林整備		
泉町椎原	3	1	溪間工、山腹工、森林整備		
泉町樅木	3	3	溪間工、山腹工、森林整備		
	小 計	89	61		
氷 川 町	早尾	1	1	森林整備	
	小 計	1	1		
八代地域計		90	62		

森 林 の 所 在		治山事業施行 地 区 数	前半5カ年計画 地 区 数	主な工種	備考
市 町 村	区 域				
水 俣 市	湯出	5	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	中鶴	1	0	溪間工、山腹工	
	深川	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	宝川内	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	長崎	1	0	山腹工、森林整備	
	江添	1	0	山腹工	
	葛渡	1	0	溪間工、山腹工	
	薄原	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	南福寺	1	0	山腹工	
	岩下	1	0	森林整備	
	袋	2	2	山腹工、森林整備	
	古里	1	0	山腹工	
	古城	2	1	山腹工	
	市渡瀬	1	1	溪間工、山腹工	
	越小場	2	1	森林整備、山腹工	
	石坂川	1	1	山腹工	
	小 計	25	12		
芦 北 町	小田浦	5	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	田浦町	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	田浦	2	1	森林整備、溪間工	
	横居木	1	1	山腹工	
	鶴木山	1	1	山腹工	
	波多島	1	0	森林整備	
	女島	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	計石	1	1	溪間工、山腹工	
	国見	1	0	森林整備	
	高岡	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	古石	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	大岩	4	1	溪間工、山腹工	
	黒岩	1	1	溪間工、山腹工	
	豊岡	1	1	山腹工、森林整備	
	道川内	1	0	山腹工	
	湯浦	1	1	山腹工	
	桑原	2	2	溪間工、山腹工	
	宮浦	4	3	森林整備、溪間工	
	白岩	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	佐敷	3	0	溪間工、森林整備	
	大川内	3	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	乙千屋	2	2	溪間工、森林整備	
	丸山	1	0	森林整備	
	市野瀬	2	2	溪間工、山腹工	
	大野	1	1	森林整備	
	国見	1	1	溪間工	
	告	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	白木	4	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	米田	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	簸瀬	1	0	溪間工、山腹工、森林整備	
	伏木氏	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	海浦	1	0	山腹工、森林整備	
	花岡	3	3	溪間工、山腹工	
	田川	1	1	山腹工	
松生	1	1	森林整備		
海路	6	4	溪間工、山腹工、森林整備		
天月	1	0	森林整備		
立川	2	0	山腹工、溪間工		
吉尾	5	3	森林整備、山腹工		
宮崎	1	1	山腹工		
八幡	1	1	山腹工		
塩浸	1	1	溪間工		
	小 計	84	55		
津 奈 木 町	岩城	6	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	福浜	3	1	溪間工、山腹工	
	津奈木	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	小津奈木	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	千代	1	0	山腹工	
	小 計	13	6		
芦北地域計		122	73		

森 林 の 所 在		治山事業施行 地 区 数	前 半 5 年 計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
人 吉 市	下永野町	1	0	溪間工、山腹工	
	上原田町	1	0	溪間工、山腹工	
	大畑麓町	1	0	溪間工、山腹工	
	東間上町	1	0	溪間工、山腹工	
	矢黒町	2	1	溪間工、山腹工	
	木地屋町	1	0	森林整備	
	東大塚町	1	0	森林整備	
	田野町	1	1	森林整備	
	瓦屋町	1	1	山腹工	
	上漆田町	1	1	山腹工	
	古仏頂町	2	2	溪間工、山腹工	
	小 計	13	6		
錦 町	西	1	1	溪間工、森林整備	
	一武	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	木上	1	0	森林整備	
	木上南	1	1	山腹工	
	小 計	6	5		
あさぎり町	上	1	0	森林整備	
	上南	1	0	森林整備	
	上東	1	0	溪間工、山腹工	
	上西	5	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	皆越	10	3	森林整備	
	岡原北	1	1	森林整備	
	岡原南	4	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	須恵	1	1	森林整備	
	深田	1	0	森林整備	
小 計	25	11			
多 良 木 町	多良木	11	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	黒肥地	2	2	溪間工、山腹工	
	奥野	2	2	溪間工、森林整備	
	槻木	10	7	溪間工、山腹工、森林整備	
	久米	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	小 計	27	13		
湯 前 町	猪鹿倉山	2	2	溪間工、山腹工	
	浅ヶ野	1	0	溪間工、山腹工	
	下町杭	1	1	山腹工	
	長谷場宝蛇寺	1	1	溪間工	
	小 計	5	4		
水 上 村	江代	10	6	溪間工、山腹工、森林整備	
	岩野	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	湯山	7	6	溪間工、山腹工、森林整備	
	小 計	20	15		
相 良 村	四浦	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	川辺	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	四浦東	1	1	森林整備	
	四浦西	5	5	溪間工、森林整備、山腹工	
	小 計	10	9		

森 林 の 所 在		治山事業施行 地 区 数	前 半 5 カ 年 計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
五 木 村	下梶原	5	0	溪間工、山腹工、森林整備	
	小鶴	1	0	森林整備	
	宮園	1	1	森林整備	
	山口	1	0	森林整備	
	中村	1	0	溪間工、山腹工	
	土会平	1	0	森林整備	
	池ノ鶴	1	0	溪間工、山腹工	
	野々脇	1	1	森林整備	
	平沢津	1	1	森林整備	
	北西谷	1	0	森林整備	
	入鴨	2	0	溪間工、山腹工、森林整備	
	嶽	2	1	溪間工、山腹工	
	上高野	2	1	溪間工、山腹工	
	八重	1	0	溪間工、山腹工	
	椎葉	1	0	溪間工、山腹工	
	鷲山	1	0	溪間工、山腹工	
	田口	1	0	溪間工、山腹工	
	東	1	0	溪間工、山腹工	
	上荒地	3	0	溪間工、山腹工	
	平野	1	0	森林整備	
	椿	1	0	溪間工、山腹工	
	小椎葉	1	0	森林整備	
	平瀬	1	0	溪間工、山腹工	
	辰迫	1	0	溪間工、山腹工	
	九折瀬	1	0	溪間工、山腹工	
	竹の川	1	0	溪間工、山腹工	
	横手	1	1	溪間工、山腹工	
	鶴	1	0	溪間工、山腹工	
	白蔵	1	0	溪間工、山腹工	
	掛橋	1	0	溪間工、山腹工	
	築切	1	0	溪間工、山腹工	
	西谷	1	1	溪間工、山腹工	
	小 計	41	7		
山 江 村	万江	7	4	溪間工、山腹工	
	山田	8	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	山田戊	1	1	溪間工、山腹工	
	小 計	16	8		
球 磨 村	一勝地	4	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	三ヶ浦	1	1	山腹工、森林整備	
	渡	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	神瀬	13	13	溪間工、山腹工、森林整備	
	大瀬	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	小 計	21	20		
球磨地域計		184	98		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期 【該当なし】

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

〔表 - 21のとおり〕

表 - 21 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
水源かん養保安林	八代市	10,11,23,141,166,171,184,186,195,205,335~338,343~348,402,403,405,408,417~422,428,430,432~434,436~438,443~452,460~522,524~537	11,635	<p>1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの)にあっては禁伐)とする。</p> <p>(2) その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>2 伐期齢 主伐は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、樹種又は林相を改良するために必要と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>3 面積等 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採ができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところにより、その保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積の範囲内とする。</p> <p>(2) 伐採年度ごとに択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p>	<p>植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地については、以下により植栽すること。 (植栽方法) 満1年以上の苗を、おおむね1ha当たり指定施業要件の植栽本数以上の割合で均等に分布するよう植栽するものとする。</p> <p>(植栽の期間) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(植栽の樹種) 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>
	水俣市	32,33,35,36,44,45,53,58,62,69,70,75~79,85,86,97	470		
	芦北町	10,30,44,45,47,58,72~74,99,101,102,105,106,111~113,115~117,123~127,135,142,143	610		
	津奈木町	12,17	131		
	人吉市	1,2,3,5,23~28,34,43,45,49,51~53,56~60,65,67,71,74,76~79,81~83,86,88,90,93~96,99,104,105	2,132		
	錦町	9~12,14,15,19~29,32,33,38	1,231		
	あさぎり町	7,8,10~12,15~17,19~24,26~43,52~55,57~67,71~76,79,80,98,104,107	3,354		
	多良木町	7~11,13,29,30,32~42,44,45,47,51,52,58~61,63,67,68,70~72,76~79,81,83~87,89~93	1,936		
	湯前町	1,4~7,12~14,16	487		
	水上村	2~50,52~69	10,172		
相良村	1~27,31,33,44~49	3,892			
五木村	1~26,28~66	14,738			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
水源かん養保安林	山江村	1~10,13~16,18,19,27,29~34,46~55,57~62	5,143	<p>る。</p> <p>(3) 間伐について伐採年度ごとに伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠の疎密度が10分の8を下まわっても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算してからおおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内とする。</p>	る。
	球磨村	3~6,8~11,13~17,21,23,24,26,27,29,30,33,34,37,55~58,62~70,78,79,81~83,88,94~97,102,105,109~113,115,117~120,123,124,132	3,351		
	計		59,282		
土砂流出防備保安林	八代市	1,2,4~7,9,16,18~27,29,34,40,42,43,47,48,101~105,110~114,123,125,127~129,131~133,137~141,143,144,148~159,161~163,165,166,172,173,184,189~191,194,195,201,203,207,209,301,302,305,308,309,311,315~318,321~324,326,329,333,334,340,350,401~404,408~410,412,414,416,420,422~425,427~434,436,439,442,444,447,450~457,459~461,464,465,472,475,477~495,507,522,526~528,531~533,535~537		<p>1 伐採種</p> <p>(1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。</p> <p>(2) 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>(3) その他の森林にあっては、択伐とする。</p> <p>2 伐期齢及び面積等</p> <p>水源かん養保安林に同じ。</p>	水源かん養保安林に同じ。
	氷川町	6	6		
	水俣市	5,6,9,10,14~17,19,22~25,31,35,37~39,41,45,46,48,55,56,59,60,65,66,83,85,89	176		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	芦北町	5~8,12,14,16~18,20~22,25,28,41,42,51,55,56,58,59,63,66~70,72,74,77,78,81~83,86,87,91,92,95,97~100,102~104,107,108,115,119~123,125~127,130,131,135,136,141~143,146,147,149~151,204~208,210,213,214,216~222,224~227	694		
	津奈木町	1~5,7~11,13~17	72		
	人吉市	4,11,15,22,32,34,37,38,42,45,50,52~54,61,72,75,81~83,90,97	473		
	錦町	18,21,23,24,28,29,31,40	193		
	あさぎり町	15,17,18,20,24~27,29,52,53,55,65,71,76~78,82,91~96,98,99,103,105~107			
	多良木町	1,9,11~13,15,16,24,29~33,42~52,56~92	4,322		
	湯前町	1,2,5,6,9,12,14,15	130		
	水上村	1,3,11~13,16,17,19,21,40~45,47,50,51,54,55,57,61~63,65	1,020		
	相良村	3,6,7,28,29,34,42,44,45,47,49	62		
	五木村	8,12,21,22,27~29,31,33,36,42,43,48,51,54,61	289		
	山江村	5,9~11,16,18~20,28~30,46,52,53,57,58,61,62	431		
	球磨村	1,6,11,17~21,25,26,38,39,82,83,96,116~119,123,124,127,129,130	400		
計		11,081			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂崩壊防備保安林	八代市	26,27,29,109,111,125, 138,139,142,149,155, 157,159,163,176,84,192 ~195,202,301,316,320, 328,340,346,403,424, 428,440,450,489,490, 537	133	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ 。	水源かん養保安林に同じ。
	芦北町	4,27,28,66,69,72,74,75, 78,80,81,94~96,112, 123,133,137,147,149, 150,209	45		
	津奈木町	1,4,6,8,9	4		
	多良木町	17,79	5		
	水上村	12,46	43		
	相良村	38	1		
	五木村	26,45	61		
	球磨村	82,83,119,120,123,124, 127,129	13		
	計		305		
防風保安林	相良村	50	18	1 伐採種 (1) 伐採の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のもの)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のもの)にあつては、禁伐)とする。 (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
		計			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
落石防止保安林	八代市	115,137,139,157,166, 171,179,209,403,406, 454,455,460,472	9	1 伐採種 (1) 緩傾斜地の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあっては、択伐とする。 (2) その他の森林にあっては、禁伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	水俣市	16,26,60,66,82,83,85	10		
	芦北町	55,83,95,114	18		
	津奈木町	9	5		
	人吉市	5,21,39,73	8		
	水上村	21	9		
	相良村	36,37	1		
	五木村	8,29,33,35,41,43	19		
	山江村	23,38,40,52	16		
	球磨村	13,14,18,38,82,96,104, 126,127,129,130	14		
	計		109		
魚つき保安林	水俣市	1,66,67	4	1 伐採種 (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	芦北町	205,223,225,227	9		
	計		13		
航行目標保安林	八代市	3	1	1 伐採種 (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあっては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	計		1		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
保健保安林	八代市	428,444,470,471,487,520	186	1 伐採種 (1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	水俣市	38,39	24		
	芦北町	1,148,205,225	25		
	津奈木町	9	8		
	人吉市	23,25~27,32,33,86	210		
	錦町	12	39		
	あさぎり町	27,28,55,58~60,64,65,73~76,104	649		
	多良木町	43,44	81		
	湯前町	12~14	126		
	水上村	26,27,46	175		
	五木村	18,19,45	135		
	計		1,658		
風致保安林	相良村	44	1	1 伐採種 (1) 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	計		1		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
国定公園第 種特別地域	八代市	444,470,471, 475,487,493, 508,509,515, 518,519	67	<p>1 伐採種等</p> <p>(1) 原則として択伐によるものとする。択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。</p> <p>(2) 国定公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺(造林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は、原則として単木択伐によるものとする。</p> <p>(3) 風致の維持に支障がない限り、皆伐によることができる。その場合の伐区は、次のとおりとする。</p> <p>1 伐区の面積は、2 ha 以内とする。</p> <p>伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p> <p>2 伐期齢</p> <p>標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p>	<p>伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認められる場合、知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</p>
	水上村	60	38		
	計		105		
国定公園第 種特別地域	八代市	27,408,427~429, 439,440,441,444,469, 470,472~476,479, 480,482,486,487,489, 490~493,495~497, 506~510,520~529, 533,534,537	2,211	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p>	<p>第種特別地域に同じ。</p>
	水上村	25~32,36,37,59~62	1,945		
	五木村	45,51	97		
	計		4,253		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
県立公園第 種特別地域	芦北町	223	2	1 伐採種 択伐によるものとする。 択伐率は、現在蓄積の30%以内とする。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
	計		2		
県立公園第 種特別地域	八代市	427,428	14	1 伐採種等 択伐又は皆伐とする。 (1) 択伐法 択伐率は、現在蓄積の60%以下とする。 (2) 皆伐法 1 伐区の面積は、5 ha以下とする。 伐区が、更新して5年を経過していない皆伐法によった伐区に隣接してはならない。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。	
	氷川町	4,5	23		
	水俣市	1	6		
	芦北町	1,148,205,225	34		
	多良木町	43,44	57		
	湯前町	12~14	137		
	水上村	46,47,52,63,68,69	89		
	相良村	17	85		
	五木村	3,4,18,19,53,55	418		
	計		863		
県立公園第 種特別地域	八代市	27,408,427~429,439~441,444,469,470,472~476,479,480,482,486,487,489~493,495~497,506~510,520~529,533,534,537	1,631	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。	
	水俣市	2,42,44,48	20		
	芦北町	1,148,204,205,225,227	91		
	津奈木町	3~5,8	25		
	湯前町	12~15	120		
	五木村	3,4,18,19,24,30,34~38,49,50,52,54,55,60,61	845		
	計		2,732		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
都市計画法による風致地区	八代市	18	12	皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1haを超えないこと。	立木竹の伐採その他都市の風致維持に影響を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
	人吉市	9,11,73	39		
	計		51		
県自然環境保全地域特別地区	人吉市	32	56	原則として卓抜法によるものとする。択伐率は、現在蓄積の30%以内とする。 ただし、森林の群落構成を変えるなど自然環境に著しい変化を招くおそれが少ない場合には、小面積皆伐を行うことができる。この場合、1伐区の面積は2ha以内とし、伐区は努めて分散させること。	
	球磨村	36	3		
	あさぎり町	58,60	45		
	計		104		

(附) 參考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：ha,%

区分	区域面積	森林面積			森林比率 / ×100	
		総数	国有林	民有林		
球磨川計画区	八代市	68,136	50,104	9,868	40,236	74
	氷川町	3,336	331	82	249	10
	八代地域計	71,472	50,435	9,950	40,485	71
	水俣市	16,329	12,084	1,755	10,329	74
	芦北町	23,401	18,335	2,581	15,754	78
	津奈木町	3,408	2,175	16	2,159	64
	芦北地域計	43,138	32,594	4,352	28,242	76
	人吉市	21,055	15,945	5,862	10,083	76
	錦町	8,504	4,865	1,773	3,092	57
	多良木町	16,586	13,236	2,230	11,006	80
	湯前町	4,837	3,588	2,187	1,401	74
	水上村	19,096	17,507	1,999	15,508	92
	相良村	9,454	6,985	1,349	5,636	74
	五木村	25,292	23,855	2,552	21,303	94
	山江村	12,119	10,510	1,185	9,325	87
	球磨村	20,758	18,186	1,682	16,504	88
	あさぎり町	15,956	10,536	2,383	8,153	66
	球磨地域計	153,657	125,213	23,202	102,011	81
	総数	268,267	208,242	37,504	170,738	78
	白川・菊池川計画区	265,760	125,405	10,845	114,560	47
緑川計画区	119,087	68,440	13,832	54,608	57	
天草計画区	87,834	58,023	1,156	56,867	66	
県計	740,948	460,110	63,337	396,773	62	

資料： 区域面積及び国有林面積は、熊本県林業統計要覧(令和2年度(2020年度)版)

民有林面積は、民有林資源調査書(R5.4.1現在)

注) 数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(2) 地況

(ア) 気候、(イ) 地勢、(ウ) 地質、土壌等

前述のとおり

(3) 土地利用の現況

下段:面積(単位:ha)、上段:構成比(単位:%)

区分	総数	森林	農用地		その他		
			うち田	うち畑			
球	八代市	(100.0) 68,136	(73.5) 50,104	(10.7) 7,265	(9.7) 6,630	(0.9) 635	(15.8) 10,767
	氷川町	(100.0) 3,336	(9.9) 331	(47.0) 1,569	(40.8) 1,360	(6.3) 209	(43.0) 1,436
	八代地域計	(100.0) 71,472	(70.6) 50,435	(12.4) 8,834	(11.2) 7,990	(1.2) 844	(17.1) 12,203
磨	水俣市	(100.0) 16,329	(74.0) 12,084	(5.7) 930	(2.2) 364	(3.5) 566	(20.3) 3,315
	芦北町	(100.0) 23,401	(78.4) 18,335	(6.5) 1,522	(3.5) 819	(3.0) 703	(15.1) 3,544
	津奈木町	(100.0) 3,408	(63.8) 2,175	(8.8) 300	(3.6) 122	(5.2) 178	(27.4) 933
	芦北地域計	(100.0) 43,138	(75.6) 32,594	(6.4) 2,752	(3.0) 1,305	(3.4) 1,447	(18.1) 7,792
川	人吉市	(100.0) 21,055	(75.7) 15,945	(7.1) 1,500	(4.6) 967	(2.5) 533	(17.1) 3,610
	錦町	(100.0) 8,504	(57.2) 4,865	(19.6) 1,667	(15.4) 1,310	(4.2) 357	(23.2) 1,972
	多良木町	(100.0) 16,586	(79.8) 13,236	(10.0) 1,666	(8.3) 1,380	(1.7) 286	(10.2) 1,684
計	湯前町	(100.0) 4,837	(74.2) 3,588	(12.0) 581	(10.6) 513	(1.4) 68	(13.8) 668
	水上村	(100.0) 19,096	(91.7) 17,507	(2.0) 380	(1.3) 247	(0.7) 133	(6.3) 1,209
	相良村	(100.0) 9,454	(73.9) 6,985	(8.4) 795	(4.8) 453	(3.6) 342	(17.7) 1,674
画	五木村	(100.0) 25,292	(94.3) 23,855	(0.3) 78	(0.1) 23	(0.2) 55	(5.4) 1,359
	山江村	(100.0) 12,119	(86.7) 10,510	(3.6) 438	(1.7) 208	(1.9) 230	(9.7) 1,171
	球磨村	(100.0) 20,758	(87.6) 18,186	(2.9) 603	(1.1) 227	(1.8) 376	(9.5) 1,969
区	あさぎり町	(100.0) 15,956	(66.0) 10,536	(18.4) 2,942	(15.9) 2,530	(2.6) 412	(15.5) 2,478
	球磨地域計	(100.0) 153,657	(81.5) 125,213	(6.9) 10,650	(5.1) 7,858	(1.8) 2,792	(11.6) 17,794
	総計	(100.0) 268,267	(77.6) 208,242	(8.3) 22,236	(6.4) 17,153	(1.9) 5,083	(14.1) 37,789
白川・菊池川計画区	(100.0) 265,760	(47.2) 125,405	(23.4) 62,161	(13.2) 35,212	(10.1) 26,949	(29.4) 78,194	
緑川計画区	(100.0) 119,087	(57.5) 68,440	(16.3) 19,392	(9.9) 11,834	(6.3) 7,558	(26.2) 31,255	
天草計画区	(100.0) 87,834	(66.1) 58,023	(7.9) 6,897	(4.5) 3,942	(3.4) 2,955	(26.1) 22,914	
県計	(100.0) 740,948	(62.1) 460,110	(14.9) 110,686	(9.2) 68,141	(5.7) 42,545	(23.0) 170,152	

資料: 総数、農用地、その他のうち宅地面積は、熊本県林業統計要覧(令和2年度(2020年度)版)、森林面積は資料1の(1)と同じ、その他は総数から森林及び農用地を減じた数値である。

注) 地域別計と関係市町村の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

下段：生産額（単位：百万円）、上段：構成比（単位：%）

区 分	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業	計 = + +	関税、消 費税（控 除）等	市町村内 総生産 +
	農 業	林 業	水産業	小計					
八 代 市	(3.5) 16,009	(0.2) 922	(0.0) 123	(3.7) 17,054	(31.1) 142,157	(64.5) 294,738	(99.4) 453,949	(0.6) 2,764	(100.0) 456,712
氷 川 町	(13.6) 3,547	(0.0) 8	(0.0) 1	(13.6) 3,556	(10.9) 2,847	(74.8) 19,519	(99.4) 25,922	(0.6) 158	(100.0) 26,079
八代地域計	(4.1) 19,556	(0.2) 930	(0.0) 123	(4.3) 20,610	(30.0) 145,004	(65.1) 314,257	(99.4) 479,870	(0.6) 2,921	(100.0) 482,791
水 俣 市	(0.8) 713	(0.3) 233	(0.0) 12	(1.1) 958	(29.2) 24,689	(69.1) 58,428	(99.4) 84,075	(0.6) 512	(100.0) 84,587
芦 北 町	(3.7) 1,662	(0.8) 356	(0.1) 55	(4.6) 2,073	(30.4) 13,811	(64.5) 29,333	(99.4) 45,217	(0.6) 275	(100.0) 45,492
津 奈 木 町	(3.9) 327	(0.6) 49	(1.2) 98	(5.6) 473	(19.6) 1,662	(74.2) 6,295	(99.4) 8,431	(0.6) 51	(100.0) 8,482
芦北地域計	(1.9) 2,702	(0.5) 638	(0.1) 165	(2.5) 3,505	(29.0) 40,161	(67.9) 94,056	(99.4) 137,722	(0.6) 838	(100.0) 138,561
人 吉 市	(1.2) 1,410	(0.2) 266	(0.0) 3	(1.4) 1,679	(14.8) 17,455	(83.2) 98,167	(99.4) 117,301	(0.6) 714	(100.0) 118,015
錦 町	(8.4) 3,114	(0.2) 76	(0.0) 0	(8.6) 3,191	(27.5) 10,263	(63.3) 23,613	(99.4) 37,066	(0.6) 226	(100.0) 37,292
多 良 木 町	(10.0) 2,550	(1.0) 263	(0.0) 0	(11.0) 2,813	(22.1) 5,620	(66.3) 16,886	(99.4) 25,319	(0.6) 154	(100.0) 25,473
湯 前 町	(8.5) 765	(0.4) 33	(0.0) 0	(8.9) 798	(39.2) 3,512	(51.3) 4,604	(99.4) 8,915	(0.6) 54	(100.0) 8,969
水 上 村	(3.2) 262	(4.3) 353	(0.0) 0	(7.4) 615	(42.5) 3,522	(49.5) 4,100	(99.4) 8,237	(0.6) 50	(100.0) 8,287
相 良 村	(9.9) 1,186	(1.1) 134	(0.1) 12	(11.2) 1,332	(32.8) 3,906	(55.5) 6,614	(99.4) 11,852	(0.6) 72	(100.0) 11,925
五 木 村	(0.2) 9	(8.9) 480	(0.0) 1	(9.1) 489	(43.6) 2,348	(46.7) 2,515	(99.4) 5,352	(0.6) 33	(100.0) 5,385
山 江 村	(3.0) 313	(2.2) 226	(0.0) 4	(5.2) 543	(12.6) 1,316	(81.6) 8,500	(99.4) 10,359	(0.6) 63	(100.0) 10,422
球 磨 村	(3.0) 232	(4.9) 384	(0.1) 6	(8.0) 622	(28.4) 2,214	(63.0) 4,904	(99.4) 7,740	(0.6) 47	(100.0) 7,787
あ さ ぎ り 町	(10.7) 3,848	(0.8) 275	(0.0) 0	(11.5) 4,123	(15.4) 5,551	(72.5) 26,101	(99.4) 35,775	(0.6) 218	(100.0) 35,993
球磨地域計	(5.1) 13,688	(0.9) 2,491	(0.0) 28	(6.0) 16,207	(20.7) 55,705	(72.7) 196,004	(99.4) 267,916	(0.6) 1,631	(100.0) 269,547
総計	(4.0) 35,946	(0.5) 4,059	(0.0) 317	(4.5) 40,321	(27.0) 240,870	(67.8) 604,317	(99.4) 885,509	(0.6) 5,391	(100.0) 890,899
白川・菊池川 計 画 区	(2.1) 91,310	(0.1) 3,213	(0.2) 9,331	(2.3) 103,853	(25.1) 1,111,864	(72.0) 3,188,165	(99.4) 4,403,882	(0.6) 26,810	(100.0) 4,430,692
緑川計画区	(3.6) 24,559	(0.2) 1,353	(0.3) 2,051	(4.1) 27,963	(32.6) 223,647	(62.7) 430,312	(99.4) 681,922	(0.6) 4,151	(100.0) 686,074
天草計画区	(1.7) 6,175	(0.4) 1,278	(2.3) 8,147	(4.4) 15,599	(12.7) 45,212	(82.3) 292,797	(99.4) 353,608	(0.6) 2,153	(100.0) 355,760
県 計	(2.5) 157,990	(0.2) 9,902	(0.3) 19,845	(3.0) 187,737	(25.5) 1,621,593	(71.0) 4,515,591	(99.4) 6,324,921	(0.6) 38,505	(100.0) 6,363,425

資料：平成26年度市町村民所得推計報告書（熊本県統計協会）

注）計又は総計と各内訳の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

一部市町村の「水産業」計数は秘匿情報であり、「林業」に合算して計上しており、本表の計数とは一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位:人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	
		計	農業	林業	水産業				
球	八代市	56,898	7,753	7,470	150	133	12,246	36,456	443
		59,562	8,295	7,968	153	174	12,878	37,231	1,158
球	氷川町	5,490	1,526	1,518	6	2	1,033	2,875	56
		5,858	1,603	1,594	5	4	1,096	3,141	18
球	八代地域計	62,388	9,279	8,988	156	135	13,279	39,331	499
		65,420	9,898	9,562	158	178	13,974	40,372	1,176
磨	水俣市	10,353	605	512	58	35	2,322	7,345	81
		11,196	725	627	49	49	2,647	7,794	30
磨	芦北町	7,054	1,080	924	59	97	1,616	4,351	7
		7,879	1,224	1,039	52	133	1,804	4,845	6
磨	津奈木町	1,967	323	247	19	57	409	1,234	1
		2,163	395	304	21	70	485	1,282	1
磨	芦北地域計	19,374	2,008	1,683	136	189	4,347	12,930	89
		21,238	2,344	1,970	122	252	4,936	13,921	37
川	人吉市	14,444	1,048	858	190	-	2,705	10,553	138
		15,875	1,255	1,055	198	2	2,952	11,592	76
川	錦町	5,431	1,022	954	68	-	1,242	3,159	8
		5,533	1,008	961	46	1	1,358	3,163	4
川	多良木町	4,683	986	855	130	1	1,089	2,491	117
		4,907	1,160	1,040	120	-	1,218	2,527	2
計	湯前町	1,872	436	360	76	-	428	1,008	-
		2,000	462	388	74	-	492	1,043	3
計	水上村	1,010	286	208	78	-	184	537	3
		1,057	311	225	86	-	214	532	-
計	相良村	1,995	409	355	52	2	455	1,019	112
		2,263	549	486	57	6	513	1,198	3
画	五木村	471	86	31	53	2	85	258	42
		499	119	44	73	2	101	278	1
画	山江村	1,632	288	250	38	-	393	950	1
		1,729	337	283	53	1	418	958	16
画	球磨村	978	187	124	62	1	243	545	3
		1,690	305	202	103	-	408	976	1
区	あさぎり町	7,609	1,694	1,593	100	1	1,764	4,128	23
		7,797	1,778	1,681	96	1	1,760	4,245	14
区	球磨地域計	40,125	6,442	5,588	847	7	8,588	24,648	447
		43,350	7,284	6,365	906	13	9,434	26,512	120
区	総計	121,887	17,729	16,259	1,139	331	26,214	76,909	1,035
		130,008	19,526	17,897	1,186	443	28,344	80,805	1,333
画区	白川・菊池川計画区	559,588	36,250	34,482	868	900	115,223	393,930	14,185
		558,156	39,780	37,752	934	1,094	113,186	387,648	17,542
画区	緑川計画区	88,245	11,672	11,100	244	328	19,775	55,601	1,197
		92,953	13,490	12,720	281	489	20,620	58,438	405
画区	天草計画区	49,539	6,117	3,734	147	2,236	8,753	34,411	258
		53,167	7,205	4,359	202	2,644	9,468	36,352	142
県計	県計	819,259	71,768	65,575	2,398	3,795	169,965	560,851	16,675
		834,284	80,001	72,728	2,603	4,670	171,618	563,243	19,422

資料: 令和2年(2020年)国勢調査(上段の数字)、平成27年(2015年)国勢調査(下段の数字)

2 森林の現況

(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表

単位 面積:ha 蓄積:m³

林種	人工林													
	スギ		ヒノキ		マツ		クスギ		その他針葉樹		その他広葉樹		計	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1	1,408.37		128.69		0.23		8.36	14	1.97		86.30		1,633.92	14
2	2,593.96		283.38				30.47	1,882	0.99		195.23	6,505	3,104.03	8,387
3	1,492.46	61,738	432.64	17,227	0.18	8	54.51	5,656	2.84	115	105.59	6,814	2,088.22	91,558
4	1,173.23	97,794	1,284.23	99,509	9.35	824	81.57	10,986	6.12	522	150.56	13,556	2,705.06	223,191
5	591.01	82,656	1,259.86	156,580	16.15	2,002	104.66	14,053	4.04	470	253.09	29,032	2,228.81	284,793
6	744.65	151,993	1,145.12	210,528	0.67	117	80.88	12,744	14.15	2,256	127.86	16,802	2,113.33	394,440
7	661.24	192,323	2,196.50	567,465	0.35	65	161.72	30,922	6.71	1,252	114.87	17,830	3,141.39	809,857
8	1,204.44	441,245	1,930.60	627,494	2.15	388	599.17	124,777	0.01	3	18.87	3,356	3,755.24	1,197,263
9	3,575.72	1,501,131	4,243.84	1,571,488	3.21	751	469.67	102,894			7.96	1,384	8,300.40	3,177,648
10	5,261.24	2,419,726	8,210.47	3,297,365	0.96	196	324.55	74,345			22.24	2,927	13,819.46	5,794,559
11	7,643.26	3,782,615	11,020.49	4,886,945	82.80	21,273	184.81	43,777			22.44	3,675	18,953.80	8,738,285
12	9,766.23	5,098,207	8,380.41	4,057,412	669.28	176,914	172.37	41,022	2.98	798	5.01	1,019	18,996.28	9,375,372
13	10,744.81	5,838,947	5,648.44	2,890,005	1,474.41	408,511	107.59	25,851	0.75	207	1.78	348	17,977.78	9,163,869
14	6,792.73	3,845,568	2,778.85	1,483,548	435.58	122,419	44.92	10,668	2.04	583	1.36	304	10,055.48	5,463,090
15	3,410.28	1,976,992	983.15	528,282	199.55	58,538	31.76	7,922			2.42	432	4,627.16	2,572,166
16	1,446.85	855,285	489.44	257,998	30.35	8,397	7.08	1,793			2.70	483	1,976.42	1,123,956
17	779.48	477,840	370.94	195,158	14.84	4,310	14.72	3,778			0.63	115	1,180.61	681,201
18	327.97	202,378	263.77	143,581	4.26	1,344	6.83	1,774	0.40	116			603.23	349,193
19	332.22	207,644	230.38	132,634	4.69	1,231			1.15	367	1.15	283	569.59	342,159
20上	365.89	229,457	239.58	135,856	24.48	7,912	0.56	148			16.52	4,112	647.03	377,485
合計	60,316.04	27,463,539	51,520.78	21,259,075	2,973.49	815,200	2,486.20	515,006	44.15	6,689	1,136.58	108,977	118,477.24	50,168,486

林種	天然林											人天合計		
	マツ		クスギ		広葉樹		その他針葉樹		その他広葉樹		計		合計	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1			3.19		19.01				16.28		38.48		1,672.40	14
2			7.16	517	380.24	12,905			0.03	1	387.43	13,423	3,491.46	21,810
3			3.02	318	371.86	19,687			0.45	25	375.33	20,030	2,463.55	111,588
4			8.45	1,135	744.52	67,279			2.52	219	755.49	68,633	3,460.55	291,824
5	0.13	19	2.58	465	759.24	89,028			77.82	9,564	839.77	99,076	3,068.58	383,869
6	1.23	172	2.90	583	348.75	45,270			21.49	2,810	374.37	48,835	2,487.70	443,275
7			31.50	6,650	293.77	46,770			0.60	96	325.87	53,516	3,467.26	863,373
8	3.09	780	6.19	1,313	1,071.12	158,286			0.20	35	1,080.60	160,414	4,835.84	1,357,677
9	1.25	280	6.57	1,429	714.80	114,408			10.95	1,850	733.57	117,967	9,033.97	3,295,615
10	2.16	476	11.97	2,485	1,323.28	231,363			0.84	169	1,338.25	234,493	15,157.71	6,029,052
11	4.22	993	13.25	2,840	3,034.17	577,230	1.96	508	2.90	473	3,056.50	582,044	22,010.30	9,320,329
12	31.63	7,701	14.59	3,114	5,080.90	981,123			0.76	127	5,127.88	992,065	24,124.16	10,367,437
13	82.55	22,721	13.75	2,855	9,966.43	1,930,179	0.41	115	12.63	2,736	10,075.77	1,958,606	28,053.55	11,122,475
14	63.30	18,225	14.34	3,151	8,231.40	1,646,909	2.18	630	3.50	726	8,314.72	1,669,641	18,370.20	7,132,731
15	53.37	15,493	9.41	1,877	5,976.72	1,234,750			10.73	2,283	6,050.23	1,254,403	10,677.39	3,826,569
16	23.72	7,143	2.56	632	2,328.46	479,714	0.58	155	1.79	395	2,357.11	488,039	4,333.53	1,611,995
17	17.68	5,461	4.26	1,059	2,628.53	576,910	5.31	1,641	2.37	564	2,658.15	585,635	3,838.76	1,266,836
18	47.54	14,431	4.21	1,094	1,642.23	374,403			0.29	70	1,694.27	389,998	2,297.50	739,191
19	9.69	3,093			814.04	179,829	1.13	361			824.86	183,283	1,394.45	525,442
20上	73.82	23,916			1,218.87	266,317	24.61	7,974	2.47	459	1,319.77	298,666	1,966.80	676,151
合計	415.38	120,904	159.90	31,517	46,948.34	9,032,360	36.18	11,384	168.62	22,602	47,728.42	9,218,767	166,205.66	59,387,253

伐採跡地		未立木地		更新困難地		竹林		特殊林		その他計		総合計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積(束)	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
488.03		979.10		534.39		2,478.80	2,223,000	52.22		4,532.54		170,738.20	59,387,253

(2) 普制別樹種別齡級別森林資源構成表

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種別	人天別	針広別	樹種	1齡級			2齡級			3齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	693.56			1,313.19			797.41	32,605	6,960	
				ヒノキ	60.47			179.78			220.04	8,788	1,600	
				マツ										
				その他	1.37			0.99			2.84	115	19	
				計	755.40			1,493.96			1,020.29	41,508	8,579	
		広葉樹	17.62	14		63.58	2,683	430	62.71	5,304	455			
		針広計	773.02	14		1,557.54	2,683	430	1,083.00	46,812	9,034			
		天然林	針葉樹	クヌギ										
				広葉樹	0.42			267.39	9,209	1,477	230.59	12,265	1,500	
				その他				0.03			0.07		3	
	計			0.42			274.58	9,727	1,535	230.92	12,295	1,503		
	針広計			0.42			274.58	9,727	1,535	230.92	12,295	1,503		
	普通林計					773.44	14		1,832.12	12,410	1,965	1,313.92	59,107	10,537
	制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	714.81			1,280.77			695.05	29,133	5,979
ヒノキ					68.22			103.60			211.43	8,402	1,539	
マツ					0.23						0.18	8	1	
その他					0.60									
計					783.86			1,384.37			906.66	37,543	7,519	
広葉樹			77.04			162.12	5,704	936	92.79	6,768	643			
針広計			860.90			1,546.49	5,704	936	999.45	44,311	8,162			
天然林			針葉樹	クヌギ	3.19						2.76	291	28	
				広葉樹	18.59			111.29	3,636	653	139.94	7,325	970	
				その他	16.28						0.38	22	3	
		計		38.06			111.29	3,636	653	143.08	7,638	1,001		
		針広計		38.06			111.29	3,636	653	143.08	7,638	1,001		
制限林皆伐計					898.96			1,657.78	9,340	1,589	1,142.53	51,949	9,163	
皆伐		人工林	針葉樹	スギ										
	ヒノキ									1.17	37	10		
	マツ													
	その他													
	計							1.17	37	10				
	広葉樹							4.60	398	32				
	針広計							5.77	435	42				
	天然林	針葉樹	クヌギ											
広葉樹						1.56	60	9	1.33	97	9			
その他														
計						1.56	60	9	1.33	97	9			
針広計				1.56	60	9	1.33	97	9					
制限林非皆伐計								1.56	60	9	7.10	532	51	
制限林計					898.96			1,659.34	9,400	1,598	1,149.63	52,481	9,214	
総計	人工林	針葉樹	スギ	1,408.37			2,593.96			1,492.46	61,738	12,939		
			ヒノキ	128.69			283.38			432.64	17,227	3,149		
			マツ	0.23						0.18	8	1		
			その他	1.97			0.99			2.84	115	19		
			計	1,539.26			2,878.33			1,928.12	79,088	16,108		
		広葉樹	94.66	14		225.70	8,387	1,366	160.10	12,470	1,130			
		針広計	1,633.92	14		3,104.03	8,387	1,366	2,088.22	91,558	17,238			
		天然林	針葉樹	クヌギ	3.19			7.16	517	58	3.02	318	31	
				広葉樹	19.01			380.24	12,905	2,139	371.86	19,687	2,479	
				その他	16.28			0.03			0.45	25	3	
	計			38.48			387.43	13,423	2,197	375.33	20,030	2,513		
	針広計			38.48			387.43	13,423	2,197	375.33	20,030	2,513		
	合計					1,672.40	14		3,491.46	21,810	3,563	2,463.55	111,588	19,751

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	4 齡級			5 齡級			6 齡級				
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量		
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	644.51	55,635	6,055	388.38	54,882	4,754	460.66	93,530	6,949		
				ヒノキ	575.45	46,689	5,022	552.24	68,412	5,968	756.87	139,359	9,737		
				マツ	6.67	578	68	5.32	712	41					
				その他	4.36	348	41	3.61	410	31	11.69	1,827	68		
				計	1,230.99	103,250	11,186	949.55	124,416	10,794	1,229.22	234,716	16,754		
		天然林	広葉樹	計	93.98	9,736	450	254.18	30,885	922	141.22	19,916	386		
				針広計	1,324.97	112,986	11,636	1,203.73	155,301	11,716	1,370.44	254,632	17,140		
				針葉樹	計				0.13	19	1	1.23	172	7	
					クヌギ	3.23	477	16	2.58	465	7	2.90	583	9	
					広葉樹	415.25	37,585	2,415	440.83	51,152	1,866	277.81	36,091	825	
		計	418.48	38,062	2,431	470.49	54,787	1,957	291.75	38,024	873				
		針広計	418.48	38,062	2,431	470.62	54,806	1,958	292.98	38,196	880				
		普通林計	1,743.45	151,048	14,067	1,674.35	210,107	13,674	1,663.42	292,828	18,020				
		制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	528.72	42,159	4,802	202.63	27,774	2,612	281.01	57,848	4,475
						ヒノキ	708.44	52,798	6,068	707.46	88,147	8,337	386.36	70,858	5,514
						マツ	2.68	246	29	10.83	1,290	74	0.34	64	3
						その他	1.76	174	14	0.43	60	3	2.46	429	15
計	1,241.60					95,377	10,913	921.35	117,271	11,026	670.17	129,199	10,007		
天然林	広葉樹			計	138.15	14,806	697	103.57	12,200	393	66.56	9,491	224		
				針広計	1,379.75	110,183	11,610	1,024.92	129,471	11,419	736.73	138,690	10,231		
				針葉樹	計										
					クヌギ	5.22	658	18							
					広葉樹	329.16	29,684	1,993	317.29	37,748	1,460	70.94	9,179	231	
計	336.90			30,561	2,027	367.66	44,100	1,650	81.39	10,639	272				
針広計	336.90			30,561	2,027	367.66	44,100	1,650	81.39	10,639	272				
制限林皆伐計	1,716.65			140,744	13,637	1,392.58	173,571	13,069	818.12	149,329	10,503				
制限林	非皆伐			人工林	針葉樹	スギ						2.98	615	46	
						ヒノキ	0.34	22	3	0.16	21	2	1.89	311	26
						マツ							0.33	53	2
						その他									
		計	0.34			22	3	0.16	21	2	5.20	979	74		
		天然林	広葉樹	計						0.96	139	3			
				針広計	0.34	22	3	0.16	21	2	6.16	1,118	77		
				針葉樹	計										
					クヌギ										
					広葉樹	0.11	10	1	1.12	128	5				
		計	0.11	10	1	1.49	170	6							
		針広計	0.11	10	1	1.49	170	6							
		制限林非皆伐計	0.45	32	4	1.65	191	8	6.16	1,118	77				
		制限林計	1,717.10	140,776	13,641	1,394.23	173,762	13,077	824.28	150,447	10,580				
		総計	人工林	針葉樹	スギ	1,173.23	97,794	10,857	591.01	82,656	7,366	744.65	151,993	11,470	
					ヒノキ	1,284.23	99,509	11,093	1,259.86	156,580	14,307	1,145.12	210,528	15,277	
					マツ	9.35	824	97	16.15	2,002	115	0.67	117	5	
その他	6.12				522	55	4.04	470	34	14.15	2,256	83			
計	2,472.93				198,649	22,102	1,871.06	241,708	21,822	1,904.59	364,894	26,835			
天然林	広葉樹			計	232.13	24,542	1,147	357.75	43,085	1,315	208.74	29,546	613		
				針広計	2,705.06	223,191	23,249	2,228.81	284,793	23,137	2,113.33	394,440	27,448		
				針葉樹	計				0.13	19	1	1.23	172	7	
					クヌギ	8.45	1,135	34	2.58	465	7	2.90	583	9	
					広葉樹	744.52	67,279	4,409	759.24	89,028	3,331	348.75	45,270	1,056	
計	755.49			68,633	4,459	839.64	99,057	3,613	373.14	48,663	1,145				
針広計	755.49			68,633	4,459	839.77	99,076	3,614	374.37	48,835	1,152				
合計	3,460.55			291,824	27,708	3,068.58	383,869	26,751	2,487.70	443,275	28,600				

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹種	7 齡級			8 齡級			9 齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普 通 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	362.44	104,714	5,925	619.37	228,009	8,022	1,685.61	707,725	16,112
				ヒノキ	1,090.68	274,427	15,630	1,023.51	322,707	11,086	2,307.83	810,113	18,867
				マツ	0.05	9		1.42	233	4	2.12	496	7
				その他	1.74	317	8	0.01	3				
				計	1,454.91	379,467	21,563	1,644.31	550,952	19,112	3,995.56	1,518,334	34,986
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹	133.87	24,040	341	311.42	63,424	548	303.17	65,716	375
				針広計	1,588.78	403,507	21,904	1,955.73	614,376	19,660	4,298.73	1,584,050	35,361
				計				3.09	780	16	0.49	112	1
				クヌギ	19.74	4,151	58	3.94	873	8	2.21	421	2
				広葉樹	139.63	21,689	412	510.17	73,283	877	590.13	91,948	365
		天 然 林	針 葉 樹	その他	0.44	74	1	0.20	35	1	8.72	1,422	9
				計	159.81	25,914	471	514.31	74,191	886	601.06	93,791	376
				針広計	159.81	25,914	471	517.40	74,971	902	601.55	93,903	377
				普通林計	1,748.59	429,421	22,375	2,473.13	689,347	20,562	4,900.28	1,677,953	35,738
普通林計	1,748.59			429,421	22,375	2,473.13	689,347	20,562	4,900.28	1,677,953	35,738		
限 制 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	298.01	87,381	4,776	584.40	213,017	7,575	1,884.60	791,067	18,484
				ヒノキ	1,100.86	291,726	18,077	906.71	304,691	10,902	1,925.51	757,193	20,081
				マツ				0.73	155	3	1.08	253	3
				その他	1.30	234	7						
				計	1,400.17	379,341	22,860	1,491.84	517,863	18,480	3,811.19	1,548,513	38,568
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹	137.34	23,876	423	300.96	63,508	558	170.41	37,791	208
				針広計	1,537.51	403,217	23,283	1,792.80	581,371	19,038	3,981.60	1,586,304	38,776
				計							0.76	168	3
				クヌギ	11.76	2,499	35	2.25	440	3	4.36	1,008	3
				広葉樹	154.14	25,081	501	508.53	75,602	1,063	122.95	22,203	286
		天 然 林	針 葉 樹	その他	0.16	22					2.23	428	4
				計	166.06	27,602	536	510.78	76,042	1,066	129.54	23,639	293
				針広計	166.06	27,602	536	510.78	76,042	1,066	130.30	23,807	296
				制限林皆伐計	1,703.57	430,819	23,819	2,303.58	657,413	20,104	4,111.90	1,610,111	39,072
制限林皆伐計	1,703.57			430,819	23,819	2,303.58	657,413	20,104	4,111.90	1,610,111	39,072		
限 制 林	非 皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	0.79	228	14	0.67	219	7	5.51	2,339	50
				ヒノキ	4.96	1,312	88	0.38	96	3	10.50	4,182	102
				マツ	0.30	56	2				0.01	2	
				その他	3.67	701	18						
				計	9.72	2,297	122	1.05	315	10	16.02	6,523	152
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹	5.38	836	17	5.66	1,201	10	4.05	771	2
				針広計	15.10	3,133	139	6.71	1,516	20	20.07	7,294	154
				計									
				クヌギ									
				広葉樹				52.42	9,401	145	1.72	257	2
		天 然 林	針 葉 樹	その他									
				計				52.42	9,401	145	1.72	257	2
				針広計				52.42	9,401	145	1.72	257	2
				制限林非皆伐計	15.10	3,133	139	59.13	10,917	165	21.79	7,551	156
制限林計	1,718.67			433,952	23,958	2,362.71	668,330	20,269	4,133.69	1,617,662	39,228		
総 計	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	661.24	192,323	10,715	1,204.44	441,245	15,604	3,575.72	1,501,131	34,646
				ヒノキ	2,196.50	567,465	33,795	1,930.60	627,494	21,991	4,243.84	1,571,488	39,050
				マツ	0.35	65	2	2.15	388	7	3.21	751	10
				その他	6.71	1,252	33	0.01	3				
				計	2,864.80	761,105	44,545	3,137.20	1,069,130	37,602	7,822.77	3,073,370	73,706
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹	276.59	48,752	781	618.04	128,133	1,116	477.63	104,278	585
				針広計	3,141.39	809,857	45,326	3,755.24	1,197,263	38,718	8,300.40	3,177,648	74,291
				計				3.09	780	16	1.25	280	4
				クヌギ	31.50	6,650	93	6.19	1,313	11	6.57	1,429	5
				広葉樹	293.77	46,770	913	1,071.12	158,286	2,085	714.80	114,408	653
		天 然 林	針 葉 樹	その他	0.60	96	1	0.20	35	1	10.95	1,850	13
				計	325.87	53,516	1,007	1,077.51	159,634	2,097	732.32	117,687	671
				針広計	325.87	53,516	1,007	1,080.60	160,414	2,113	733.57	117,967	675
				制限林非皆伐計									
制限林計	3,467.26			863,373	46,333	4,835.84	1,357,677	40,831	9,033.97	3,295,615	74,966		

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹種	10 齡級			11 齡級			12 齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普 通 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	2,701.58	1,249,833	22,102	3,607.94	1,775,513	23,730	5,131.01	2,683,536	28,124
				ヒノキ	5,159.58	1,967,384	36,071	6,200.92	2,610,242	36,758	5,008.77	2,348,995	27,759
				マツ	0.96	196	2	29.78	7,505	51	231.20	59,082	328
				その他									
				計	7,862.12	3,217,413	58,175	9,838.64	4,393,260	60,539	10,370.98	5,091,613	56,211
			広葉樹	177.63	40,025	88	118.62	27,802	33	110.42	26,160	32	
		針 葉 樹	針広計	8,039.75	3,257,438	58,263	9,957.26	4,421,062	60,572	10,481.40	5,117,773	56,243	
			針葉樹	1.73	413	5	1.31	240		22.50	5,254	29	
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	9.66	2,008	8	9.83	2,053	2	11.98	2,474	3
				広葉樹	816.67	137,920	788	1,651.38	309,012	1,522	2,999.55	560,347	2,315
				その他									
			樹計	826.33	139,928	796	1,661.21	311,065	1,524	3,011.53	562,821	2,318	
		針 葉 樹	針広計	828.06	140,341	801	1,662.52	311,305	1,524	3,034.03	568,075	2,347	
		普通林計					8,867.81	3,397,779	59,064	11,619.78	4,732,367	62,096	13,515.43
限 制 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	2,529.81	1,155,959	20,671	3,971.64	1,977,797	27,101	4,580.28	2,386,802	26,086
				ヒノキ	2,979.32	1,298,745	25,985	4,740.41	2,240,643	32,650	3,341.30	1,693,379	20,798
				マツ				52.45	13,584	111	437.55	117,690	802
				その他							2.98	798	6
				計	5,509.13	2,454,704	46,656	8,764.50	4,232,024	59,862	8,362.11	4,198,669	47,692
			広葉樹	152.64	35,198	93	88.52	19,623	30	66.05	15,658	21	
		針 葉 樹	針広計	5,661.77	2,489,902	46,749	8,853.02	4,251,647	59,892	8,428.16	4,214,327	47,713	
			針葉樹	0.43	63	1	4.87	1,261	10	9.13	2,447	16	
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	2.31	477	1	3.42	787		2.61	640	1
				広葉樹	500.92	92,384	760	1,361.05	264,526	1,657	2,043.03	414,121	2,581
				その他	0.84	169	1	2.90	473	1	0.76	127	1
			樹計	504.07	93,030	762	1,367.37	265,786	1,658	2,046.40	414,888	2,583	
		針 葉 樹	針広計	504.50	93,093	763	1,372.24	267,047	1,668	2,055.53	417,335	2,599	
		制限林皆伐計					6,166.27	2,582,995	47,512	10,225.26	4,518,694	61,560	10,483.69
限 制 林	非 皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	29.85	13,934	244	63.68	29,305	381	54.94	27,869	301
				ヒノキ	71.57	31,236	618	79.16	36,060	539	30.34	15,038	178
				マツ				0.57	184	1	0.53	142	
				その他									
				計	101.42	45,170	862	143.41	65,549	921	85.81	43,049	479
			広葉樹	16.52	2,049	7	0.11	27		0.91	223		
		針 葉 樹	針広計	117.94	47,219	869	143.52	65,576	921	86.72	43,272	479	
			針葉樹										
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ									
				広葉樹	5.69	1,059	7	21.74	3,692	15	38.32	6,655	26
				その他									
			樹計	5.69	1,059	7	21.74	3,692	15	38.32	6,655	26	
		針 葉 樹	針広計	5.69	1,059	7	21.74	3,692	15	38.32	6,655	26	
		制限林非皆伐計					123.63	48,278	876	165.26	69,268	936	125.04
制限林計					6,289.90	2,631,273	48,388	10,390.52	4,587,962	62,496	10,608.73	4,681,589	50,817
総 計	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	5,261.24	2,419,726	43,017	7,643.26	3,782,615	51,212	9,766.23	5,098,207	54,511
				ヒノキ	8,210.47	3,297,365	62,674	11,020.49	4,886,945	69,947	8,380.41	4,057,412	48,735
				マツ	0.96	196	2	82.80	21,273	163	669.28	176,914	1,130
				その他							2.98	798	6
				計	13,472.67	5,717,287	105,693	18,746.55	8,690,833	121,322	18,818.90	9,333,331	104,382
			広葉樹	346.79	77,272	188	207.25	47,452	63	177.38	42,041	53	
		針 葉 樹	針広計	13,819.46	5,794,559	105,881	18,953.80	8,738,285	121,385	18,996.28	9,375,372	104,435	
			針葉樹	2.16	476	6	6.18	1,501	10	31.63	7,701	45	
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	11.97	2,485	9	13.25	2,840	2	14.59	3,114	4
				広葉樹	1,323.28	231,363	1,555	3,034.17	577,230	3,194	5,080.90	981,123	4,922
				その他	0.84	169	1	2.90	473	1	0.76	127	1
			樹計	1,336.09	234,017	1,565	3,050.32	580,543	3,197	5,096.25	984,364	4,927	
		針 葉 樹	針広計	1,338.25	234,493	1,571	3,056.50	582,044	3,207	5,127.88	992,065	4,972	
		合計					15,157.71	6,029,052	107,452	22,010.30	9,320,329	124,592	24,124.16

単位 面積：ha、蓄積・生長量：m³

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹種	13 齡級			14 齡級			15 齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普 通 林	皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	6,865.66	3,720,094	29,588	4,773.14	2,695,645	16,097	2,313.79	1,336,349	5,379
				ヒノキ	3,978.67	1,991,387	17,335	1,828.69	951,264	6,256	709.20	371,381	1,665
				マツ	744.68	205,102	1,217	282.49	78,253	399	129.25	37,582	74
				その他				1.35	390	3			
				計	11,589.01	5,916,583	48,140	6,885.67	3,725,552	22,755	3,152.24	1,745,312	7,118
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹	73.44	17,592	15	24.30	5,524	4	14.03	3,286	2
				針広計	11,662.45	5,934,175	48,155	6,909.97	3,731,076	22,759	3,166.27	1,748,598	7,120
				計	23.04	6,184	31	52.39	15,095	96	20.65	5,942	13
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	12.20	2,501		11.97	2,669	2	8.51	1,728	1
				広葉樹	6,441.15	1,222,811	4,281	5,092.06	994,427	3,060	3,215.84	642,415	1,863
				その他	0.41	71		3.33	696	3	3.14	553	1
				計	6,453.76	1,225,383	4,281	5,107.36	997,792	3,065	3,227.49	644,696	1,865
				針広計	6,476.80	1,231,567	4,312	5,159.75	1,012,887	3,161	3,248.14	650,638	1,878
		普通林計	18,139.25	7,165,742	52,467	12,069.72	4,743,963	25,920	6,414.41	2,399,236	8,998		
限 制 林	皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	3,831.47	2,093,497	17,966	1,985.61	1,130,768	7,433	1,083.14	632,857	2,887
				ヒノキ	1,633.04	878,664	7,934	911.93	510,303	3,588	256.79	146,691	717
				マツ	723.16	201,643	1,373	153.09	44,166	286	70.30	20,956	58
				その他	0.75	207	1	0.69	193	1			
				計	6,188.42	3,174,011	27,274	3,051.32	1,685,430	11,308	1,410.23	800,504	3,662
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹	35.36	8,467	12	21.70	5,402	8	20.15	5,068	8
				針広計	6,223.78	3,182,478	27,286	3,073.02	1,690,832	11,316	1,430.38	805,572	3,670
				計	59.92	16,652	112	13.09	3,760	26	32.72	9,551	25
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	1.55	354		1.22	293		0.90	149	
				広葉樹	3,441.63	691,461	3,513	3,057.14	636,374	2,749	2,665.27	571,798	2,473
				その他	9.81	2,139	13	0.17	30		7.59	1,730	9
				計	3,452.99	693,954	3,526	3,058.53	636,697	2,749	2,673.76	573,677	2,482
				針広計	3,512.91	710,606	3,638	3,071.62	640,457	2,775	2,706.48	583,228	2,507
		制限林皆伐計	9,736.69	3,893,084	30,924	6,144.64	2,331,289	14,091	4,136.86	1,388,800	6,177		
限 制 林	非 皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	47.68	25,356	205	33.98	19,155	114	13.35	7,786	30
				ヒノキ	36.73	19,954	179	38.23	21,981	149	17.16	10,210	48
				マツ	6.57	1,766	12						
				その他									
				計	90.98	47,076	396	72.21	41,136	263	30.51	17,996	78
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹	0.57	140		0.28	46				
				針広計	91.55	47,216	396	72.49	41,182	263	30.51	17,996	78
				計									
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ				1.15	189				
				広葉樹	83.65	15,907	65	82.20	16,108	59	95.61	20,537	82
				その他	2.41	526	3						
				計	86.06	16,433	68	83.35	16,297	59	95.61	20,537	82
				針広計	86.06	16,433	68	83.35	16,297	59	95.61	20,537	82
		制限林非皆伐計	177.61	63,649	464	155.84	57,479	322	126.12	38,533	160		
		制限林計	9,914.30	3,956,733	31,388	6,300.48	2,388,768	14,413	4,262.98	1,427,333	6,337		
総 計	皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	10,744.81	5,838,947	47,759	6,792.73	3,845,568	23,644	3,410.28	1,976,992	8,296
				ヒノキ	5,648.44	2,890,005	25,448	2,778.85	1,483,548	9,993	983.15	528,282	2,430
				マツ	1,474.41	408,511	2,602	435.58	122,419	685	199.55	58,538	132
				その他	0.75	207	1	2.04	583	4			
				計	17,868.41	9,137,670	75,810	10,009.20	5,452,118	34,326	4,592.98	2,563,812	10,858
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹	109.37	26,199	27	46.28	10,972	12	34.18	8,354	10
				針広計	17,977.78	9,163,869	75,837	10,055.48	5,463,090	34,338	4,627.16	2,572,166	10,868
				計	82.96	22,836	143	65.48	18,855	122	53.37	15,493	38
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	13.75	2,855		14.34	3,151	2	9.41	1,877	1
				広葉樹	9,966.43	1,930,179	7,859	8,231.40	1,646,909	5,868	5,976.72	1,234,750	4,418
				その他	12.63	2,736	16	3.50	726	3	10.73	2,283	10
				計	9,992.81	1,935,770	7,875	8,249.24	1,650,786	5,873	5,996.86	1,238,910	4,429
				針広計	10,075.77	1,958,606	8,018	8,314.72	1,669,641	5,995	6,050.23	1,254,403	4,467
		合計	28,053.55	#####	83,855	18,370.20	7,132,731	40,333	10,677.39	3,826,569	15,335		

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普制別	伐採種	人天別	針広別	樹種	16 齡級			17 齡級			18 齡級				
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量		
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	1,005.01	593,736	1,429	559.77	344,360	500	250.72	155,054	149		
				ヒノキ	390.26	200,319	505	300.62	153,363	306	209.23	111,898	128		
				マツ	22.74	6,154	6	7.14	2,001	1	3.54	1,118	2		
				その他											
				計	1,418.01	800,209	1,940	867.53	499,724	807	463.49	268,070	279		
		天然林	針葉樹	広葉樹	3.06	768		3.24	826	1	2.46	637	1		
				針広計	1,421.07	800,977	1,940	870.77	500,550	808	465.95	268,707	280		
				針葉樹	3.07	920		2.06	636	2	2.77	870	1		
				広クヌギ	2.55	629		4.26	1,059	1	4.21	1,094	1		
				計	1,260.75	252,710	481	963.87	201,328	465	587.82	130,844	285		
		針広計					1,263.82	253,630	481	965.93	201,964	467	590.59	131,714	286
		普通林計					2,684.89	1,054,607	2,421	1,836.70	702,514	1,275	1,056.54	400,421	566
		制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	429.09	253,522	630	217.51	132,215	190	75.81	46,452	56
						ヒノキ	87.62	50,703	135	66.43	39,392	72	53.67	31,179	48
						マツ	7.61	2,243	3	7.47	2,237	4	0.72	226	
その他											0.40	116			
計	524.32					306,468	768	291.41	173,844	266	130.60	77,973	104		
天然林	針葉樹			広葉樹	6.59	1,475	2	12.11	3,067	5	4.37	1,137	1		
				針広計	530.91	307,943	770	303.52	176,911	271	134.97	79,110	105		
				針葉樹	21.05	6,323	16	19.37	5,984	16	44.51	13,479	37		
				広クヌギ	0.01	3									
				計	983.87	208,457	649	1,635.82	369,552	1,318	1,046.86	242,452	659		
針広計					1,004.92	214,780	665	1,655.19	375,536	1,334	1,091.37	255,931	696		
制限林皆伐計					1,535.83	522,723	1,435	1,958.71	552,447	1,605	1,226.34	335,041	801		
制限林	非皆伐			人工林	針葉樹	スギ	12.75	8,027	20	2.20	1,265		1.44	872	
						ヒノキ	11.56	6,976	20	3.89	2,403	4	0.87	504	
						マツ				0.23	72				
		その他													
		計	24.31			15,003	40	6.32	3,740	4	2.31	1,376			
		天然林	針葉樹	広葉樹	0.13	33									
				針広計	24.44	15,036	40	6.32	3,740	4	2.31	1,376			
				針葉樹	0.18	55		1.56	482	2	0.26	82			
				広クヌギ											
				計	88.19	19,574	66	35.47	7,653	23	12.05	2,271	5		
		針広計					88.37	19,629	66	37.03	8,135	25	12.31	2,353	5
		制限林非皆伐計					112.81	34,665	106	43.35	11,875	29	14.62	3,729	5
		制限林計					1,648.64	557,388	1,541	2,002.06	564,322	1,634	1,240.96	338,770	806
		総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	1,446.85	855,285	2,079	779.48	477,840	690	327.97	202,378	205
						ヒノキ	489.44	257,998	660	370.94	195,158	382	263.77	143,581	176
マツ	30.35					8,397	9	14.84	4,310	5	4.26	1,344	2		
その他											0.40	116			
計	1,966.64					1,121,680	2,748	1,165.26	677,308	1,077	596.40	347,419	383		
天然林	針葉樹			広葉樹	9.78	2,276	2	15.35	3,893	6	6.83	1,774	2		
				針広計	1,976.42	1,123,956	2,750	1,180.61	681,201	1,083	603.23	349,193	385		
				針葉樹	24.30	7,298	16	22.99	7,102	20	47.54	14,431	38		
				広クヌギ	2.56	632		4.26	1,059	1	4.21	1,094	1		
				計	2,328.46	479,714	1,195	2,628.53	576,910	1,804	1,642.23	374,403	948		
針広計					2,332.81	480,741	1,196	2,635.16	578,533	1,806	1,646.73	375,567	949		
針広計					2,357.11	488,039	1,212	2,658.15	585,635	1,826	1,694.27	389,998	987		
合計					4,333.53	1,611,995	3,962	3,838.76	1,266,836	2,909	2,297.50	739,191	1,372		

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m³

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹種	19 齡級			20 齡級以上			人工林・天然林合計 (立木地)					
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量			
普 通 林	皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	148.59	92,697	100	263.57	165,595	162	34,585.91	16,089,512	182,137			
				ヒノキ	172.96	97,848	137	136.63	72,532	61	30,862.40	12,547,108	194,891			
				マツ	2.53	717	2	1.39	432	1	1,471.28	400,170	2,203			
				その他							27.96	3,410	170			
				計	324.08	191,262	239	401.59	238,559	224	66,947.55	29,040,200	379,401			
			針 葉 樹	広葉樹				0.56	148		1,909.51	344,486	4,083			
				計	324.08	191,262	239	402.15	238,707	224	68,857.06	29,384,686	383,484			
				天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	0.77	245	1	38.59	12,502	36	173.82	49,384	239	
						広葉樹	248.79	53,605	76	290.09	59,684	59	26,424.72	4,894,514	24,928	
						その他							117.19	23,729	179	
			計			248.79	53,605	76	290.09	59,684	59	26,600.82	4,926,647	25,247		
			針 広 計	249.56	53,850	77	328.68	72,186	95	26,774.64	4,976,031	25,486				
			普通林計					573.64	245,112	316	730.83	310,893	319	95,631.70	34,360,717	408,970
			制 限 林	皆 林	人 工 林	針 葉 樹	スギ	182.14	113,986	193	97.23	60,519	84	25,453.73	11,232,753	152,000
ヒノキ	56.64	34,293					60	98.05	60,308	101	20,343.79	8,558,115	162,606			
マツ	2.16	514						23.09	7,480	21	1,493.67	412,755	2,771			
その他	1.15	367					1				12.52	2,578	48			
計	242.09	149,160					254	218.37	128,307	206	47,303.71	20,206,201	317,425			
針 葉 樹	広葉樹	1.15				283	1	16.52	4,112	8	1,674.10	273,634	4,271			
	計	243.24				149,443	255	234.89	132,419	214	48,977.81	20,479,835	321,696			
	天 然 林	針 葉 樹				クヌギ	8.96	2,861	6	59.23	19,191	50	274.04	81,740	318	
						広葉樹	557.04	124,244	225	835.49	185,969	287	19,900.94	4,011,793	24,028	
						その他							104.46	13,171	279	
計						557.04	124,244	225	835.49	185,969	287	20,046.96	4,032,563	24,396		
針 広 計	566.00	127,105				231	894.72	205,160	337	20,321.00	4,114,303	24,714				
制限林皆伐計						809.24	276,548	486	1,129.61	337,579	551	69,298.81	24,594,138	346,410		
制 限 林	非 皆 林	人 工 林				針 葉 樹	スギ	1.49	961	1	5.09	3,343	5	276.40	141,274	1,418
			ヒノキ	0.78	493		1	4.90	3,016	5	314.59	153,852	1,975			
			マツ								8.54	2,275	17			
			その他								3.67	701	18			
			計	2.27	1,454		2	9.99	6,359	10	603.20	298,102	3,428			
			針 葉 樹	広葉樹							39.17	5,863	71			
				計	2.27	1,454	2	9.99	6,359	10	642.37	303,965	3,499			
				天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	1.09	348	1	0.61	197		3.70	1,164	3	
						広葉樹	8.21	1,980	3	93.29	20,664	31	622.68	126,053	553	
						その他				2.47	459		5.25	1,027	4	
			計			8.21	1,980	3	95.76	21,123	31	629.08	127,269	557		
			針 広 計	9.30	2,328	4	96.37	21,320	31	632.78	128,433	560				
			制限林非皆伐計					11.57	3,782	6	106.36	27,679	41	1,275.15	432,398	4,059
			制限林計					820.81	280,330	492	1,235.97	365,258	592	70,573.96	25,026,536	350,469
総 計	人 工 林	針 葉 樹	スギ	332.22	207,644	294	365.89	229,457	251	60,316.04	27,463,539	335,555				
			ヒノキ	230.38	132,634	198	239.58	135,856	167	51,520.78	21,259,075	359,472				
			マツ	4.69	1,231	2	24.48	7,912	22	2,973.49	815,200	4,991				
			その他	1.15	367	1				44.15	6,689	236				
			計	568.44	341,876	495	629.95	373,225	440	114,854.46	49,544,503	700,254				
			針 葉 樹	広葉樹	1.15	283	1	17.08	4,260	8	3,622.78	623,983	8,425			
				計	569.59	342,159	496	647.03	377,485	448	118,477.24	50,168,486	708,679			
				天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	10.82	3,454	8	98.43	31,890	86	451.56	132,288	560	
						広葉樹	814.04	179,829	304	1,218.87	266,317	377	46,948.34	9,032,360	49,509	
						その他				2.47	459		168.62	22,602	423	
			計			814.04	179,829	304	1,221.34	266,776	377	47,276.86	9,086,479	50,200		
			針 広 計	824.86	183,283	312	1,319.77	298,666	463	47,728.42	9,218,767	50,760				
			合計					1,394.45	525,442	808	1,966.80	676,151	911	166,205.66	59,387,253	759,439

単位 面積:ha、蓄積(竹林):束

普 制 別	伐 採 種	無立木地		更 新 困 難 地	竹 林			特殊林	民有林 面積計
		伐採跡地	未立木地		種 類	面 積	蓄 積	面 積	
普 通 林	皆 伐	270.70	616.73	120.47	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	882.02 678.24 114.47 227.91 19.03	1,056,837 539,451 68,682 113,652 3,806	7.20	
		計	270.70	616.73	120.47		1,921.67	1,782,428	7.20
制 限 林	皆 伐	217.33	357.30	397.33	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	98.03 259.42 132.88 52.97 4.01	117,403 207,536 79,728 26,485 802	41.65	
		計	217.33	357.30	397.33		547.31	431,954	41.65
	非 皆 伐		5.07	16.59	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	2.62 6.30 0.36 0.54	3,144 4,988 216 270	3.37	
		計		5.07	16.59		9.82	8,618	3.37
制限 林計		217.33	362.37	413.92		557.13	440,572	45.02	72,169.73
総 計					モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	982.67 943.96 247.71 281.42 23.04	1,177,384 751,975 148,626 140,407 4,608		
総合計		488.03	979.10	534.39		2,478.80	2,223,000	52.22	170,738.20

(3)市町村別森林資源表

単位 面積:ha 蓄積:m3

区 分	総 数		立 木 地			
			合 計			
			計		針葉樹	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総 数	170,738.20	59,387,253	166,205.66	59,387,253	115,306.02	49,676,791
八 代 市	40,235.97	13,712,833	39,606.70	13,712,833	26,912.49	11,604,187
氷 川 町	249.11	71,671	223.11	71,671	129.07	56,522
八代地域計	40,485.08	13,784,504	39,829.81	13,784,504	27,041.56	11,660,709
水 俣 市	10,329.33	4,221,517	10,056.26	4,221,517	8,712.86	4,040,046
芦 北 町	15,753.73	4,960,177	15,500.41	4,960,177	11,669.37	4,374,280
津 奈 木 町	2,158.89	853,240	2,143.95	853,240	1,620.96	773,958
芦北地域計	28,241.95	10,034,934	27,700.62	10,034,934	22,003.19	9,188,284
人 吉 市	10,082.75	3,468,711	9,653.02	3,468,711	7,125.63	2,953,395
錦 町	3,092.38	1,371,401	3,019.41	1,371,401	2,480.51	1,254,775
多 良 木 町	11,006.03	4,058,568	10,741.13	4,058,568	7,956.25	3,477,287
湯 前 町	1,400.54	562,869	1,370.24	562,869	1,191.37	528,160
水 上 村	15,507.93	5,430,108	15,080.43	5,430,108	10,035.20	4,359,781
相 良 村	5,635.75	1,923,492	5,530.04	1,923,492	3,757.25	1,552,685
五 木 村	21,303.09	7,302,999	20,768.80	7,302,999	12,494.15	5,519,683
山 江 村	9,325.28	3,077,006	8,758.37	3,077,006	4,999.82	2,294,019
球 磨 村	16,504.33	5,409,925	15,768.27	5,409,925	10,989.31	4,496,204
あさぎり町	8,153.09	2,962,736	7,985.52	2,962,736	5,231.78	2,391,809
球磨地域計	102,011.17	35,567,815	98,675.23	35,567,815	66,261.27	28,827,798

単位 面積:ha 蓄積:m3

区 分	立 木 地					
	合 計		人 工 林			
	広葉樹		計		針葉樹	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総 数	50,899.64	9,710,462	118,477.24	50,168,486	114,854.46	49,544,503
八 代 市	12,694.21	2,108,646	27,294.84	11,647,538	26,907.34	11,603,056
氷 川 町	94.04	15,149	129.66	56,587	129.07	56,522
八代地域計	12,788.25	2,123,795	27,424.50	11,704,125	27,036.41	11,659,578
水 俣 市	1,343.40	181,471	8,847.52	4,053,073	8,708.43	4,038,802
芦 北 町	3,831.04	585,897	11,889.47	4,398,850	11,668.97	4,374,163
津 奈 木 町	522.99	79,282	1,647.65	776,969	1,620.83	773,939
芦北地域計	5,697.43	846,650	22,384.64	9,228,892	21,998.23	9,186,904
人 吉 市	2,527.39	515,316	7,606.36	3,040,631	7,111.83	2,949,001
錦 町	538.90	116,626	2,493.69	1,256,163	2,476.20	1,253,537
多 良 木 町	2,784.88	581,281	8,203.74	3,519,279	7,876.09	3,455,954
湯 前 町	178.87	34,709	1,267.65	540,794	1,190.09	527,802
水 上 村	5,045.23	1,070,327	10,292.78	4,394,087	9,970.88	4,339,832
相 良 村	1,772.79	370,807	3,873.87	1,574,586	3,756.05	1,552,341
五 木 村	8,274.65	1,783,316	13,033.25	5,626,342	12,398.49	5,489,774
山 江 村	3,758.55	782,987	5,271.04	2,348,420	4,996.98	2,293,149
球 磨 村	4,778.96	913,721	11,298.50	4,545,436	10,983.66	4,494,715
あさぎり町	2,753.74	570,927	5,327.22	2,389,731	5,059.55	2,341,916
球磨地域計	32,413.96	6,740,017	68,668.10	29,235,469	65,819.82	28,698,021

単位 面積:ha 蓄積:m3

区 分	立 木 地							
	人 工 林		天 然 林					
	広葉樹		計		針葉樹		広葉樹	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総 数	3,622.78	623,983	47,728.42	9,218,767	451.56	132,288	47,276.86	9,086,479
八 代 市	387.50	44,482	12,311.86	2,065,295	5.15	1,131	12,306.71	2,064,164
氷 川 町	0.59	65	93.45	15,084			93.45	15,084
八代地域計	388.09	44,547	12,405.31	2,080,379	5.15	1,131	12,400.16	2,079,248
水 俣 市	139.09	14,271	1,208.74	168,444	4.43	1,244	1,204.31	167,200
芦 北 町	220.50	24,687	3,610.94	561,327	0.40	117	3,610.54	561,210
津 奈 木 町	26.82	3,030	496.30	76,271	0.13	19	496.17	76,252
芦北地域計	386.41	41,988	5,315.98	806,042	4.96	1,380	5,311.02	804,662
人 吉 市	494.53	91,630	2,046.66	428,080	13.80	4,394	2,032.86	423,686
錦 町	17.49	2,626	525.72	115,238	4.31	1,238	521.41	114,000
多 良 木 町	327.65	63,325	2,537.39	539,289	80.16	21,333	2,457.23	517,956
湯 前 町	77.56	12,992	102.59	22,075	1.28	358	101.31	21,717
水 上 村	321.90	54,255	4,787.65	1,036,021	64.32	19,949	4,723.33	1,016,072
相 良 村	117.82	22,245	1,656.17	348,906	1.20	344	1,654.97	348,562
五 木 村	634.76	136,568	7,735.55	1,676,657	95.66	29,909	7,639.89	1,646,748
山 江 村	274.06	55,271	3,487.33	728,586	2.84	870	3,484.49	727,716
球 磨 村	314.84	50,721	4,469.77	864,489	5.65	1,489	4,464.12	863,000
あさぎり町	267.67	47,815	2,658.30	573,005	172.23	49,893	2,486.07	523,112
球磨地域計	2,848.28	537,448	30,007.13	6,332,346	441.45	129,777	29,565.68	6,202,569

単位 面積:ha 蓄積:m3 (竹):束

区 分	竹 林		無 立 木 地			更新困難地	その他
			計	伐採跡地	未立木地		
	面積	蓄積	面積	面積	面積	面積	面積
総 数	2,478.80	(2,223,000)	1,467.13	488.03	979.10	534.39	52.22
八 代 市	307.96	(321,014)	212.69	70.90	141.79	99.35	9.27
氷 川 町	24.25	(25,832)	1.75		1.75		
八代地域計	332.21	(346,846)	214.44	70.90	143.54	99.35	9.27
水 俣 市	156.36	(167,306)	101.13	72.62	28.51	14.54	1.04
芦 北 町	144.21	(155,567)	99.03	30.65	68.38	8.12	1.96
津 奈 木 町	4.16	(4,383)	8.22		8.22	1.65	0.91
芦北地域計	304.73	(327,256)	208.38	103.27	105.11	24.31	3.91
人 吉 市	269.48	(254,375)	130.82	57.11	73.71	29.43	
錦 町	45.87	(44,373)	25.30	9.88	15.42	1.62	0.18
多 良 木 町	97.32	(90,764)	125.91	11.26	114.65	41.67	
湯 前 町	13.33	(10,630)	16.32	11.67	4.65	0.65	
水 上 村	261.71	(200,077)	96.67	57.80	38.87	68.37	0.75
相 良 村	58.93	(45,652)	25.24	1.29	23.95	21.54	
五 木 村	172.84	(134,600)	182.01	15.77	166.24	143.45	35.99
山 江 村	403.06	(277,357)	68.96	17.62	51.34	93.13	1.76
球 磨 村	425.86	(407,753)	305.54	110.99	194.55	4.35	0.31
あさぎり町	93.46	(83,317)	67.54	20.47	47.07	6.52	0.05
球磨地域計	1,841.86	(1,548,898)	1,044.31	313.86	730.45	410.73	39.04

(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表

単位 面積:ha 蓄積:m³

所有形態		人工林							
		育成単層林						育成複層林	
		針葉樹		広葉樹		針広計		針葉樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	54,558.17	23,680,542	1,688.31	299,513	56,246.48	23,980,055	326.12	127,075
	共有林	12,589.78	5,569,733	469.22	93,660	13,059.00	5,663,393	62.00	23,853
	会社有林	11,324.93	4,656,427	193.46	24,156	11,518.39	4,680,583	69.53	25,657
	団体有林	286.32	143,756	7.20	1,158	293.52	144,914		
	社寺有林	681.07	283,605	1.01	210	682.08	283,815	14.83	4,985
	組合有林	1,217.35	495,260	26.80	5,175	1,244.15	500,435	3.31	640
	集落有林	258.50	119,245	7.39	1,130	265.89	120,375	4.37	1,413
	計	80,916.12	34,948,568	2,393.39	425,002	83,309.51	35,373,570	480.16	183,623
県有林	純県有林	3,116.75	1,487,379	96.54	18,963	3,213.29	1,506,342	34.24	12,189
	県行造林	1,260.87	665,598	9.77	1,712	1,270.64	667,310		
	県立学校林	49.40	23,793	1.50	325	50.90	24,118		
		計	4,427.02	2,176,770	107.81	21,000	4,534.83	2,197,770	34.24
市町村有林	市町村有林	10,864.47	4,991,737	745.17	137,031	11,609.64	5,128,768	67.51	23,238
	市町村学校有林	15.91	7,804	1.90	74	17.81	7,878		
		計	10,880.38	4,999,541	747.07	137,105	11,627.45	5,136,646	67.51
財産区有林	1,144.34	529,193	74.05	16,740	1,218.39	545,933	0.89	288	
公社造林	5,613.94	2,279,183	39.52	6,074	5,653.46	2,285,257			
公団造林	10,107.33	3,860,742	222.15	13,109	10,329.48	3,873,851	22.03	4,514	
その他	1,150.89	521,993	22.97	2,823	1,173.86	524,816	9.61	4,661	
	合計	114,240.02	49,315,990	3,606.96	621,853	117,846.98	49,937,843	614.44	228,513

所有形態		天然林							
		育成単層林						育成複層林	
		針葉樹		広葉樹		針広計		針葉樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	5.69	1,426	1,523.98	244,438	1,529.67	245,864		
	共有林	0.97	265	432.01	80,068	432.98	80,333		
	会社有林	9.02	1,912	369.14	58,261	378.16	60,173		
	団体有林	4.02	1,124	1.33	81	5.35	1,205		
	社寺有林			7.69	728	7.69	728		
	組合有林	0.03	9	18.88	2,757	18.91	2,766		
	集落有林			15.19	2,914	15.19	2,914		
	計	19.73	4,736	2,368.22	389,247	2,387.95	393,983		
県有林	純県有林	7.07	2,159	57.82	12,641	64.89	14,800		
	県行造林	0.42	136	8.45	1,468	8.87	1,604		
	県立学校林			0.14	31	0.14	31		
		計	7.49	2,295	66.41	14,140	73.90	16,435	
市町村有林	市町村有林	38.35	10,712	123.12	23,117	161.47	33,829		
	市町村学校有林			0.18	41	0.18	41		
		計	38.35	10,712	123.30	23,158	161.65	33,870	
財産区有林			41.16	6,864	41.16	6,864			
公社造林			8.61	1,563	8.61	1,563			
公団造林			145.49	15,861	145.49	15,861			
その他			68.05	10,075	68.05	10,075			
	合計	65.57	17,743	2,821.24	460,908	2,886.81	478,651		

単位 面積:ha 蓄積:m³

人工林									
育成複層林				人工林計					
広葉樹		針広計		針葉樹		広葉樹		針広計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
4.64	625	330.76	127,700	54,884.29	23,807,617	1,692.95	300,138	56,577.24	24,107,755
1.26	249	63.26	24,102	12,651.78	5,593,586	470.48	93,909	13,122.26	5,687,495
0.34	50	69.87	25,707	11,394.46	4,682,084	193.80	24,206	11,588.26	4,706,290
				286.32	143,756	7.20	1,158	293.52	144,914
1.09		15.92	4,985	695.90	288,590	2.10	210	698.00	288,800
		3.31	640	1,220.66	495,900	26.80	5,175	1,247.46	501,075
2.05	207	6.42	1,620	262.87	120,658	9.44	1,337	272.31	121,995
9.36	1,131	489.54	184,754	81,396.28	35,132,191	2,402.77	426,133	83,799.05	35,558,324
3.00	479	37.24	12,668	3,150.99	1,499,568	99.54	19,442	3,250.53	1,519,010
				1,260.87	665,598	9.77	1,712	1,270.64	667,310
				49.40	23,793	1.50	325	50.90	24,118
3.00	479	37.24	12,668	4,461.26	2,188,959	110.81	21,479	4,572.07	2,210,438
2.64	420	70.15	23,658	10,931.98	5,014,975	747.81	137,451	11,679.79	5,152,426
				15.91	7,804	1.90	74	17.81	7,878
2.64	420	70.15	23,658	10,947.89	5,022,779	749.71	137,525	11,697.60	5,160,304
0.39	68	1.28	356	1,145.23	529,481	74.44	16,808	1,219.67	546,289
				5,613.94	2,279,183	39.52	6,074	5,653.46	2,285,257
0.24	9	22.27	4,523	10,129.36	3,865,256	222.39	13,118	10,351.75	3,878,374
0.17	23	9.78	4,684	1,160.50	526,654	23.14	2,846	1,183.64	529,500
15.82	2,130	630.26	230,643	114,854.46	49,544,503	3,622.78	623,983	118,477.24	50,168,486

天然林									
育成複層林				天然生林					
広葉樹		針広計		針葉樹		広葉樹		針広計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
35.72	1,547	35.72	1,547	98.51	28,365	24,822.47	4,679,697	24,920.98	4,708,062
6.56	229	6.56	229	18.17	5,207	8,634.97	1,754,612	8,653.14	1,759,819
5.64	153	5.64	153	103.82	30,437	4,295.74	849,989	4,399.56	880,426
				1.59	437	36.39	7,080	37.98	7,517
						163.83	36,227	163.83	36,227
4.73	1,055	4.73	1,055	3.05	859	194.60	37,712	197.65	38,571
						332.15	58,733	332.15	58,733
52.65	2,984	52.65	2,984	225.14	65,305	38,480.15	7,424,050	38,705.29	7,489,355
6.56	1,554	6.58	1,554	75.98	24,156	1,318.68	290,863	1,394.66	315,019
				0.29	93	113.65	25,422	113.94	25,515
						53.69	9,570	53.69	9,570
6.56	1,554	6.58	1,554	76.27	24,249	1,486.02	325,855	1,562.29	350,104
				80.75	23,899	2,220.91	478,718	2,301.66	502,617
						20.34	4,518	20.34	4,518
				80.75	23,899	2,241.25	483,236	2,322.00	507,135
						365.45	78,123	365.45	78,123
				1.62	517	328.77	54,001	330.39	54,518
13.79	530	13.79	530	0.49	141	671.91	115,173	672.40	115,314
0.97	27	0.97	27	1.72	434	808.08	140,038	809.80	140,472
73.99	5,095	73.99	5,095	385.99	114,545	44,381.63	8,620,476	44,767.62	8,735,021

単位 面積:ha 蓄積:m³

所有形態		天 然 林						人工林天然林計	
		天 然 林 計							
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	104.20	29,791	26,382.17	4,925,682	26,486.37	4,955,473	54,988.49	23,837,408
	共有林	19.14	5,472	9,073.54	1,834,909	9,092.68	1,840,381	12,670.92	5,599,058
	会社有林	112.84	32,349	4,670.52	908,403	4,783.36	940,752	11,507.30	4,714,433
	団体有林	5.61	1,561	37.72	7,161	43.33	8,722	291.93	145,317
	社寺有林			171.52	36,955	171.52	36,955	695.90	288,590
	組合有林	3.08	868	218.21	41,524	221.29	42,392	1,223.74	496,768
	集落有林			347.34	61,647	347.34	61,647	262.87	120,658
	計	244.87	70,041	40,901.02	7,816,281	41,145.89	7,886,322	81,641.15	35,202,232
県有林	純県有林	83.05	26,315	1,383.08	305,058	1,466.13	331,373	3,234.04	1,525,883
	県行造林	0.71	229	122.10	26,890	122.81	27,119	1,261.58	665,827
	県立学校林			53.83	9,601	53.83	9,601	49.40	23,793
	計	83.76	26,544	1,559.01	341,549	1,642.77	368,093	4,545.02	2,215,503
市町村有林	市町村有林	119.10	34,611	2,344.03	501,835	2,463.13	536,446	11,051.08	5,049,586
	市町村学校有林			20.52	4,559	20.52	4,559	15.91	7,804
	計	119.10	34,611	2,364.55	506,394	2,483.65	541,005	11,066.99	5,057,390
財産区有林			406.61	84,987	406.61	84,987	1,145.23	529,481	
公社造林	1.62	517	337.38	55,564	339.00	56,081	5,615.56	2,279,700	
公団造林	0.49	141	831.19	131,564	831.68	131,705	10,129.85	3,865,397	
その他	1.72	434	877.10	150,140	878.82	150,574	1,162.22	527,088	
合計	451.56	132,288	47,276.86	9,086,479	47,728.42	9,218,767	115,306.02	49,676,791	

単位 面積:ha 蓄積:m³

人工林天然林計				無立木地		更 新 困難地	竹 林		特殊林	総合計
広 葉 樹		針 広 計		伐採 跡地	未立 木地		面積	蓄積(束)		
面積	蓄積	面積	蓄積							
28,075.12	5,225,820	83,063.61	29,063,228	246.65	334.39	161.48	1,773.52	1,642,285	11.49	85,591.14
9,544.02	1,928,818	22,214.94	7,527,876	108.05	168.91	28.45	581.28	474,233	3.24	23,104.87
4,864.32	932,609	16,371.62	5,647,042	39.72	221.70	48.05	41.62	38,415	0.18	16,722.89
44.92	8,319	336.85	153,636	0.01	1.76	0.04	2.47	1,995		341.13
173.62	37,165	869.52	325,755		0.53	1.02	3.37	3,012		874.44
245.01	46,699	1,468.75	543,467	4.39	26.56	8.70	4.38	3,737		1,512.78
356.78	62,984	619.65	183,642		0.38	0.05	7.53	5,460		627.61
43,303.79	8,242,414	124,944.94	43,444,646	398.82	754.23	247.79	2,414.17	2,169,137	14.91	128,774.86
1,482.62	324,500	4,716.66	1,850,383	8.37	72.81	80.73	4.89	3,747		4,883.46
131.87	28,602	1,393.45	694,429	2.05	7.72	22.19	1.37	896		1,426.78
55.33	9,926	104.73	33,719		0.12					104.85
1,669.82	363,028	6,214.84	2,578,531	10.42	80.65	102.92	6.26	4,643		6,415.09
3,091.84	639,286	14,142.92	5,688,872	27.48	62.20	14.13	34.31	27,927	36.11	14,317.15
22.42	4,633	38.33	12,437		0.18					38.51
3,114.26	643,919	14,181.25	5,701,309	27.48	62.38	14.13	34.31	27,927	36.11	14,355.66
481.05	101,795	1,626.28	631,276		8.26	7.38	2.68	2,494		1,644.60
376.90	61,638	5,992.46	2,341,338	2.70	16.34	44.62				6,056.12
1,053.58	144,682	11,183.43	4,010,079	33.23	55.22	114.49	5.42	3,696		11,391.79
900.24	152,986	2,062.46	680,074	15.38	2.02	3.06	15.96	15,103	1.20	2,100.08
50,899.64	9,710,462	166,205.66	59,387,253	488.03	979.10	534.39	2,478.80	2,223,000	52.22	170,738.20

(5) 制限林の種類別面積

単位:ha

区 分	保 安 林								
	水 源 か ん 養 保 安 林	土砂流出 防 備 保 安 林	土砂崩壊 防 備 保 安 林	防 風 保 安 林	潮害防備 保 安 林	干害防備 保 安 林	落石防止 保 安 林	防 火 保 安 林	保 健 保 安 林
	総 数	0 60,492 60,492	0 11,626 11,626	0 305 305	0 18 18	0 0 0	0 0 0	0 111 111	0 0 0
八 代 市	11,771 11,771	1,337 1,337	133 133	0 0	0 0	0 0	9 9	0 0	148 38 186
氷 川 町	0 0	4 4	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
水 俣 市	540 540	214 214	0 0	0 0	0 0	0 0	11 11	0 0	24 24
芦 北 町	625 625	751 751	45 45	0 0	0 0	0 0	18 18	0 0	25 25
津 奈 木 町	131 131	72 72	4 4	0 0	0 0	0 0	5 5	0 0	8 8
人 吉 市	2,208 2,208	473 473	0 0	0 0	0 0	0 0	9 9	0 0	185 25 210
錦 町	1,231 1,231	193 193	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	39 39
多 良 木 町	2,013 2,013	4,392 4,392	5 5	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	81 81
湯 前 町	487 487	131 131	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	126 126
水 上 村	10,368 10,368	1,027 1,027	43 43	0 0	0 0	0 0	9 9	0 0	175 175
相 良 村	4,051 4,051	62 62	1 1	18 18	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0
五 木 村	15,035 15,035	376 376	61 61	0 0	0 0	0 0	19 19	0 0	135 135
山 江 村	5,184 5,184	571 571	0 0	0 0	0 0	0 0	16 16	0 0	0 0
球 磨 村	3,494 3,494	481 481	13 13	0 0	0 0	0 0	14 14	0 0	0 0
あ さ ぎ り 町	3,354 3,354	1,542 1,542	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	649 649

注:保安林計、総合計の欄については、上段が重複指定面積、中段が実面積、下段が延べ面積。(資料:森林保全課)

単位:ha

区 分	保 安 林		自 然 公 園						
	そ の 他 保 安 林	保安林計	国 立 公 園					国 定 公 園	
			特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	特 別 保護地区	第 1 種 特別地域
総 数	0 15 15	1,531 72,694 74,225	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
八 代 市	1 1	148 13,289 13,437					0		
氷 川 町	0	0 4 4					0		
水 俣 市	4 4	24 769 793					0		
芦 北 町	9 9	0 1,473 1,473					0		
津 奈 木 町	0	8 212 220					0		
人 吉 市	0	185 2,715 2,900					0		
錦 町	0	0 1,463 1,463					0		
多 良 木 町	0	81 6,410 6,491					0		
湯 前 町	0	126 618 744					0		
水 上 村	0	175 11,447 11,622					0		
相 良 村	1 1	0 4,134 4,134					0		
五 木 村	0	135 15,491 15,626					0		
山 江 村	0	0 5,771 5,771					0		
球 磨 村	0	0 4,002 4,002					0		
あ さ ぎ り 町	0	649 4,896 5,545					0		

単位:ha

区 分	自 然 公 園								
	国 定 公 園			県 立 公 園					自然公園計
	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	
総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	105	4,253	4,358	0	2	863	2,732	3,597	7,955
	105	4,253	4,358	0	2	863	2,732	3,597	7,955
八 代 市	67	2,211	2,278			14	1,631	1,645	3,923
	67	2,211	2,278			14	1,631	1,645	3,923
氷 川 町						23		23	23
			0			23		23	23
水 俣 市						6	20	26	26
			0			6	20	26	26
芦 北 町					2	34	91	127	127
			0		2	34	91	127	127
津 奈 木 町							25	25	25
			0				25	25	25
人 吉 市			0					0	0
錦 町			0					0	0
多 良 木 町						57		57	57
			0			57		57	57
湯 前 町	38	1,945	1,983			137	120	257	2,240
	38	1,945	1,983			137	120	257	2,240
水 上 村						89		89	89
			0			89		89	89
相 良 村						85		85	85
			0			85		85	85
五 木 村		97	97			418	845	1,263	1,360
		97	97			418	845	1,263	1,360
山 江 村			0					0	0
球 磨 村			0					0	0
あさぎり町			0					0	0

単位:ha

区 分	そ の 他 制 限 林							総 合 計
	保安施設 地 区	砂 防 指 定 地	都市計画 法による 風致地区	自然環境保全法に よる県自然環境保 全地域の特別地区	急傾斜地 崩壊危険 区	その他	そ の 他 制限林計	
総 数	0 0 0	0 0 0	0 51 51	0 104 104	0 0 0	0 0 0	0 155 155	1,531 80,804 82,335
八 代 市			12 12				12 12	148 17,224 17,372
氷 川 町							0 27 27	0 27 27
水 俣 市							0	24 795 819
芦 北 町							0	0 1,600 1,600
津 奈 木 町							0	8 237 245
人 吉 市			39 39	56 56			95 95	185 2,810 2,995
錦 町							0	0 1,463 1,463
多 良 木 町							0	81 6,467 6,548
湯 前 町							0	126 2,858 2,984
水 上 村							0	175 11,536 11,711
相 良 村							0	0 4,219 4,219
五 木 村							0	135 16,851 16,986
山 江 村							0	0 5,771 5,771
球 磨 村				3 3			3 3	0 4,005 4,005
あ さ ぎ り 町				45 45			45 45	649 4,941 5,590

(6) 樹種別材積表

単位:m3

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	広葉樹等	その他 針葉樹	その他 広葉樹	計
	総数	27,463,539	21,259,075	936,104	546,523	9,032,360	18,073	131,579
人工林	27,463,539	21,259,075	815,200	515,006		6,689	108,977	50,168,486
天然林			120,904	31,517	9,032,360	11,384	22,602	9,218,767

資料:熊本県森林整備課

(7) 荒廃地等の面積

単位:ha

区分	荒 廃 林 地				海 岸 砂 地	せき悪 林 地	備考
	総 数	崩壊地	地すべ り 地	崩 壊 危 険 地			
総 数	5,732.99	1.99	74.00	5,657.00	0.00	0.00	0.00
八 代 市	1,279.60	0.60	63.00	1,216.00			
氷 川 町	14.00			14.00			
八代地域計	1,293.60	0.60	63.00	1,230.00	0.00	0.00	0.00
水 俣 市	405.00			405.00			
芦 北 町	391.01	0.01	11.00	380.00			
津 奈 木 町	104.27	0.27		104.00			
芦北地域計	900.28	0.28	11.00	889.00	0.00	0.00	0.00
人 吉 市	141.07	0.07		141.00			
錦 町	68.00			68.00			
多 良 木 町	579.01	0.01		579.00			
湯 前 町	113.00			113.00			
水 上 村	313.60	0.60		313.00			
相 良 村	346.18	0.18		346.00			
五 木 村	887.00			887.00			
山 江 村	236.00			236.00			
球 磨 村	708.10	0.10		708.00			
あさぎり町	147.15	0.15		147.00			
球磨地域計	3,539.11	1.11	0.00	3,538.00	0.00	0.00	0.00

資料:熊本県森林保全課

(8) 森林の被害

単位 面積:ha

種類 年度	気象災害			病虫害			獣害			林野火災		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3
総数					1.00		128.68	246.00	174.98	1.01	1.02	3.03
八代市								2.46		1.00		1.00
氷川町												
八代地域計							8.48	61.57	29.64	1.00		1.00
水俣市							5.00	5.59	6.46		1.00	2.00
芦北町							0.25	3.95	3.83			
津奈木町								0.14	0.79			
芦北地域計							83.37	28.56			1.00	2.00
人吉市					1.00		0.70	1.13	4.95			
錦町							0.60					
多良木町							0.30	5.17		0.01	0.02	
湯前町												
水上村								1.04	1.07			
相良村								4.32	0.17			
五木村								2.05	1.67			0.03
山江村							0.05	0.04				
球磨村									0.39			
あさぎり町							0.01	0.42	0.15			
球磨地域計					1.00		36.83	155.87	145.34	0.01	0.02	0.03

注1 火災、スギカミキリ、松くい虫、シカ等被害の顕著なものにつき、過去3ヵ年分を記載する。

2 被害面積は実損面積とする。

3 記載に当たっては、「森林被害報告について」(昭和53年5月16日付け53林野保第235号林野庁長官通知)を参照のこと。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

区 分		総数	保 有 山 林 規 模 (ha)										
			保有山林なし	1~3 未満	3~ 5	5~ 10	10~ 20	20~ 30	30~ 50	50~ 100	100~ 500	500~ 1000	1000 以上
球 磨 川 計 画 区	八 代 市	58	5	1	8	6	12	8	9	4	4	1	-
	氷 川 町	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	八代地域計	58	5	1	8	6	12	8	9	4	4	1	0
	水 俣 市	31	1	1	6	4	8	4	-	4	2	1	-
	芦 北 町	63	1	1	19	13	14	5	4	2	3	1	-
	津 奈 木 町	13	-	-	3	3	3	1	-	1	2	-	-
	芦北地域計	107	2	2	28	20	25	10	4	7	7	2	0
	人 吉 市	31	2	1	4	5	4	1	4	2	4	3	1
	錦 町	3	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	多 良 木 町	24	2	2	1	4	6	-	3	1	3	-	2
	湯 前 町	10	2	-	-	2	2	-	1	-	2	1	-
	水 上 村	34	4	-	3	8	6	4	1	2	4	1	1
	相 良 村	15	1	-	-	-	5	4	1	3	-	1	-
	五 木 村	25	1	-	-	2	6	2	4	7	2	-	1
	山 江 村	8	-	-	-	-	3	-	2	2	1	-	-
	球 磨 村	66	-	-	16	21	19	4	2	1	2	-	1
	あ さ ぎ り 町	9	2	-	2	2	1	-	-	-	1	-	1
	球磨地域計	225	15	3	26	44	52	15	19	18	19	6	8
	総 数	390	22	6	62	70	89	33	32	29	30	9	8
白川・菊池川計画区		575	12	20	131	130	133	56	43	25	18	0	4
緑川計画区		219	2	5	59	75	44	14	8	6	1	1	0
天草計画区		71	0	1	12	19	15	3	8	5	4	2	1
県 計		1,255	36	32	264	294	281	106	91	65	53	12	13

出典：2020年農林業センサス(農林業経営体調査)

個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

(2) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区分	市町村	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積
森 林 組 合	総 数	(8組合)	11,643	109	736,802	110,093
	八代市、氷川町	八代	3,098	14	183,155	27,161
	水俣市、芦北町、津奈木町	水俣芦北	3,960	17	145,583	23,234
	人吉市、錦町、山江村、あさぎり町	くま中央	1,727	18	93,802	16,705
	多良木町	多良木町	514	8	68,032	4,709
	湯前町、水上村	上球磨	652	17	97,945	5,595
	相良村	相良村	395	5	28,860	4,401
	五木村	五木村	373	12	56,155	14,482
	球磨村	球磨村	924	18	63,270	13,806
生 産 森 林 組 合	総 数	(4組合)	-	-	-	-
	山江村	城内	-	-	-	-
	山江村	神園	-	-	-	-
	山江村	柳野	-	-	-	-
	山江村	小森	-	-	-	-

森林組合については、森林組合一斉調査（R3実施）から出典（R3.5.31時点）
城内、神園、柳野、小森生産森林組合については、平成30年度以降事業休止中

イ 事業内容及び活動状況等

区分	組合名	事業 総取扱高 千円	素材取扱量			加工 (小径木・ チップ含む) m ³	造林		購買 売上高 千円	金融期末 貸付残高 千円	作業班 員数 人
			販売 m ³	林産 m ³	計 m ³		新植 ha	保育 ha			
森林 組合	(8組合)	5,167,692	119,713	131,141	250,854	68,167	437	3,464	271,869	3,867	179
	八代	418,604	688	8,941	9,629	0	75	425	39,097	0	7
	水俣芦北	541,392	59,570	15,620	75,190	4,762	34	160	41,886	362	12
	くま中央	697,373	447	27,608	28,055	0	57	563	20,781	0	41
	多良木	587,021	0	6,975	6,975	18,967	24	254	5,044	0	9
	上球磨	1,512,145	56,176	36,996	93,172	33,975	86	680	50,061	1,821	29
	相良村	144,879	441	3,714	4,155	0	21	112	9,447	0	21
	五木村	313,041	191	12,105	12,296	0	27	282	14,920	0	28
球磨村	953,237	2,200	19,182	21,382	10,463	113	988	90,633	1,684	32	

区分	組合名	立木 販売量 m ³	木材販売量			立木の伐採			森林造成	
			一般用材 m ³	ハルブ その他 m ³	計 m ³	主伐 ha	間伐 ha	計 ha	新植 ha	保育 ha
生産 森林 組合	(4組合)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	城内	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	神園	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	柳野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小森	-	-	-	-	-	-	-	-	-

森林組合については、森林組合一斉調査（R3実施）から出典（R3.5.31時点）
 城内、神園、柳野、小森生産森林組合については、平成30年度以降事業休止中

(3) 林業事業体等の現況

単位 事業量:m3

区 分	造林業 事業 体数	素材生産業 事業 体数 事業量		木材 卸売業 事業 体数	素材市売市場 市場 数 事業量		木 材 ・ 木 製 品 製 造 業							
							製 材 業		チ ッ プ		集 成 材		プ レ カ ッ ト	
							事業 体数	事業 量	事業 体数	事業 量	事業 体数	事業 量	事業 体数	事業 量
総 数	17	84	698,794	161	8	575,395	46	135,435	16	342,099	0	0	4	-
八 代 市	5	16	-	38	1	-	12	-	3	-				
氷 川 町				1			1	-						
八代地域計	5	16	-	39	1	-	13	-	3	-	0	0	0	0
水 俣 市	3	7	-	12			3	-	1	-				
芦 北 町		5	-	11	1	-	4	-	2	-				
津 奈 木 町		3	-	7	1	-	3	-	3	-			1	-
芦北地域計	3	15	-	30	2	-	10	-	6	-	0	0	1	-
人 吉 市	1	16	-	20			2	-						
錦 町		2	-	5										
多 良 木 町	2	6	-	12	1	-	4	-	1	-			1	-
湯 前 町	1	5	-	14	1	-	7	-	1	-			1	-
水 上 村	1	4	-	8	1	-	3	-	1	-				
相 良 村	2	3	-	9	2	-	2	-	1	-			1	-
五 木 村	1	4	-	4										
山 江 村		1	-	2			1	-						
球 磨 村	1	3	-	3			1	-	2	-				
あ さ ぎ り 町		9	-	15			3	-	1	-				
球磨地域計	9	53	-	92	5	-	23	-	7	-	0	0	3	-

注1 事業体数については、一の事業体が2以上の事業種を兼ねている場合は、それぞれに事業体数を計上する。

2 素材生産業の事業量は、各市町村において生産された素材材積(国有林分含む。)とする。

(4) 林業労働力の概況(林業就業者数)

単位:人

区 分	総計	年齢区分別															
		15~ 19	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65~ 69	70~ 74	75~ 79	80~ 84	85~	
球 磨 川 計 画 区	八代市	150	1	3	5	7	7	15	14	5	17	27	25	14	6	3	1
	氷川町	6	0	0	0	1	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0
	八代地域計	156	1	3	5	8	7	15	16	6	18	28	25	14	6	3	1
	水俣市	58	1	3	3	4	5	9	8	4	6	2	4	6	1	1	1
	芦北町	59	1	4	6	4	0	8	8	3	6	12	4	1	1	1	0
	津奈木町	19	0	1	1	2	4	2	5	1	2	1	0	0	0	0	0
	芦北地域計	136	2	8	10	10	9	19	21	8	14	15	8	7	2	2	1
	人吉市	190	3	10	6	16	20	29	13	19	23	24	9	12	3	2	1
	錦町	68	1	7	6	6	5	8	8	7	5	3	6	3	2	1	0
	多良木町	130	1	8	7	16	9	15	11	13	16	16	7	7	2	0	2
	湯前町	76	1	4	5	9	3	5	6	11	12	8	8	2	2	0	0
	水上村	78	0	1	1	5	12	6	4	4	16	13	6	6	3	1	0
	相良村	52	1	4	2	4	4	3	4	3	1	5	12	6	3	0	0
	五木村	53	0	4	1	2	5	2	6	4	6	11	4	4	4	0	0
	山江村	38	1	3	0	2	5	7	0	1	3	3	7	6	0	0	0
	球磨村	62	1	0	3	4	3	8	5	2	13	12	3	6	1	1	0
	あさぎり町	100	3	5	0	9	13	12	12	10	6	8	14	3	4	1	0
	球磨地域計	847	12	46	31	73	79	95	69	74	101	103	76	55	24	6	3
	総数	1,139	15	57	46	91	95	129	106	88	133	146	109	76	32	11	5
白川・菊池川計画区	868	8	33	45	54	67	98	93	77	128	108	61	57	30	8	1	
緑川計画区	244	0	13	12	22	24	9	13	23	33	32	28	21	8	5	1	
天草計画区	147	0	3	5	14	8	23	20	22	14	16	15	2	1	0	4	
県計	2,398	23	106	108	181	194	259	232	210	308	302	213	156	71	24	11	

資料: 熊本県林業統計要覧(令和2年度(2020年度)版)

(5) 林業機械化の概況

機 械 種 名	説 明	単 位	球磨川計画区				白川・ 菊池川 計画区	緑 川 計画区	天 草 計画区	総 計	
			八代	芦北	球磨	計					
高性能 林業 機械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	台				0	1		1	
	ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械	台	1		2	3	14	5	22	
	プロセッサ	枝払い、玉切りする自走式機械	台	17	18	47	82	19	9	1	111
	スキッド	牽引式集材専用のトラク	台			1	1				1
	フォワーダ	積載式集材専用車両	台	25	23	35	83	25	17	6	131
	タワーヤーダ	元柱を具備した自走式機械	台			3	3				3
	スイングヤーダ	旋回可能なブームを装備する集材機械	台	9	4	34	47	4	3	1	55
	グラップルバケット	バケットとグラップルの機能を持つ自走式機械	台	5	16	7	28	3	9	1	41

注) 令和3年度(2021年度)林業機械・器具現況調査による。

(6) 作業路網等の整備の概況

単位:m

区 分		路 線 数	延 長	備 考
総 数		3,801	3,166,151	
八代	八 代 市	585	485,477	
	氷 川 町			
	小 計	585	485,477	
芦北	水 俣 市	215	118,153	
	芦 北 町	590	269,804	
	津 奈 木 町	56	20,280	
	小 計	861	408,237	
球磨	人 吉 市	271	233,414	
	錦 町	28	25,948	
	多 良 木 町	168	151,685	
	湯 前 町	54	44,960	
	水 上 村	297	249,133	
	相 良 村	172	198,540	
	五 木 村	478	466,195	
	山 江 村	264	266,996	
	球 磨 村	520	486,997	
	あ さ ぎ り 町	103	148,569	
	小 計	2,355	2,272,437	

資料: 熊本県森林整備課

注) 数量は、令和3年度(2021年度)末の実績。

(7) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千m3)
1,301

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	1,301	427	1,891
90	1,171		1,761
80	1,041		1,631
70	911		1,501
60	781		1,371
50	651		1,241
40	520		1,110
30	390		980
20	260		850
10	130		720

4 県内森林資源の推移

(1) 全 県

資料：民有林資源調査書（各年4月1日現在）

区 分	森 林 資 源 の 状 況													
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
面 積 ha	総 数	399,105	398,965	398,907	398,778	398,477	398,177	398,188	398,092	397,384	397,475	397,262	396,949	396,826
	人 計	241,530	241,907	242,016	241,942	241,793	241,932	242,106	242,070	241,430	241,578	241,394	241,320	241,616
	スギ	138,410	138,579	138,546	138,542	138,157	137,914	137,957	138,062	137,907	138,045	138,072	138,023	138,607
	ヒノキ	91,349	91,536	91,636	91,624	91,714	91,641	91,610	91,409	90,998	90,970	90,801	90,780	90,391
	その他	11,771	11,792	11,834	11,776	11,922	12,377	12,539	12,599	12,525	12,563	12,521	12,518	12,617
	天然林	127,349	126,869	126,757	126,565	126,292	125,833	125,686	125,830	125,655	125,641	125,453	125,269	125,021
その他	30,226	30,189	30,134	30,271	30,392	30,412	30,396	30,192	30,299	30,256	30,415	30,360	30,189	
蓄 積 千 m ³	総 数	112,812	114,734	116,552	118,197	119,703	120,819	121,892	123,076	123,800	125,167	126,156	127,265	127,963
	人 計	92,107	93,973	95,666	97,213	98,621	99,705	100,707	101,805	102,608	103,851	104,792	106,056	106,687
	スギ	60,791	61,892	62,811	63,670	64,363	64,827	65,278	65,814	66,229	66,871	67,307	68,021	68,298
	ヒノキ	29,234	29,969	30,711	31,377	32,063	32,653	33,186	33,720	34,109	34,683	35,170	35,699	36,034
	その他	2,082	2,112	2,144	2,166	2,195	2,225	2,244	2,271	2,270	2,297	2,315	2,336	2,356
	天然林	20,705	20,761	20,886	20,984	21,082	21,114	21,185	21,270	21,192	21,316	21,364	21,209	21,276
その他(千束)	10,431	9,451	10,380	10,359	10,324	10,298	10,281	10,237	10,179	10,179	10,153	10,094	10,054	

(2) 球磨川計画区

区 分	森 林 資 源 の 状 況													
	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
面 積 ha	総 数	171,594	171,521	171,469	171,413	171,389	171,394	171,419	170,731	170,764	170,798	102,024	170,705	170,739
	人 計	118,657	118,779	118,831	118,886	118,891	119,046	119,153	118,295	118,216	118,317	68,534	118,300	118,465
	スギ	59,071	59,100	59,108	59,118	59,140	59,186	59,337	59,347	59,208	59,339	32,713	59,517	60,016
	ヒノキ	53,312	53,389	53,424	53,429	53,415	53,270	53,168	52,903	52,431	52,394	30,437	52,204	51,818
	その他	6,274	6,290	6,299	6,339	6,336	6,590	6,648	6,046	6,577	6,584	5,384	6,579	6,632
	天然林	48,537	48,348	48,259	48,133	48,085	47,909	47,776	48,012	47,935	47,888	30,118	47,831	47,766
その他	4,400	4,393	4,379	4,394	4,413	4,439	4,489	4,425	4,613	4,593	3,373	4,573	4,508	
蓄 積 千 m ³	総 数	51,334	52,236	53,197	54,044	54,980	55,640	56,108	56,572	56,380	57,473	34,751	58,696	58,911
	人 計	42,435	43,309	44,226	45,020	45,876	46,515	46,961	47,391	47,308	48,318	28,401	49,566	49,746
	スギ	24,161	24,578	25,013	25,375	25,775	26,025	26,134	26,271	26,331	26,655	14,395	27,221	27,241
	ヒノキ	16,998	17,438	17,902	18,320	18,757	19,123	19,448	19,728	19,908	20,267	12,792	20,923	21,069
	その他	1,276	1,293	1,311	1,325	1,344	1,367	1,379	1,392	1,069	1,396	1,214	1,423	1,435
	天然林	8,899	8,927	8,971	9,024	9,104	9,125	9,147	9,181	9,072	9,155	6,350	9,130	9,166
その他(千束)	2,310	2,300	2,295	2,284	2,283	2,279	2,273	316	2,206	2,205	1,535	2,193	2,191	

林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む）

計画期間(R5.4.1~R15.3.31)

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ年 の計画箇所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
先線開設	基幹		八代市	菊池入吉線	7,994	16,000						1,2	有	
先線開設	基幹		八代市	池之原走水線	3,875	17,830		13,955				245A	無	新規開設に伴う延長変更
既設	基幹		八代市	南川内線	22,192	22,192				1,000		22	無	
既設	基幹		八代市	福根線	19,081	19,081				1,000		23	無	
既設	基幹		八代市	久連子椎原線	11,330	11,330						25	無	
新規開設	基幹		八代市	二本杉葉木線		27,240		7,760				26	無	
既設	基幹		八代市	坂本山江線	20,249	20,249				1,000		27	有	
既設	基幹		八代市	泉五木線	10,216	10,216				500		31	有	
新規開設	基幹		八代市	椎原縦木線		9,800						38	無	今回開設計画廃止
既設	管理		八代市	海老子線	792	792					484	101A	無	
既設	管理		八代市	油谷線	510	510						102A	無	
既設	管理		八代市	捨木線	1,240	1,240						103A	無	
先線開設	管理		八代市	葉木線	2,381	2,381			2,381	2,381		104A	無	
既設	管理		八代市	鎌瀬(支)線	2,525	2,525						105B	無	
既設	管理		八代市	小木場線	1,140	1,140						106A	無	
既設	管理		八代市	鎌瀬(本)線	2,000	2,000				259		107A	無	
既設	管理		八代市	瀬戸石線	2,364	2,364				832		108A	無	
既設	管理		八代市	柿ノ生線	1,319	1,319				1,319		109A	無	
既設	管理		八代市	板持線	3,019	3,019						110A	無	今回改良・舗装計画廃止
既設	管理		八代市	大谷線	1,670	1,670						111A	無	
既設	管理		八代市	日当支線2号線	500	500			100	215		112A	無	
先線開設	管理		八代市	洪利線	1,440	2,160		720		720		113A	無	
既設	管理		八代市	市ノ保線	1,780	1,780				1,575		115A	有	国併用管理区間
既設	管理		八代市	木々子走水線	4,384	4,384				2,084		117A	有	
既設	管理		八代市	登俣線	1,031	1,031			200			118A	無	
既設	管理		八代市	隠線	845	845			200	28		119A	無	
既設	管理		八代市	檜の木峠線	3,483	3,483			400	600		121A	無	
既設	管理		八代市	石丸線	2,568	2,568						122A	無	
先線開設	管理		八代市	真萱段線	360	1,073		713		713		123A	無	
既設	管理		八代市	植木谷線	2,747	2,747			400			124A	無	
既設	管理		八代市	水無線	4,121	4,121			400			125A	無	
既設	管理		八代市	水無支線1号線	300	300						126A	無	
既設	管理		八代市	小川内線	2,383	2,383			400			127A	無	
既設	管理		八代市	杉ノ元線	1,321	1,321				238		128A	無	
既設	管理		八代市	轟線								150A	無	芦北町150A
既設	管理		八代市	道の平線	2,923	2,923						151A	無	
既設	管理		八代市	畑中線	800	800						152A	無	
既設	管理		八代市	泉葉木線	4,415	4,415			500	933		153A	無	
既設	管理		八代市	大谷尻・弥木田川内線	2,531	2,531						154A	無	
既設	管理		八代市	谷口線	1,200	1,200						155A	無	
既設	管理		八代市	縦木線	3,041	3,569			500	529		156A	無	
既設	管理		八代市	船木線	1,200	1,200						157A	無	
既設	管理		八代市	中の瀬線	1,000	1,000						158A	無	
既設	管理		八代市	大堀線	1,225	1,225			200			159B	無	
既設	管理		八代市	多椎谷線	1,386	1,386						160A	無	
既設	管理		八代市	日当線	4,520	4,520			300			161A	無	
既設	管理		八代市	矢山線	1,632	1,632			200			162A	無	
既設	管理		八代市	生線	3,843	3,843			400			163A	無	
既設	管理		八代市	花の尾線	6,639	6,639			800			164A	無	
既設	管理		八代市	一本檜線	1,927	1,927			250			166A	無	
既設	管理		八代市	日添線	1,760	1,760			200	1,145		167A	無	
既設	管理		八代市	深水線	7,891	7,891			1,000	2,404		201A	無	既設201B
既設	管理		八代市	洪利瀬高線	3,733	3,733				2,071		202A	無	
先線開設	管理		八代市	鶴喰大門瀬線	4,514	5,514		1,000	1,000	3,484		203A	無	
先線開設	管理		八代市	白岩戸線	3,698	4,190		492		2,891		205A	無	既設205B
新規開設	管理		八代市	小浦線		4,500		4,500		4,500		206A	無	
先線開設	管理		八代市	平岩線	4,374	5,257		883		2,151		207A	無	既設207B
既設	管理		八代市	山口小川内線	5,268	5,268				2,043		209A	無	
先線開設	管理		八代市	塩平線	715	2,215		1,500		1,500		212A	無	既設212B
既設	管理		八代市	破木寺前瀬線	5,814	5,814			1,000	2,586		220A	無	
既設	管理		八代市	山洪線	1,085	1,085				1,085		221B	無	
既設	管理		八代市	岩奥南川内線	5,281	5,281			50			224A	無	既設224B
新規開設	管理		八代市	新道峠線		3,000		3,000		3,000		225A	無	
既設	管理		八代市	木々子日光線	5,780	5,780			1,000	3,682		226A	無	
既設	管理		八代市	袈裟堂深水線	3,779	3,779			1,000	1,810		227C	無	既設227A
新規開設	管理		八代市	せんだん轟線		1,700		1,700		1,700		228A	無	
既設	管理		八代市	鶴平線	6,105	6,105				3,147		229B	無	
既設	管理		八代市	板持陣之内線	5,158	5,158			1,000	2,047		230A	無	
既設	管理		八代市	狩倉線	2,110	2,110						231B	無	

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年3カ年 の計画箇 所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		八代市	市ノ俣支線	2,035	2,035				1,250		232B	無	
新規開設	管理		八代市	馬廻板ノ平線		2,000		2,000		2,000		233A	無	
新規開設	管理		八代市	登俣川原谷線		4,030		4,030		4,030		234A	無	
新規開設	管理		八代市	大門油谷線		1,900		1,900		1,900		235A	無	
新規開設	管理		八代市	馬廻走水線		1,168		1,168		1,168		236A	無	
既設	管理		八代市	仁田尾座連線	9,320	9,320			1,000			237A	無	
既設	管理		八代市	観音線	3,038	3,038			400	2,246		238A	無	
既設	管理		八代市	白谷線	5,606	5,606			10	4,185		240A	無	
新規開設	管理		八代市	四方田線		3,134		3,134		3,134		241A	無	
新規開設	管理		八代市	岩宇土線		7,700		7,700		7,700		242A	有	
新規開設	管理		八代市	星ヶ谷線		2,210		2,210		2,210		243B	無	
新規開設	管理		八代市	糸原山王線		1,800		1,800		1,800		244A	無	
新規開設	管理		八代市	板持瀬戸石線		4,900		4,900		4,900		204A	無	
新規開設	管理		八代市	攻朴の木線		13,600	2,700	10,900				246A	無	
新規開設	管理		八代市	菖蒲谷1号線		500		500					無	
新規開設	管理		八代市	仁田ノ尾線		500		500					無	
新規開設	管理		八代市	仏石線		5,000		5,000					無	
既設	管理		八代市	八竜山線	846	846							無	
既設	管理		八代市	菖蒲谷線	2,300	2,300							無	
			八代市計		269,652	392,131	2,700	81,965	18,791	90,679				
			八代地域計		269,652	392,131	2,700	81,965	18,791	90,679				
既設	基幹		水俣市	倉谷上小場線	6,431	6,431						29	有	
既設	管理		水俣市	下山線	941	941						101A	無	
既設	管理		水俣市	榎迫線	1,610	1,610				200		102A	無	
既設	管理		水俣市	吐合線	813	813						103A	無	
既設	管理		水俣市	気子線	895	895						105A	無	
既設	管理		水俣市	板橋線	1,460	1,460						106A	無	
既設	管理		水俣市	集線	2,018	2,018						107A	無	
既設	管理		水俣市	鬼岳線	960	960			100			108A	無	
既設	管理		水俣市	崩平線	1,060	1,060						109A	無	
既設	管理		水俣市	芦刈線	891	891						110A	無	
既設	管理		水俣市	茂川線	1,580	1,580				300		111A	無	
既設	管理		水俣市	一本木線	702	702						112A	無	
既設	管理		水俣市	逃口線	714	714						113A	無	
既設	管理		水俣市	車道線	470	470						114A	無	
既設	管理		水俣市	鷹山線	1,230	1,230						115A	無	
既設	管理		水俣市	有木線	850	850						116A	無	
既設	管理		水俣市	岩井口線	350	350						117A	無	
既設	管理		水俣市	田頭線	1,500	1,500						118A	無	
既設	管理		水俣市	頭石線	4,208	4,208						119A	無	
既設	管理		水俣市	赤尼田線	4,014	4,014						120A	無	
既設	管理		水俣市	古里線	757	757						121A	無	
既設	管理		水俣市	日当野線	440	440						122A	無	
既設	管理		水俣市	岡山線	1,732	1,732						123A	無	
既設	管理		水俣市	山小場線	500	500						124A	無	
新規開設	管理		水俣市	深田線		4,500						201A	無	
新規開設	管理		水俣市	桜野線		3,500						204A	無	
既設	管理		水俣市	谷山線	1,800	1,800				100		210A	無	
既設	管理		水俣市	田代線	1,600	2,260		660		300		213A	無	
新規開設	管理		水俣市	榎迫支線	1,520	2,740		1,220				205B	無	新規開設に伴う開設延長変更
			水俣市計		41,046	50,926		1,880		1,000				
既設	基幹		芦北町	倉谷上小場線	11,122	11,122			1,000			29	有	
新規開設	基幹		芦北町	松生屋敷野線	1,050	8,513		7,463				101	無	新規開設に伴う開設延長変更
既設	管理		芦北町	榎川内線	680	680						101A	無	
既設	管理		芦北町	東部線	9,457	9,457						103A	無	
既設	管理		芦北町	永谷線	1,040	1,040						105A	無	
既設	管理		芦北町	大岩(妙合)線	512	512						106A	無	
既設	管理		芦北町	本野線	640	640						107A	無	
既設	管理		芦北町	廿五線	666	666						108A	無	
既設	管理		芦北町	双間伏線	590	590						109A	無	
既設	管理		芦北町	萩の鶴線	1,431	1,431						110A	無	
既設	管理		芦北町	大川内東線	1,075	1,075			500			111A	無	
既設	管理		芦北町	瀬戸線	1,140	1,140						112A	無	
既設	管理		芦北町	与内越南線	576	576						113A	無	
既設	管理		芦北町	小園線	473	473						114A	無	
既設	管理		芦北町	シノメ線	1,322	1,322						116A	無	
既設	管理		芦北町	大崎線	427	427						117A	無	
既設	管理		芦北町	山神線	660	660						118A	無	
既設	管理		芦北町	小平線	1,300	1,300						119A	無	
既設	管理		芦北町	市野瀬線	800	800						120A	無	

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年3カ年 の計画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		芦北町	永瀬線	500	500						121A	無	
既設	管理		芦北町	下白木線	300	300						123A	無	
既設	管理		芦北町	金ヶ本線	1,400	1,400				500		124A	無	
既設	管理		芦北町	風穴線	532	532						125A	無	
既設	管理		芦北町	国見線	1,800	1,800			1,000			126A	無	
既設	管理		芦北町	矢風線	700	700						128A	無	
既設	管理		芦北町	加賀保線	1,000	1,000						129A	無	
既設	管理		芦北町	鶴掛線	800	800						130A	無	
既設	管理		芦北町	立川線	1,850	1,850			1,000			131A	無	
既設	管理		芦北町	園口線	1,360	1,360						132A	無	
既設	管理		芦北町	ゲンゴス線	800	800						133A	無	
既設	管理		芦北町	松生線	800	800						135A	無	
既設	管理		芦北町	大鍬保線	400	400						136A	無	
既設	管理		芦北町	山手川内線	550	550						137A	無	
既設	管理		芦北町	投石線	332	332						138A	無	
既設	管理		芦北町	地藏谷線	133	133						139A	無	
既設	管理		芦北町	北田線	300	300						140A	無	
既設	管理		芦北町	長迫線	1,500	1,500			500			142A	無	
既設	管理		芦北町	陣之内黒岩線	2,373	2,373						143A	無	
既設	管理		芦北町	轟線	2,805	2,805						150A	無	八代市150A
先線開設	管理		芦北町	岩屋川内線	871	3,321						203B	無	既設203A
新規開設	管理		芦北町	脇ノ迫線		3,500						204A	無	
既設	管理		芦北町	井牟田線	2,990	2,990				787		151C	無	
先線開設	管理		芦北町	祝坂線	800	1,700						208A	無	
新規開設	管理		芦北町	女島線		2,200						210A	無	
新規開設	管理		芦北町	米田日添線		2,200						211B	無	
既設	管理		芦北町	国見(一)線	4,372	4,372			1,500			152A	無	
新規開設	管理		芦北町	鶴掛牧山線		4,000						213B	無	
新規開設	管理		芦北町	塩汲岳線		1,900						214A	無	
新規開設	管理		芦北町	吉尾線		1,350						215A	無	
			芦北町 計		64,229	90,192		7,463	4,000	2,787				
既設	基幹		津奈木町	倉谷上小場線	8,387	8,387			100			29	有	
既設	管理		津奈木町	芋川線	2,430	2,430			50			101A	無	
既設	管理		津奈木町	矢城線	1,158	1,158			50			102A	無	
既設	管理		津奈木町	中良線	1,138	1,138			50			103A	無	
既設	管理		津奈木町	三ヶ峰線	4,456	4,456			50			104A	無	
既設	管理		津奈木町	荒峰線	1,700	1,700			50			105A	無	
既設	管理		津奈木町	石木田線	2,808	2,808			50			106A	無	
既設	管理		津奈木町	花月線	1,874	1,874			50			125A	無	
新規開設	管理		津奈木町	藁草線		4,826		2,199				204A	無	
先線開設	管理		津奈木町	清水線	2,657	2,800		143	50			205A	無	既設分は管理道
既設	管理		津奈木町	弥太越線	1,772	1,772			50			209C	無	
新規開設	管理		津奈木町	蛙石線		1,569						211A	無	
新規開設	管理		津奈木町	龍岩線		3,447		1,067				212A	有	
			津奈木町 計		28,380	38,365		3,409	550					
			芦北地域 計		133,655	179,483		12,752	4,550	3,787				
既設	管理		人吉市	園田山線	2,684	2,684						101A	無	
既設	管理		人吉市	宇土山線	1,722	1,722						102A	無	
既設	管理		人吉市	新立線	1,170	1,170						103A	無	
既設	管理		人吉市	八ヶ峰線	773	773						104A	無	
既設	管理		人吉市	永野線	946	946						105A	有	
既設	管理		人吉市	舟の谷線	1,692	1,692						106A	無	
既設	管理		人吉市	日添線	1,650	1,650						107A	無	
既設	管理		人吉市	道平線	3,480	3,480						108A	無	
既設	管理		人吉市	芦刈線	3,048	3,048						109A	無	
既設	管理		人吉市	牧の内線	2,000	2,000						110A	無	
既設	管理		人吉市	西浦線	420	420						111A	有	
既設	管理		人吉市	萩の迫線	2,534	2,534						112A	無	
既設	管理		人吉市	大谷線	1,500	1,500						113A	無	
既設	管理		人吉市	照岳線	4,040	4,040						114B	無	
既設	管理		人吉市	津ヶ尾線	4,838	4,838						115A	無	
既設	管理		人吉市	吸川線	1,630	1,630						116A	無	
新規開設	管理		人吉市	中小川内線		1,600						204A	無	
新規開設	管理		人吉市	鶴屋敷線		2,900						205A	無	
新規開設	管理		人吉市	次岩線		900						206A	無	
新規開設	管理		人吉市	宇津良線		2,300						207A	無	
新規開設	管理		人吉市	岩ノ首線		1,500						208A	無	
			人吉市 計		34,127	43,327								
既設	管理		錦町	横山大平線	3,655	3,655						101A	無	
既設	管理		錦町	大平線	580	580						102A	有	

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年度から の計画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
新規開設	管理		あさぎり町	梨木迫線		500							無	
新規開設	管理		あさぎり町	塩井線		350							無	
新規開設	管理		あさぎり町	大野線		1,000							無	
新規開設	管理		あさぎり町	影平線		300							無	
新規開設	管理		あさぎり町	小川内線		960							無	
新規開設	管理		あさぎり町	花の木線		280							無	
新規開設	管理		あさぎり町	蛇来水線		1,600							無	
新規開設	管理		あさぎり町	地蔵平線		1,500							無	
新規開設	管理		あさぎり町	熊鹿倉線		600							無	
新規開設	管理		あさぎり町	鍋山線		1,100							無	
新規開設	管理		あさぎり町	荒谷線		900							無	
新規開設	管理		あさぎり町	宇土山線		1,400							無	
			あさぎり町 計		119,560	137,890			175					
既設	基幹		多良木町	菊池人吉線	1,683	1,683						1	有	
既設	基幹		多良木町	日当線	8,733	8,733						62	無	
既設	基幹		多良木町	槻木南線	19,321	19,321			35	788		65	無	
先線開設	基幹		多良木町	槻木北線	15,489	17,789		2,300		500		68	有	新規開設に伴う開設延長変更
既設	管理		多良木町	荒水谷線	4,284	4,284				4,284		101A	無	
既設	管理		多良木町	花立線	1,596	1,596						102A	無	
既設	管理		多良木町	松ヶ野線	1,355	1,355						103A	無	
既設	管理		多良木町	奥野線	1,007	1,007						105A	無	
既設	管理		多良木町	柳野線	943	943						108A	有	国併用管理区間
既設	管理		多良木町	大仁田線	1,440	1,440						109A	無	
既設	管理		多良木町	大谷線	3,870	3,870						110A	無	
既設	管理		多良木町	千本木谷線	1,524	1,524			22			111A	無	
既設	管理		多良木町	犬喰線	896	896			56			112A	無	
既設	管理		多良木町	成尾線	1,660	1,660						205A	無	
先線開設	管理		多良木町	田畑線	321	3,251		1,465	400			209B	無	
既設	管理		多良木町	上柳線	3,700	3,700				2,700		210A	無	
既設	管理		多良木町	湯原線	802	802						211A	無	
既設	管理		多良木町	深谷線	926	926						212A	無	
既設	管理		多良木町	山柿谷線	2,315	2,315			7			213B	無	
既設	管理		多良木町	妙見野線	1,254	2,101						214A	無	
新規開設	管理		多良木町	孝崎川ダム線		895						216A	無	
新規開設	管理		多良木町	高滝線		1,190						219A	無	
新規開設	管理		多良木町	萩の尾線		12,280							無	
新規開設	管理		多良木町	横尾立線		11,560							無	
			多良木町 計		73,119	105,121		3,765	520	8,272				
既設	管理		湯前町	火の谷線	654	654						101A	無	
既設	管理		湯前町	高尾線	538	538						102A	無	
既設	管理		湯前町	夜狩内線	620	620						103A	無	
既設	管理		湯前町	宮の谷線	2,867	2,867						104A	無	
既設	管理		湯前町	七ツ山線	657	657						105A	無	
既設	管理		湯前町	大谷線	816	816						106A	無	
既設	管理		湯前町	尾谷線	800	800						107A	無	
既設	管理		湯前町	浅牧線	951	951						108A	無	
既設	管理		湯前町	仁原線	150	150						109A	無	
既設	管理		湯前町	長谷場線	665	665						110A	無	
既設	管理		湯前町	長谷場支線	520	520						111A	無	
既設	管理		湯前町	辻線	540	540						112A	無	
既設	管理		湯前町	藪野線	560	560						113A	無	
既設	管理		湯前町	牧良線	1,970	1,970						114A	無	
既設	管理		湯前町	横迫線	4,005	4,005						115B	無	
			湯前町 計		16,313	16,313								
既設	基幹		水上村	菊池人吉線	400	400						1,2	無	
先線開設	基幹		水上村	梅木鶴線	21,074	21,670		596	200			64	有	
既設	基幹		水上村	上米良大平線	8,329	8,329			200			66	有	
既設	基幹		水上村	岩野白蔵線	19,740	19,740			200	4,753		79	無	
先線開設	基幹		水上村	湯山峠小崎線	8,426	15,827		7,401				99	無	新規開設に伴う開設延長変更
既設	管理		水上村	幸野線	2,318	2,318						101A	無	
既設	管理		水上村	瀬谷線	835	835						102A	無	
既設	管理		水上村	梶の迫線	942	942						104A	無	
既設	管理		水上村	三本杉線	1,300	1,300						105A	無	
既設	管理		水上村	美尾谷線	2,085	2,085						106A	無	
既設	管理		水上村	長迫大迫線	1,484	1,484						107A	無	
既設	管理		水上村	倉谷線	7,626	7,626						109B	無	
既設	管理		水上村	上野々平線	1,296	1,296						112A	無	
既設	管理		水上村	うるし原線	899	899						113A	無	
既設	管理		水上村	網尾高平線	1,305	1,305						116A	無	
既設	管理		水上村	茶園谷線	501	501						117A	無	

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年3カ年 の計画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		水上村	野々平線	2,793	2,793						118A	無	
既設	管理		水上村	小春線	3,140	3,140						119A	無	
既設	管理		水上村	田迎線	5,255	5,255						121A	無	
既設	管理		水上村	柳平線	2,637	2,637						122A	無	
先線開設	管理		水上村	尾迎線	4,267	5,505		619				206A	無	既設206B
先線開設	管理		水上村	星白線	2,978	4,000		511				221A	無	
先線開設	管理		水上村	川内線	800	8,300		3,750				222A	無	既設222B
先線開設	管理		水上村	千ヶ平線	2,229	7,229		500	1,000			225A	無	既設225B
先線開設	管理		水上村	長迫線	2,134	3,134		500				226A	無	既設226B
先線開設	管理		水上村	白蔵峠線	2,281	8,281		3,000				227A	無	既設227B
先線開設	管理		水上村	松尾線	1,310	4,810		1,750				228A	無	既設228B
新規開設	管理		水上村	笹の本線		1,500		750				230A	無	
先線開設	管理		水上村	横手線	2,736	2,736				1,088		231A	無	今回一部廃道
			水上村 計		111,120	145,877		19,377	600	6,841				
既設	基幹		相良村	菊池人吉線	11,930	11,930						1	無	
既設	基幹		相良村	相良五木線	6,693	6,693						34	有	
既設	基幹		相良村	夜狩尾線	8,870	8,870						70	無	
新規開設	基幹		相良村	四浦西線		24,100		10,000				103	無	
既設	管理		相良村	晴山線	4,430	4,430						101A	有	国併用管理区間
既設	管理		相良村	廻線	2,569	2,569						102A	無	
既設	管理		相良村	黒石平川線	10,444	10,444						103A	無	
既設	管理		相良村	新層谷線	7,205	7,205			8			104A	無	山江村111A
先線開設	管理		相良村	小谷椎葉線	1,830	9,900						201A	有	
新規開設	管理		相良村	永日線		6,200		2,500				202A	有	
新規開設	管理		相良村	中ノ原上椎葉線		4,612						211B	有	
新規開設	管理		相良村	初神尾方原線		7,620		3,810				212B	無	
新規開設	管理		相良村	曾焼線		3,035		1,517				213B	無	
新規開設	管理		相良村	夜狩尾2号線		3,327		1,663				214A	無	
新規開設	管理		相良村	小柏平ノ下線		7,116							無	
新規開設	管理		相良村	萩胡麻立線		6,016		3,008					無	
			相良村 計		53,971	124,067		22,498	8					
既設	基幹		五木村	菊池人吉線	21,698	21,698						1,2	無	
既設	基幹		五木村	下梶原線	8,123	8,123						33	有	
既設	基幹		五木村	相良五木線	9,355	9,355			1,000			34	有	
既設	基幹		五木村	日当線	9,016	9,016						62	無	
既設	基幹		五木村	浪人越線	22,296	22,296			22,296	22,296		63	有	
新規開設	基幹		五木村	瀬目下谷線	3,709	21,150	10,041	7,400				64	有	新規開設に伴う開設延長変更
既設	管理		五木村	嶽線	1,801	1,801						101A	無	
既設	管理		五木村	白髪谷線	2,400	2,400						102B	無	
既設	管理		五木村	三方谷線	832	832						103A	無	
既設	管理		五木村	平石山線	3,213	3,213						104A	無	
既設	管理		五木村	内谷線	3,156	3,156						106B	無	
既設	管理		五木村	裾川線	2,370	2,370						109A	無	
既設	管理		五木村	出ル羽線	1,037	1,037						111A	無	
既設	管理		五木村	八原線	5,732	5,732						112A	無	
既設	管理		五木村	アザミ谷線	5,183	5,183						113A	有	
既設	管理		五木村	日当線2	2,967	2,967						115B	無	
既設	管理		五木村	八重線	6,810	6,810			500			116A	有	221B 116A
既設	管理		五木村	白滝線	2,060	2,060						201A	無	
既設	管理		五木村	入鴨線	2,122	2,122						202B	無	
先線開設	管理		五木村	西谷線	1,464	2,464		500				203A	無	
既設	管理		五木村	空舎線	10,307	10,307						204A	無	
既設	管理		五木村	鷹山線	5,454	5,454						212A	有	
既設	管理		五木村	下入鴨線	5,680	5,680						214B	有	
既設	管理		五木村	北西谷線	2,580	2,580						217A	無	
既設	管理		五木村	轟谷線	670	670						218A	無	
新規開設	管理		五木村	河内谷峠線		1,000		500				219A	無	
新規開設	管理		五木村	内谷2号線		3,300		1,650					無	
新規開設	管理		五木村	大通1号線		3,000		1,500					無	
新規開設	管理		五木村	北西谷3号線		1,000		500					無	
新規開設	管理		五木村	入鴨3号線		900		450					無	
新規開設	管理		五木村	元井谷折立線		2,500		1,250					無	
新規開設	管理		五木村	栗鶴浪人越線		2,500		1,250					無	
新規開設	管理		五木村	松本八原線		600		300					無	
新規開設	管理		五木村	三方谷線		1,400		700					無	
新規開設	管理		五木村	北平線		1,500		750					無	
			五木村 計		140,035	176,176	10,041	16,750	23,796	22,296				
既設	基幹		山江村	坂本山江線	7,712	7,712			330			27	有	
新規開設	基幹		山江村	山江球磨線		6,050		6,050				102	無	
既設	管理		山江村	山洪線	730	730						101A	無	

登載区分	種類	林業専 用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年度 の計画箇 所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		山江村	下払線	550	550						102A	無	
既設	管理		山江村	第二横手線	650	650						103A	無	
既設	管理		山江村	屋形線	1,610	1,610			214			104A	無	
既設	管理		山江村	柳野線	1,040	1,040						105A	無	
既設	管理		山江村	亀谷線	1,635	1,635						106A	無	
既設	管理		山江村	向鶴線	920	920						108A	無	
既設	管理		山江村	葛線	2,290	2,290						109A	無	
既設	管理		山江村	今村線	3,087	3,087			400			110A	無	
既設	管理		山江村	新層谷線								111A	無	相良村104A
新規開設	管理		山江村	東大河内線		1,700						202A	無	
既設	管理		山江村	涼松横手線	5,737	5,737						203A	有	
既設	管理		山江村	大平鳥屋線	5,687	5,687						205A	無	
新規開設	管理		山江村	水無大槻線		4,000						209A	無	
新規開設	管理		山江村	水無線		3,500						210A	無	
新規開設	管理		山江村	葛淡島線		3,197						211A	無	
新規開設	管理		山江村	西小路～日当線		907						212B	有	
新規開設	管理		山江村	内畑～日当線		303						213A	無	
新規開設	管理		山江村	尾寄先～宇那川線		935						214B	有	
新規開設	管理		山江村	山口線		765						215B	無	
新規開設	管理		山江村	山口線		2,146						216B	無	
			山江村 計		31,648	55,151		6,050	944					
先線開設	基幹		球磨村	川島大岩線	11,404	17,585		6,181				67	有	新規開設に伴う開設延長変更
既設	基幹		球磨村	大槻大岩線	12,276	12,276			98	12,276		71	有	
先線開設	基幹		球磨村	岡大槻線	12,466	13,300		834				74	無	新規開設に伴う開設延長変更
新規開設	基幹		球磨村	山江球磨線	1,450	3,950		2,500				102	有	
既設	管理		球磨村	日川原谷線	568	568						101B	無	
既設	管理		球磨村	平野線	5,095	5,095						102A	無	
既設	管理		球磨村	広野線	2,561	2,561				487		103A	無	
既設	管理		球磨村	柳谷線	2,500	5,000	2,500	1,250				104A	無	
既設	管理		球磨村	鶴尾線	480	480						105A	無	
既設	管理		球磨村	楸木谷線	1,559	1,559						106A	無	
既設	管理		球磨村	長迫線	620	620						107A	無	
既設	管理		球磨村	二俣線	777	777						109A	無	
既設	管理		球磨村	線香山線	1,617	1,617						110A	無	
既設	管理		球磨村	滝平線	2,140	2,140				2,140		111B	無	
既設	管理		球磨村	辰之元線	2,878	2,878						112A	有	国併用管理区間
既設	管理		球磨村	上藪線	1,800	1,800						113A	無	
既設	管理		球磨村	横野線	1,450	1,450						114A	無	
既設	管理		球磨村	下川島線	2,601	2,601						116B	無	
既設	管理		球磨村	青戸線	2,635	6,000	2,635	1,682				117A	無	
既設	管理		球磨村	中原線	860	860						118B	無	人吉市管理
既設	管理		球磨村	一里山線	11,037	11,037				11,037		201A	無	
既設	管理		球磨村	大瀬線	4,233	4,233						204A	無	
既設	管理		球磨村	椎屋線	5,432	5,432				5,432		207A	無	
先線開設	管理		球磨村	東俣線	2,527	7,112		4,585				208A	無	新規開設に伴う開設延長変更
新規開設	管理		球磨村	内布系原線		3,200						209A	無	
既設	管理		球磨村	線香山柳谷線	6,423	6,423						215A	無	
新規開設	管理		球磨村	日当川線		4,000						217A	無	
新規開設	管理		球磨村	近江原山口線		2,100						219A	無	
既設	管理		球磨村	段の峠線	2,541	2,541						220B	無	
既設	管理		球磨村	白砂線	859	859						221A	無	
新規開設	基幹		球磨村	山口大槻線		16,000		8,000				222A	無	
新規開設	管理		球磨村	段の峠横井線		3,000		1,500				223A	無	
新規開設	管理		球磨村	高沢線		7,000		3,500				224A	無	
			球磨村 計		100,789	156,054	5,135	30,032	98	31,372				
			球磨地域 計		699,032	1,001,596	15,176	104,254	26,141	77,648				
			総 計		1,102,339	1,573,210	17,876	198,971	49,482	172,114				



発 行 者 : 熊 本 県

所 属 : 森 林 整 備 課

発 行 年 度 : 令 和 4 年 度 (2 0 2 2 年 度)

再生紙を使用しています

本文は、間伐材パルプ 30%、古紙パルプ 70%を原料とした用紙を使用しています。